

令和3年4月

# 令和2年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部



## 目次

第1章	暴力団情勢	
第1	令和2年における主な暴力団情勢とその対策	1
第2	暴力団その他反社会的勢力の情勢	1
1	暴力団構成員等の状況	1
2	主要団体等の動向	3
(1)	六代目山口組	
(2)	神戸山口組	
(3)	絆會	
(4)	住吉会	
(5)	稲川会	
3	暴力団以外の反社会的勢力の情勢	4
(1)	総会屋・会社ゴロ等の状況	
(2)	社会運動等標ぼうゴロの状況	
第3	暴力団犯罪の検挙状況等	5
1	全般的検挙状況	5
2	主要団体等に係る犯罪の検挙状況	9
3	六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	10
	【トピックスⅠ】 六代目山口組・神戸山口組の対立抗争等	11
4	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	13
(1)	事業者襲撃等事件の発生状況	
(2)	対立抗争事件の発生状況	
5	銃器発砲事件の発生状況	13
6	拳銃押収丁数	14
7	組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	15
8	資金獲得犯罪の検挙状況	15
(1)	令和2年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
(2)	組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3)	伝統的資金獲得犯罪	
(4)	詐欺事犯	
(5)	企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(6)	企業対象暴力及び行政対象暴力	
(7)	金融・不良債権関連事犯	
9	準暴力団等	22
第4	暴力団対策法の施行状況等	23
1	指定状況	23
2	行政命令の発出状況	23
(1)	中止命令	
(2)	再発防止命令	
(3)	請求妨害防止命令	
(4)	用心棒行為等防止命令	
(5)	賞揚等禁止命令	
(6)	事務所使用制限命令	
3	命令違反事件の検挙状況	26
第5	暴力団排除条例の施行状況等	29
1	条例の制定及び施行	29
2	条例の適用状況	29
第6	暴力団排除等の推進	29
1	公共部門における暴力団排除	29

(1) 公共事業等からの暴力団排除	
(2) 各種業法による暴力団排除	
(3) その他公共部門における暴力団排除	
<b>2 民間部門における暴力団排除</b>	31
(1) 企業活動からの暴力団排除	
(2) 証券取引における暴力団排除	
(3) 銀行取引における暴力団排除	
(4) 中小企業等における暴力団排除	
(5) 祭礼・露店からの暴力団排除	
<b>3 地域・住民による暴力団排除</b>	32
(1) 損害賠償請求等に対する支援	
(2) 事務所撤去運動に対する支援	
<b>4 暴力団排除活動に対する支援</b>	32
(1) 保護対策の強化	
(2) 暴力団情報の提供	
<b>5 都道府県センターの活動状況</b>	33
(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	

## 第2章 薬物・銃器情勢

<b>第1 薬物情勢</b>	35
<b>1 薬物事犯の検挙状況</b>	35
(1) 薬物事犯の検挙状況	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
【トピックスⅡ】 大麻乱用者の実態	43
<b>2 薬物密輸入事犯の検挙状況</b>	45
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向	
<b>3 薬物犯罪組織の動向</b>	49
(1) 薬物密売の概要	
(2) 暴力団の関与	
(3) 外国人の営利犯	
<b>4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況</b>	51
(1) 国籍・地域別	
(2) 覚醒剤事犯	
(3) 大麻事犯	
<b>5 危険ドラッグ事犯の検挙状況</b>	53
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
<b>6 参考資料</b>	55
(1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成13～令和2年）	
(2) 覚醒剤押収量の推移（平成13～令和2年）	
<b>7 薬物事犯の検挙事例</b>	56
(1) 覚醒剤事犯	
(2) 大麻事犯	

	(3) 麻薬及び向精神薬事犯	
<b>第2章</b>	<b>銃器情勢</b>	58
<b>1</b>	<b>銃器犯罪情勢</b>	58
	(1) 銃器発砲事件の発生状況	
	(2) 銃器使用事件の認知状況	
<b>2</b>	<b>銃器事犯取締状況</b>	60
	(1) 拳銃の押収状況	
	(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
	(3) 密輸入事件の摘発状況	
<b>3</b>	<b>参考資料</b>	63
	(1) 銃器発砲事件数の推移（平成13～令和2年）	
	(2) 拳銃押収丁数の推移（平成13～令和2年）	
<b>4</b>	<b>銃器事犯の検挙事例</b>	64
	(1) 拳銃発砲事件	
	(2) 拳銃所持事件	
<b>第3章</b>	<b>来日外国人犯罪情勢</b>	
<b>第1</b>	<b>来日外国人犯罪の検挙状況</b>	65
<b>1</b>	<b>来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢</b>	65
<b>2</b>	<b>令和2年中の検挙状況の概要</b>	66
	(1) 総検挙状況	
	(2) 国籍等別検挙状況	
	(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
	(4) 在留資格別検挙状況	
	<b>【トピックスⅢ】 来日ベトナム人犯罪と来日中国人犯罪の傾向</b>	72
<b>3</b>	<b>刑法犯検挙状況</b>	74
	(1) 包括罪種等別検挙状況	
	(2) 国籍等別検挙状況	
	(3) 在留資格別検挙状況	
	(4) 共犯事件検挙状況	
	(5) 検挙事例	
<b>4</b>	<b>特別法犯検挙状況</b>	83
	(1) 違反法令別検挙状況	
	(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
	(3) 在留資格別検挙状況	
	(4) 入管法違反検挙状況等	
	(5) 雇用関係事犯検挙状況	
	(6) 売春事犯検挙状況	
	(7) 薬物事犯検挙状況	
	(8) 検挙事例	
<b>5</b>	<b>来日ベトナム人犯罪の検挙状況</b>	89
	(1) 概要	
	(2) 刑法犯検挙状況	
	(3) 特別法犯検挙状況	
	(4) 特徴的な動向	
<b>6</b>	<b>来日中国人犯罪の検挙状況</b>	91
	(1) 概要	
	(2) 刑法犯検挙状況	
	(3) 特別法犯検挙状況	
	(4) 特徴的な動向	

<b>第 2</b>	<b>犯罪インフラ事犯等の現状</b>	93
1	概要	93
2	類型別検挙状況	94
	(1) 不法就労助長	
	(2) 旅券・在留カード等偽造	
	(3) 偽装結婚	
	(4) 地下銀行	
	(5) 偽装認知	
	(6) その他の犯罪インフラ事犯	
<b>第 3</b>	<b>国外逃亡被疑者等の状況</b>	98
1	国外に逃亡した被疑者の状況	98
2	国外逃亡被疑者等の状況	98
3	包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	98
4	国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	98
5	推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	98
6	国外逃亡被疑者等検挙状況	98
7	国外犯処罰規定適用状況	98
	凡例	99

# 第 1 章：暴力団情勢

## 第 1 令和 2 年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を受け、令和 2 年 1 月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定される中、同年 5 月には六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射して負傷させる事件、同年 11 月には六代目山口組傘下組織幹部らが神戸山口組幹部らに向けて拳銃を発射して負傷させる事件が発生するなど、両団体の対立抗争は継続している。こうした状況を受け、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、同年 7 月、10 月及び 12 月には警戒区域を新たに追加し、対立抗争の情勢に応じた措置を講じている。

また、令和 2 年 2 月に任侠山口組から名称を変更した絆會も、依然として両団体と対立状態にある。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、この機会に各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

さらに、工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降 1 年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和 2 年 12 月には 8 回目の延長を行った。

これまで工藤會に対する集中的な取締りを推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、令和 2 年 2 月、本部事務所が解体後、更地になった土地が民間企業に売却されるなどしたことで、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えている。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

## 第 2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

### 1 暴力団構成員等の状況

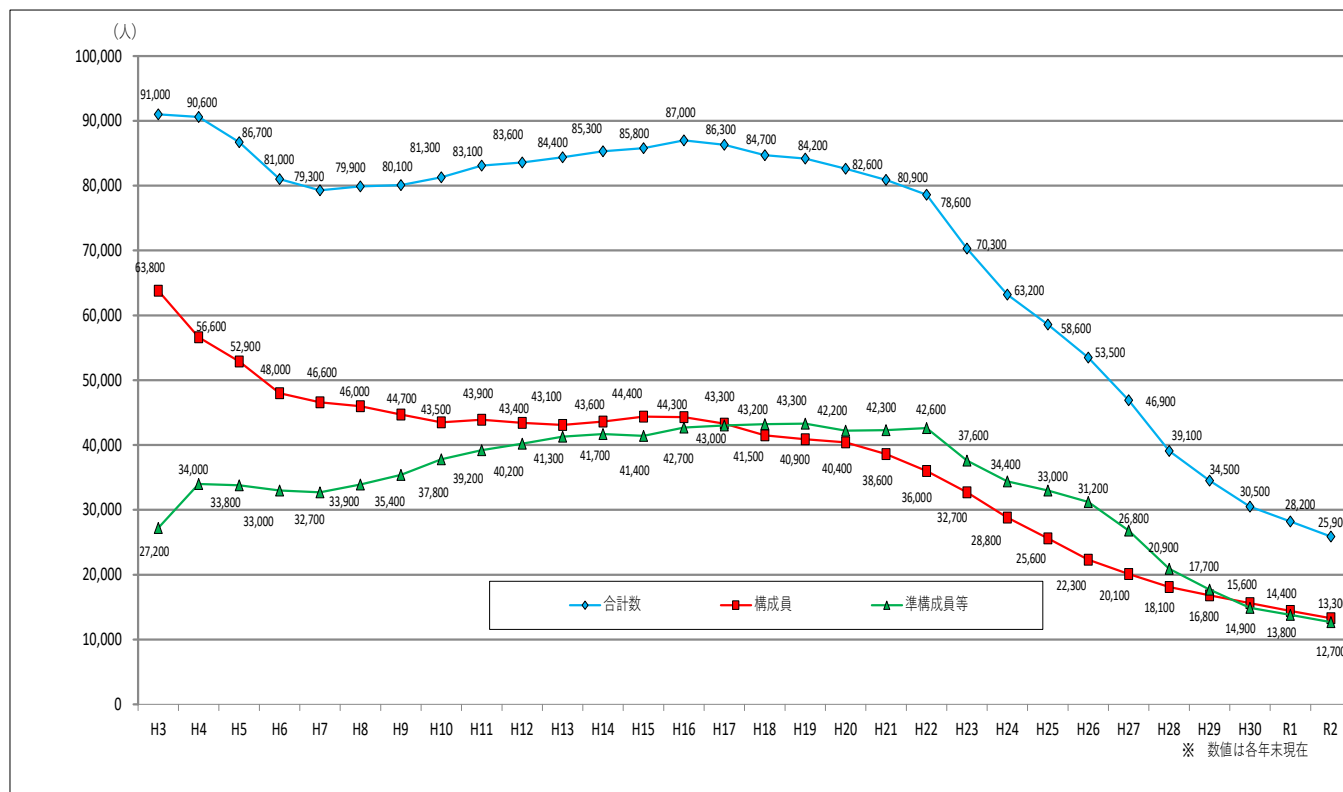
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成 17 年以降減少し、令和 2 年末現在で 25,900 人<sup>注1</sup>となっている。このうち、暴力団構成員の数は 13,300 人、準構成員等の数は 12,700 人となっている（**図表 1-1**）。

また、主要団体等<sup>注2</sup>（六代目山口組、神戸山口組及び絆會並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は 18,600 人（全暴力団構成員等の 71.8%）、うち暴力団構成員の数は 9,900 人（全暴力団構成員の 74.4%）となっている（**図表 1-2**）。

注 1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：平成27年末から29年末までは、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年末以降は絆會を含む5団体を「主要団体等」として表記している。

図表1-1 暴力団構成員等の推移





図表 1-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	前年比増減数 前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	15,200 (46.5%)	13,100 (45.5%)	11,600 (45.3%)	10,300 (46.2%)	6,000 (29.9%)	5,200 (28.7%)	4,700 (28.0%)	4,400 (28.2%)	4,100 (28.5%)	3,800 (28.6%)	-300 -7.3%
		準構成員等	15,800 (42.0%)	14,600 (42.4%)	14,100 (42.7%)	13,100 (42.0%)	8,000 (29.9%)	6,700 (32.1%)	5,600 (31.6%)	5,100 (34.2%)	4,800 (34.8%)	4,400 (34.6%)	-400 -8.3%
		計	31,000 (44.1%)	27,700 (43.8%)	25,700 (43.9%)	23,400 (43.7%)	14,100 (30.1%)	11,800 (30.2%)	10,300 (29.9%)	9,500 (31.1%)	8,900 (31.6%)	8,200 (31.7%)	-700 -7.9%
	神戸山口組	構成員	-	-	-	-	2,800 (13.9%)	2,600 (14.4%)	2,500 (14.9%)	1,700 (10.9%)	1,500 (10.4%)	1,200 (9.0%)	-300 -20.0%
		準構成員等	-	-	-	-	3,400 (12.7%)	2,900 (13.9%)	2,700 (15.3%)	1,800 (12.1%)	1,600 (11.6%)	1,300 (10.2%)	-300 -18.8%
		計	-	-	-	-	6,100 (13.0%)	5,500 (14.1%)	5,100 (14.8%)	3,400 (11.1%)	3,000 (10.6%)	2,500 (9.7%)	-500 -16.7%
	絆會	構成員	-	-	-	-	-	-	-	400 (2.6%)	300 (2.1%)	230 (1.7%)	-70 -23.3%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	370 (2.5%)	300 (2.2%)	260 (2.0%)	-40 -13.3%
		計	-	-	-	-	-	-	-	770 (2.5%)	610 (2.2%)	490 (1.9%)	-120 -19.7%
	住吉会	構成員	5,600 (17.1%)	5,000 (17.4%)	4,200 (16.4%)	3,400 (15.2%)	3,200 (15.9%)	3,100 (17.1%)	2,900 (17.3%)	2,800 (17.9%)	2,800 (19.4%)	2,600 (19.5%)	-200 -7.1%
		準構成員等	6,100 (16.2%)	5,500 (16.0%)	5,300 (16.1%)	5,100 (16.3%)	4,100 (15.3%)	3,500 (16.7%)	2,900 (16.4%)	2,100 (14.1%)	1,700 (12.3%)	1,600 (12.6%)	-100 -5.9%
		計	11,700 (16.6%)	10,600 (16.8%)	9,500 (16.2%)	8,500 (15.9%)	7,300 (15.6%)	6,600 (16.9%)	5,800 (16.8%)	4,900 (16.1%)	4,500 (16.0%)	4,200 (16.2%)	-300 -6.7%
	稲川会	構成員	4,000 (12.2%)	3,700 (12.8%)	3,300 (12.9%)	2,900 (13.0%)	2,700 (13.4%)	2,500 (13.8%)	2,300 (13.7%)	2,200 (14.1%)	2,100 (14.6%)	2,000 (15.0%)	-100 -4.8%
		準構成員等	4,100 (10.9%)	3,800 (11.0%)	3,800 (11.5%)	3,700 (11.9%)	3,000 (11.2%)	2,000 (9.6%)	1,800 (10.2%)	1,400 (9.4%)	1,300 (9.4%)	1,300 (10.2%)	0 0.0%
		計	8,100 (11.5%)	7,600 (12.0%)	7,000 (11.9%)	6,600 (12.3%)	5,800 (12.4%)	4,400 (11.3%)	4,100 (11.9%)	3,700 (12.1%)	3,400 (12.1%)	3,300 (12.7%)	-100 -2.9%
	主要団体等合計	構成員	24,800 (75.8%)	21,800 (75.7%)	19,100 (74.6%)	16,600 (74.4%)	14,700 (73.1%)	13,300 (73.5%)	12,400 (73.8%)	11,600 (74.4%)	10,700 (74.3%)	9,900 (74.4%)	-800 -7.5%
		準構成員等	26,100 (69.4%)	24,000 (69.8%)	23,100 (70.0%)	22,000 (70.5%)	18,500 (69.0%)	15,000 (71.8%)	13,000 (73.4%)	10,700 (71.8%)	9,700 (70.3%)	8,700 (68.5%)	-1,000 -10.3%
		計	50,900 (72.4%)	45,800 (72.5%)	42,300 (72.2%)	38,500 (72.0%)	33,200 (70.8%)	28,300 (72.4%)	25,300 (73.3%)	22,300 (73.1%)	20,400 (72.3%)	18,600 (71.8%)	-1,800 -8.8%

注：図表 1-2 中の括弧内は、各欄の上位に記載されている各主要団体等及び主要団体等合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数が、それぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める割合を示している。

## 2 主要団体等の動向

主要団体等の令和 2 年における主な動向は、次のとおりである。

### (1) 六代目山口組

令和 2 年 1 月に「特定抗争指定暴力団等」に指定されたこと等を受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

神戸山口組の執行部の一員である若頭補佐や絆會の直系組織の代表等を六代目山口組傘下組織の構成員とするなど、引き続き神戸山口組及び絆會に対する切り崩し工作を行っている。

### (2) 神戸山口組

令和 2 年 1 月に「特定抗争指定暴力団等」に指定されたこと等を受け、警戒区域外で会合を開催したほか、直系組織の代表に破門状を発出した。

執行部の一員である若頭補佐をはじめ、直系組織の代表が引退を明らかにしたほか、一部の二次組織は、神戸山口組からの離脱を明らかにした。

### (3) 絆會

令和2年2月に任侠山口組から絆會に名称を変更した。

定例会の代わりに執行部会やブロック会議を開催し、同年8月には新執行部を発表した。

### (4) 住吉会

令和2年11月に副会長への昇格人事及び直系組織の代表の継承を発表したほか、山口組への時候挨拶を行うなど、その関係を維持している。

### (5) 稲川会

令和2年4月及び10月に直参への昇格人事を行ったほか、10月に直系組織の代表を継承したほか、六代目山口組への時候挨拶を行うなど、その関係を維持している。

## 3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

### (1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋及び会社ゴロ等（会社ゴロ及び新聞ゴロをいう。以下同じ。）の数は、令和2年末現在、970人と近年減少傾向にある（**図表1-3**）。

**図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移**

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総会屋	総会屋	290	280	270	250	240	230	220	210	200	190
	グループ構成員 <sup>注</sup>	50	50	50	50	40	40	30	30	30	30
	単独人員	240	230	220	200	200	190	190	180	170	160
会社ゴロ等	会社ゴロ等	1,010	970	980	940	920	875	870	825	800	780
	グループ構成員	40	30	30	20	10	5	20	5	0	0
	単独人員	970	940	950	920	910	870	850	820	800	780
合計		1,300	1,250	1,250	1,190	1,160	1,105	1,090	1,035	1,000	970

※数値は概数である。

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

### (2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ及び政治活動標ぼうゴロをいう。）の数は、令和2年末現在、5,060人と近年減少傾向にある（**図表1-4**）。

図表 1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
社会運動標ぼうゴロ	920	620	660	610	570	530	480	460	400	360
グループ構成員 <sup>注</sup>	520	320	280	240	220	180	150	140	80	50
単独人員	400	300	380	370	350	350	330	320	320	310
政治活動標ぼうゴロ	6,100	5,700	5,600	5,500	5,700	5,500	5,300	5,100	5,100	4,700
グループ構成員	4,600	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900	3,700	3,700	3,300
単独人員	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
合計	7,020	6,320	6,260	6,110	6,270	6,030	5,780	5,560	5,500	5,060

※ 数値は概数である。

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

### 第3 暴力団犯罪の検挙状況等

#### 1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあり、令和2年においては、13,189人である。主な罪種別では、傷害が1,629人、窃盗が1,157人、詐欺が1,249人、恐喝が575人、覚醒剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が3,510人で、いずれも前年に比べ減少している（図表1-5、1-8）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は2,561人、準構成員その他の周辺者は10,628人で前年に比べいずれも減少している（図表1-5、1-6）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、令和2年においては、21,050件である。主な罪種別では、傷害が1,366件、窃盗が6,712件、詐欺が1,545件、恐喝が434件、覚醒剤取締法違反が5,088件で、いずれも前年に比べ減少している（図表1-7）。

図表 1 - 5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		H28	H29	H30	R元	R2	前年比	
刑	殺人	83	118	94	79	97	18	
	強盗	327	244	287	246	175	-71	
	放火	28	22	23	14	17	3	
	強制的性交等	52	38	40	30	40	10	
	凶器準備集	14	4	2	1	2	1	
	暴行	1,261	1,043	993	866	829	-37	
	傷害	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	-194	
	脅迫	534	513	550	393	415	22	
	恐喝	830	803	772	636	575	-61	
	窃盗	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	-277	
	詐欺	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	-199	
	横領	43	51	43	35	34	-1	
	文書偽造	297	191	154	114	126	12	
	法	賭博	423	289	292	189	225	36
わいせつ物頒布等		52	13	30	16	14	-2	
公務執行妨害		271	220	186	162	127	-35	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		55	54	46	52	74	22	
証人威迫		10	7	7	7	6	-1	
逮捕監禁		172	130	96	171	117	-54	
信用毀損・威力業務妨害		81	30	46	40	48	8	
器物損壊		382	310	247	238	201	-37	
暴力行為		10	28	15	20	7	-13	
その他刑法犯		622	503	484	431	369	-62	
刑法犯合計		12,177	10,393	9,825	8,445	7,533	-912	
特		出入国管理・難民認定法	37	38	57	40	42	2
		軽犯罪法	102	96	87	104	109	5
	酩酊者規制法	10	2	0	2	1	-1	
	迷惑防止条例	470	375	275	187	107	-80	
	暴力団対策法	5	5	4	5	9	4	
	自転車競技法	8	6	4	1	0	-1	
	競馬法	1	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	4	4	4	3	3	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	327	250	210	141	127	-14	
	青少年保護育成条例	35	32	16	19	30	11	
	売春防止法	79	48	54	15	71	56	
	児童福祉法	57	39	20	18	9	-9	
	出資法	20	24	12	33	22	-11	
法	貸金業法	35	39	29	31	35	4	
	宅地建物取引業法	1	3	0	8	1	-7	
	建設業法	17	16	4	5	21	16	
	銃刀法	198	193	140	137	133	-4	
	火薬類取締法	0	2	1	2	2	0	
	麻薬等取締法	64	67	49	56	58	2	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	636	738	744	762	732	-30	
	覚醒剤取締法	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	-83	
	毒劇物法	39	29	31	32	30	-2	
	廃棄物処理法	98	78	74	57	68	11	
	労働基準法	10	4	15	3	6	3	
	職業安定法	10	27	31	26	37	11	
	健康保険法	0	0	4	0	10	10	
犯	労働者派遣法	7	6	12	23	15	-8	
	旅券法	3	6	2	2	4	2	
	麻薬等特例法	78	64	95	165	87	-78	
	その他の特別法犯	519	460	513	366	377	11	
特別法犯合計	7,873	7,344	7,056	5,836	5,656	-180		
総計	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	-1,092		

図表 1 - 6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		H28	H29	H30	R元	R 2	前年比	
刑	殺人	34	54	25	22	38	16	
	強盗	47	43	58	40	34	-6	
	放火	10	5	3	4	2	-2	
	強制性交等	5	6	6	2	7	5	
	凶器準備集	7	2	2	0	0	0	
	暴行	318	264	211	212	182	-30	
	傷害	638	564	444	403	380	-23	
	脅迫	196	187	232	147	141	-6	
	恐喝	344	362	360	262	195	-67	
	窃盗	254	229	190	176	109	-67	
	詐欺	778	645	518	410	379	-31	
	横領	7	7	5	2	6	4	
	文書偽造	159	98	67	52	60	8	
	賭博	57	39	18	20	18	-2	
	法	わいせつ物頒布等	6	1	1	2	1	-1
公務執行妨害		61	38	30	27	20	-7	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		13	21	23	13	28	15	
証人威迫		9	4	4	1	4	3	
逮捕監禁		53	38	20	77	20	-57	
信用毀損・威力業務妨害		44	9	21	12	13	1	
器物損壊		109	72	39	50	31	-19	
暴力行為		8	13	5	3	5	2	
その他刑法犯		170	127	99	81	77	-4	
刑法犯合計		3,327	2,828	2,381	2,018	1,750	-268	
特		出入国管理・難民認定法	1	6	6	4	2	-2
		軽犯罪法	49	31	33	43	39	-4
		酩酊者規制法	3	0	0	0	1	1
		迷惑防止条例	35	22	20	7	6	-1
	暴力団対策法	4	3	4	3	6	3	
	自転車競技法	4	3	2	0	0	0	
	競馬法	0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	3	2	2	3	1	-2	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	13	10	10	8	12	4	
	青少年保護育成条例	3	8	4	2	4	2	
	売春防止法	3	2	4	2	9	7	
	児童福祉法	15	5	1	1	1	0	
	出資法	7	7	7	6	3	-3	
	別	貸金業法	9	7	12	13	15	2
宅地建物取引業法		0	1	0	1	0	-1	
建設業法		1	3	0	0	1	1	
銃刀法		67	74	60	54	44	-10	
火薬類取締法		0	1	0	0	0	0	
麻薬等取締法		8	11	6	4	4	0	
あへん法		0	0	0	0	0	0	
大麻取締法		58	84	51	39	49	10	
覚醒剤取締法		845	786	644	526	458	-68	
毒劇物法		2	0	2	0	0	0	
廃棄物処刑法		17	15	14	5	8	3	
労働基準法		3	1	1	0	0	0	
職業安定法		2	2	12	8	2	-6	
健康保険法		0	0	0	0	2	2	
犯		労働者派遣法	2	2	1	5	4	-1
	旅券法	3	3	0	1	1	0	
	麻薬等特例法	18	14	4	15	15	0	
	その他の特別法犯	110	129	124	101	124	23	
	特別法犯合計	1,285	1,232	1,024	851	811	-40	
総計	4,612	4,060	3,405	2,869	2,561	-308		

図表 1-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		H28	H29	H30	R元	R2	前年比	
罪種名								
刑	殺人	57	71	61	57	63	6	
	強盗	224	159	165	123	110	-13	
	放火	22	28	30	10	21	11	
	強制的性交等	54	39	47	26	39	13	
	凶器準備集合	3	1	0	2	1	-1	
	暴行	1,276	1,085	1,055	894	851	-43	
	傷害	2,112	1,818	1,758	1,527	1,366	-161	
	脅迫	527	523	512	414	448	34	
	恐喝	700	596	592	491	434	-57	
	窃盗	14,415	11,303	10,194	10,748	6,712	-4,036	
法	詐欺	2,944	2,379	2,270	2,327	1,545	-782	
	横領	49	61	49	34	50	16	
	文書偽造	326	211	154	174	140	-34	
	賭博	283	70	74	142	62	-80	
	わいせつ物頒布等	24	11	13	11	6	-5	
	公務執行妨害	344	292	276	218	191	-27	
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	1	0	-1	
	犯人蔵匿	42	42	40	54	49	-5	
	証人威迫	9	6	8	8	7	-1	
	逮捕監禁	97	81	74	72	68	-4	
犯	信用毀損・威力業務妨害	40	33	31	31	37	6	
	器物損壊	582	492	452	384	371	-13	
	暴力行為	7	11	6	11	4	-7	
	その他刑法犯	1,433	965	820	882	682	-200	
	刑法犯合計	25,570	20,277	18,681	18,640	13,257	-5,383	
	特	出入国管理・難民認定法	40	48	58	35	41	6
		軽犯罪法	122	113	99	113	125	12
		酩酊者規制法	11	2	0	2	1	-1
		迷惑防止条例	464	374	269	181	115	-66
		暴力団対策法	8	4	5	7	10	3
自転車競技法		4	3	2	1	0	-1	
競馬法		2	0	0	1	0	-1	
モーターボート競走法		2	2	2	3	1	-2	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	
風営適正化法		274	243	178	129	117	-12	
別	青少年保護育成条例	44	45	24	25	36	11	
	売春防止法	88	57	35	18	50	32	
	児童福祉法	52	29	19	15	9	-6	
	出資法	31	30	27	28	30	2	
	貸金業法	41	40	32	37	43	6	
	宅地建物取引業法	2	2	0	4	1	-3	
	建設業法	11	13	2	4	11	7	
	銃刀法	250	237	184	164	173	9	
	火薬類取締法	1	4	1	7	3	-4	
	麻薬等取締法	182	200	168	182	177	-5	
法	あへん法	1	0	1	0	0	0	
	大麻取締法	1,002	1,086	1,151	1,129	1,099	-30	
	覚醒剤取締法	7,493	6,844	6,662	5,274	5,088	-186	
	毒劇物法	49	36	39	41	38	-3	
	廃棄物処理法	85	75	75	56	61	5	
	労働基準法	10	7	6	3	6	3	
	職業安定法	11	21	21	16	27	11	
	健康保険法	0	0	2	1	7	6	
	労働者派遣法	8	5	6	15	14	-1	
	旅券法	3	6	2	3	4	1	
犯	麻薬等特例法	124	90	129	207	122	-85	
	その他の特別法犯	695	572	454	420	384	-36	
	特別法犯合計	11,110	10,188	9,653	8,121	7,793	-328	
総計	36,680	30,465	28,334	26,761	21,050	-5,711		

図表 1-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総数	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189
うち覚醒剤取締法違反	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510
うち傷害	3,040	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629
うち窃盗	3,538	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157
うち詐欺	2,077	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249
うち恐喝	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575

## 2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和2年においても、10,543人で79.9%を占めている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、4,843人と暴力団構成員等の検挙人員の約4割を占めている（図表1-9）。

図表 1-9 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)
うち六代目山口組	13,808 (2,755)	12,566 (2,366)	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)
うち神戸山口組	—	—	—	—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)
うち絆會	—	—	—	—	—	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)
うち住吉会	3,770 (969)	3,411 (964)	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)
うち稲川会	3,887 (1,059)	3,645 (1,059)	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)
主要団体等合計	21,465 (4,783)	19,622 (4,389)	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)
全体に占める割合 (%)	81.7 (80.0)	81.3 (79.7)	79.9 (80.3)	81.0 (78.8)	81.3 (78.9)	81.0 (79.9)	80.1 (80.3)	80.0 (80.2)	80.2 (80.6)	79.9 (81.1)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

### 3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和2年においては、六代目山口組直系組長等5人、弘道会直系組長等13人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）19人を検挙している（**図表1-10**）。

**図表1-10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移**

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減
六代目山口組直系組長等	17	23	8	14	15	18	16	12	4	5	1
弘道会直系組長等	19	5	10	11	9	18	18	11	9	13	4
弘道会直系組織幹部	42	27	31	30	23	29	20	18	23	19	-4

#### 【六代目山口組直系組長等の主要検挙事例】

- 六代目山口組直系組長（68）が、被害者の顔面を殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせた事例（3月検挙、大阪）
- 六代目山口組直系組長（74）が、自動車の移転登録を運輸局に申請するに当たり、使用者等を偽った申請書類を提出し、自動車登録ファイルに不実の記録をさせるなどした事例（11月検挙、大阪）

#### 【弘道会直系組長等、直系組織幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組長（47）らが、暴力団排除条例により定められた暴力団排除特別区域において、用心棒の役務を提供することの対償として、特定接客業者から現金の供与を受けた事例（7月検挙、愛知）
- 弘道会直系組織幹部（44）が、他人の刑事事件の証拠品である電磁的記録媒体等を暴力団事務所に駐車中の自動車内に隠匿するなどして、証拠隠滅した事例（12月検挙、愛知）

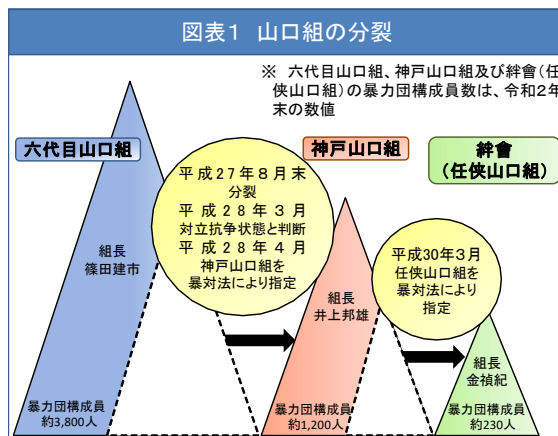


★ トピックス

六代目山口組・神戸山口組の対立抗争等

1 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成28年4月には、兵庫県公安委員会が暴力団対策法に基づき、神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成30年3月、兵庫県公安委員会が同法に基づき、任侠山口組を指定暴力団として新たに指定（令和2年2月に絆會と改称）したことで、3つの指定暴力団が対立することとなった（図表1）。



2 対立抗争の激化

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められた。

～主要検挙事例～

- 平成31年4月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員らが神戸山口組傘下組織組長の背部等を包丁で突き刺すなどした殺人未遂事件が発生し、同月、同組員ら2人を逮捕した。
- 令和元年8月、兵庫県神戸市内の路上において、神戸山口組傘下組織組長が六代目山口組傘下組織組員に拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年12月、同組長を逮捕した。
- 令和元年10月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織組員らに拳銃を発射して死亡させた殺人事件が発生し、同月、六代目山口組傘下組織組員を逮捕した。

3 事務所使用制限命令の発出

対立抗争の激化を受け、令和元年10月、兵庫県警察、岐阜県警察、愛知県警察及び大阪府警察が暴力団対策法に基づき、対立抗争に関係する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、その後、同年11月、これら4府県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。同命令により、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供することが禁止されることとなった。

4 特定抗争指定暴力団等の指定

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した状況を受け、令和元年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、3か月の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発

図表2 六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】

兵庫県：神戸市、姫路市、尼崎市、南あわじ市及び淡路市（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）

岐阜県：岐阜市

愛知県：名古屋市、刈谷市、あま市及び知多郡武豊町

三重県：桑名市

京都府：京都市

大阪府：大阪市及び豊中市

岡山県：岡山市

鳥取県：米子市

島根県：松江市

愛媛県：四国中央市

10府県18市町  
※令和2年末現在

生した。さらに、両団体に関連する殺傷事件が発生するなどしたことを受け、令和2年末現在、10府県の公安委員会により、18市町を警戒区域とする指定が行われている（図表2）。同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることとなった。

#### ～六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る主な出来事～

##### 【令和2年】

- 1月 岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会（以下「6府県の公安委員会」という。）が、六代目山口組及び神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
- 4月 6府県の公安委員会が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限を延長。
- 5月 岡山県において、六代目山口組傘下組織幹部による神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件（岡山事件）が発生。
- 6月 鳥取県警察及び岡山県警察が、岡山事件に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出。  
鳥取県及び岡山県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出。
- 7月 6府県の公安委員会が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限を延長。  
愛知県及び兵庫県の公安委員会が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域を追加。  
鳥取県、島根県、岡山県及び愛媛県の公安委員会（以下「4県の公安委員会」という。）が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
- 8月 山口県において、六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
- 10月 6府県の公安委員会及び4県の公安委員会（以下「10府県の公安委員会」という。）が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限を延長。  
愛知県公安委員会が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域を追加。
- 11月 兵庫県において、六代目山口組傘下組織幹部らによる神戸山口組幹部らに対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
- 12月 愛知県公安委員会が、「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域を追加。  
岡山県において、六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組傘下組織事務所に対する拳銃使用の建造物損壊事件（倉敷事件）が発生。  
岡山県警察が、倉敷事件に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出。  
岡山県公安委員会が、事務所使用制限命令を発出。

## 5 対立抗争に起因するとみられる事件の検挙

対立抗争状態にあると判断した平成28年3月7日から令和2年末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる事件は22都道府県で82件発生し、うち67件で259人の暴力団構成員等を検挙した。

#### ～令和2年における主要検挙事例～

- 平成31年4月、大阪府大阪市内の路上において、神戸山口組傘下組織組長らが、六代目山口組傘下組織幹部を取り囲んでにらみつけるなどして脅迫するとともに、顔面等を複数回殴るなどの暴行を加えた暴力行為等処罰ニ関スル法律違反（集团的脅迫・集团的暴行）事件が発生し、令和2年3月までに、同組長ら7人を逮捕した。
- 令和2年5月、岡山県岡山市内の神戸山口組傘下組織事務所の駐車場において、六代目山口組傘下組織幹部が神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年6月までに、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を逮捕した。
- 令和2年8月、山口県岩国市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年10月、同組員を逮捕した。
- 令和2年9月、宮崎県宮崎市内の駐車場において、六代目山口組傘下組織組長が神戸山口組傘下組織組長の頭部等を包丁で突き刺すなどした殺人未遂事件が発生し、同月、六代目山口組傘下組織組長を逮捕した。
- 令和2年11月、兵庫県尼崎市内の路上において、六代目山口組傘下組織幹部らが神戸山口組幹部らに向けて拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年12月までに、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を逮捕した。
- 令和2年12月、岡山県倉敷市内の神戸山口組傘下事務所において、六代目山口組傘下組織組員が同事務所に向けて拳銃を発射して天井及び壁を損壊した建造物損壊事件が発生し、同月、同組員ら2人を逮捕した。

#### 4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

##### (1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生してきたが、平成26年以降大きく減少し、令和2年においては、1件発生している（図表1-11）。

図表1-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
発生事件数 <sup>注</sup>	29	22	23	8	1	3	2	1	2	1

注：事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる（以下同じ。）。

##### (2) 対立抗争事件の発生状況

令和2年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は9件発生している（図表1-12）。

これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものであり、白昼に拳銃を使用した殺人未遂事件が発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表1-12 対立抗争事件の発生状況の推移

年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
対立抗争認定数(回)	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
うち六代目山口組関与事件数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
発生件数(件)	13	14	27	18	0	42	9	8	14	9
うち銃器使用回数	9	7	20	9	0	6	1	1	3	5
銃器使用率(%)	69.2	50.0	74.1	50.0	0.0	14.3	11.1	12.5	21.4	55.6
死者数(人)	5	1	0	0	0	4	1	0	3	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	3	6	3	3	0	15	4	9	7	7
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

#### 5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、令和2年においては14件発生し、これらの事件による死者は3人で、負傷者は5人である（図表1-13）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

##### 【発生事例】

- 六代目山口組傘下組織組員（51）が、群馬県桐生市内の駐車場において銃撃されて死亡した事例（1月発生、群馬）
- 絆會傘下組織組長（48）が、長野県上伊那郡内の駐車場において銃撃されて負傷した事例（9月発生、長野）

**【検挙事例】**

- 六代目山口組傘下組織幹部（52）が、岡山県岡山市内の神戸山口組傘下組織事務所の駐車場において、神戸山口組傘下組織幹部（58）に向けて拳銃を発射して負傷させた事例（5月発生、6月検挙、岡山）
- 六代目山口組傘下組織幹部（52）らが、兵庫県尼崎市内の路上において、神戸山口組幹部（64）らに向けて拳銃を発射して負傷させた事例（11月発生、11月・12月検挙、兵庫）

**図表 1-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移**

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
発 砲 事 件 数 ( 件 )	33	25	35	19	8	17	13	4	10	14
うち対立抗争によるもの	9	7	20	9	0	6	1	1	3	5
死 者 数 ( 人 )	5	3	2	0	1	2	2	0	4	3
負 傷 者 数 ( 人 )	7	11	2	3	3	1	4	1	5	5

**6 拳銃押収丁数**

暴力団からの拳銃押収丁数は、令和2年においては、54丁と前年に比べ減少している（図表1-14）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

**【事例】**

- 道仁会傘下組織幹部（77）が、倉庫内に拳銃3丁及びこれに適合する実包30発を隠匿していた事例（1月押収、福岡）
- 神戸山口組傘下組織組員（52）らが、うち1名の自宅に拳銃4丁、これに適合する実包21発等を隠匿していた事例（5月押収、愛媛）

**図表 1-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移**

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
押収拳銃総数(丁)	123	95	74	104	63	54	79	73	77	54
真正銃(丁)	112	89	69	98	56	54	68	70	76	51
	91.1%	93.7%	93.2%	94.2%	88.9%	100.0%	86.1%	95.9%	98.7%	94.4%
改造銃(丁)	11	6	5	6	7	0	11	3	1	3
	8.9%	6.3%	6.8%	5.8%	11.1%	0.0%	13.9%	4.1%	1.3%	5.6%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

## 7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和2年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は4件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件であった（**図表1-15**）。

### 【事例】

- 稲川会傘下組織幹部（50）らが、団体の活動として、対立する暴力団組織の関係場所に向けて拳銃を発射し、シャッター等を損壊するなどした事例（3月検挙、警視庁）
- 松葉会傘下組織組員（59）が、団体の不正権益を維持する目的で、対立する六代目山口組傘下組織関係者が管理する会社所有のビルに普通貨物自動車を突入させて、外壁等を損壊するなどした事例（3月訴因変更、警視庁）

**図表1-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）**

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)		6	3	6	6	4	13	5	4	10	4
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)		1	0	0	0	0	0	1	1	0	1

## 8 資金獲得犯罪の検挙状況

### (1) 令和2年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博といった伝統的資金獲得犯罪は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえる。これらのうち、暴力団構成員等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める覚醒剤取締法違反の割合は近年、約8割で推移しており、令和2年中においても同様である（**図表1-18**）。また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の検挙人員は、ここ数年で高止まりしており、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（**図表1-8**）。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

### (2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和2年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反事件数が27件であり、犯罪収益等收受について規定した第11条違反事件数が30件である。

また、第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は20件である（**図表1-16、1-17**）。

**【犯罪収益等隠匿事件】**

- 三代目福博会傘下組織幹部（58）が、貸金業法違反に係る犯罪収益等の取得原因を偽装しようとして、同幹部名義口座に返済金を振込入金させる際、同幹部名義で振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（3月検挙、福岡）
- 神戸山口組傘下組織組長（30）が、労働者派遣事業で得た犯罪収益等の取得につき事実を偽装しようとして、同組長が管理する他人名義口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（9月検挙、和歌山）

**【犯罪収益等收受事件】**

- 稲川会傘下組織組員（46）が、賭博業者が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら收受した事例（1月検挙、千葉）
- 六代目山口組傘下組織会長（69）が、貸金業者が得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら收受した事例（6月検挙、高知）

**図表 1-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）**

**の適用状況（事件数）**

区分	年次									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
犯罪収益等隠匿(10条)	43	27	35	26	43	45	22	36	32	27
犯罪収益等收受(11条)	38	28	40	28	46	25	24	26	19	30
起訴前の没収保全命令(23条)	30	39	54	45	46	34	27	27	14	20

**図表 1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）**

**の適用状況（令和2年・前提犯罪の内訳・事件数）**

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
詐欺	9	6	0	15
貸金業法・出資法	9	2	5	16
賭博等	0	10	4	14
風営適正化法	0	0	8	8
窃盗	4	4	0	8
労働者派遣法	2	1	2	5
売春防止法	0	3	0	3
電子計算機使用詐欺	2	0	0	2
恐喝	1	0	1	2
不正作出私電磁的記録供用	0	1	0	1
会社法	0	1	0	1
強盗致傷	0	1	0	1
入管法	0	1	0	1
合計	27	30	20	77

### (3) 伝統的資金獲得犯罪

伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、近年、40～50%台で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が5～7%台で推移していることからすると、高いといえる。

令和2年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は4,313人で、暴力団構成員等の総検挙人員の32.7%を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる（**図表1-18、1-19**）。

#### 【覚醒剤事犯】

- 六代目山口組傘下組織組長（37）らが、営利目的で覚醒剤約1,156.1グラムを所持した事例（6月検挙、大阪）
- 六代目山口組傘下組織幹部（77）が、営利目的で覚醒剤約113.6グラムを所持した事例（8月検挙、北海道）

#### 【恐喝事犯】

- 七代目合田一家傘下組織組長（72）らが、知人男性に対し、「どうやって金を返すんか。お前がヤクザやったら、自分で腕を落として詫びに来るべきやろうけど。」「なんやったら、俺がお前の腕切り落としてやろうか。」などと告げ、債権取立て名目で現金を脅し取った事例（1月検挙、長崎）
- 九代目酒梅組総裁（72）らが、知人男性に対し、「年内に何とか耳揃えろ。お前、間違いなく1,500万入るんやろな。それやったら1,500万払え。嘘やったら承知せえへんぞ。分かっとな。」などと告げ、借金返済名目で現金を脅し取った事例（2月検挙、大阪）

#### 【賭博事犯】

- 六代目山口組傘下組織幹部（58）が、プロ野球及びメジャーリーグベースボールの試合を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（2月検挙、愛知）
- 六代目山口組傘下組織幹部（50）が、プロ野球、国外サッカー及び国外バスケットボールの試合を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（2月検挙、愛知）

図表 1-18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
暴力団構成員等の総検挙人員 (人)		26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)
うち伝統的資金獲得 犯罪検挙人員 (人)		8,680 (2,010)	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)	5,795 (1,192)	5,641 (1,026)	4,422 (811)	4,313 (672)
割合 (%)		33.0 (33.6)	34.0 (32.6)	32.7 (31.0)	33.2 (30.8)	33.3 (30.7)	31.3 (27.2)	32.7 (29.4)	33.4 (30.1)	31.0 (28.3)	32.7 (26.2)
覚醒剤取締法違反		6,513 (1,207)	6,285 (1,150)	6,045 (1,109)	5,966 (979)	5,618 (910)	5,003 (845)	4,693 (786)	4,569 (644)	3,593 (526)	3,510 (458)
恐喝		1,559 (741)	1,334 (572)	1,084 (462)	1,084 (432)	1,042 (431)	830 (344)	803 (362)	772 (360)	636 (262)	575 (195)
賭博		405 (26)	511 (49)	294 (56)	366 (34)	515 (60)	423 (57)	289 (39)	292 (18)	189 (20)	225 (18)
ノミ行為等		203 (36)	79 (25)	55 (24)	63 (12)	27 (9)	13 (7)	10 (5)	8 (4)	4 (3)	3 (1)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員の数を示したものである。

図表 1-19 伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合の推移

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
伝統的資金獲得犯罪の合計		8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422	4,313
暴力団構成員等が占める割合		53.6%	53.3%	52.9%	53.3%	51.7%	49.0%	47.1%	47.3%	43.0%	42.0%
覚醒剤取締法違反		6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510
暴力団構成員等が占める割合		55.3%	55.2%	56.1%	55.3%	52.1%	48.8%	47.4%	47.3%	43.4%	42.6%
恐喝		1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575
暴力団構成員等が占める割合		46.9%	43.7%	42.3%	44.1%	47.6%	46.3%	45.5%	46.2%	41.4%	38.0%
賭博		405	511	294	366	515	423	289	292	189	225
暴力団構成員等が占める割合		44.9%	58.3%	40.6%	49.8%	55.8%	58.3%	45.4%	48.5%	41.8%	45.5%
ノミ行為等		203	79	55	63	27	13	10	8	4	3
暴力団構成員等が占める割合		97.6%	94.0%	82.1%	98.4%	84.4%	46.4%	90.9%	80.0%	30.8%	50.0%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
総検挙人員		378,201	356,389	328,113	316,965	304,868	289,016	277,472	268,988	254,421	243,927
うち暴力団構成員等の検挙人員		26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189
暴力団構成員等が占める割合		6.9%	6.8%	7.0%	7.1%	7.1%	6.9%	6.4%	6.3%	5.6%	5.4%



#### (4) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、特に特殊詐欺を行っている実態がうかがえる（図表 1-20）。

【詐欺事犯】	
○	稲川会傘下組織組員（42）が、社会福祉協議会に対し、暴力団員であることを隠した上、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したように装って、緊急小口資金特例貸付制度等の貸付金の交付を申し込み、貸付金35万円をだまし取った事例（9月検挙、山梨）
○	六代目山口組傘下組織組員（38）が、暴力団員であることを隠した上、管理する会社の売上が減少したように装って、持続化給付金の支給を申し込み、給付金200万円をだまし取った事例（11月検挙、愛知）
【特殊詐欺事犯】	
○	稲川会傘下組織組員（30）らが、インターネットのセキュリティ協会の者をかたり、高齢者から現金250万円をだまし取った事例（4月検挙、神奈川・島根）
○	工藤会傘下組織幹部（43）らが、市役所職員等を装い、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金60万円を引き出して窃取した事例（11月検挙、福岡）

図表 1-20 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H28	H29	H30	R元	R2 <sup>注3</sup>
特殊詐欺(検挙人員全体)		2,369	2,448	2,837	2,861	2,658
	うち主犯	77	62	55	59	76
うち暴力団構成員等		623	618	655	521	358
	うち主犯	22	29	27	23	30
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合 <sup>注1</sup>		26.3%	25.2%	23.1%	18.2%	13.5%
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合 <sup>注2</sup>		28.6%	46.8%	49.1%	39.0%	39.5%

注1：「検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

注2：「主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺全体の主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

注3：令和2年の数値は暫定値である。

#### (5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

##### ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 1-21、1-22）。

**【事例】**

- 三代目福博会傘下組織幹部（56）らが、無登録で貸金業を営んだ事例（6月検挙、長崎）

**図表 1-21 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
暴力団構成員等の検挙人員	80	53	73	49	39	35	39	29	31	35	
うち暴力団構成員の検挙人員	22	12	19	12	18	9	7	12	13	15	
暴力団構成員等が占める割合	37.9%	29.4%	43.7%	33.3%	23.5%	27.6%	30.2%	29.3%	32.6%	34.7%	

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

**図表 1-22 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
暴力団構成員等の検挙人員	104	43	46	27	26	20	24	12	33	22	
うち暴力団構成員の検挙人員	18	15	12	5	10	7	7	7	6	3	
暴力団構成員等が占める割合	34.2%	22.9%	27.7%	16.5%	24.3%	15.6%	19.7%	9.7%	28.4%	20.4%	

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

**イ 建設業**

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

**ウ 労働者派遣事業**

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（**図表 1-23**）。

**【事例】**

- 稲川会傘下組織幹部（51）が、労働者を工事現場に派遣し、配管工事等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（5月検挙、静岡）

図表 1-23 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
暴力団構成員等の検挙人員	17	31	32	34	23	7	6	12	23	15
うち暴力団構成員の検挙人員	12	13	15	18	3	2	2	1	5	4
暴力団構成員等が占める割合	41.5%	73.8%	86.5%	87.2%	62.2%	21.9%	42.9%	48.0%	69.7%	55.6%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 道仁会傘下組織幹部（54）らが、知人女性との間で同女性に売春をさせることを内容とする契約をした事例（2月検挙、佐賀）
- 六代目山口組傘下組織幹部（45）らが、ホテル内において、売春を周旋した事例（3月検挙、北海道）

### (6) 企業対象暴力及び行政対象暴力

令和2年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は312件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は215件、行政対象暴力事犯は97件となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は49人、検挙件数は23件である。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

### 【事例】

- 神戸山口組傘下組織幹部（47）らが、ドラッグストアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により販売制限措置を実施していたウェットティッシュ等を制限を超えて購入しようとし、これを注意した店員らに対して「ボコボコにするぞ。」「ぶっ飛ばすぞ。」などと怒号し、威力を用いて人の業務を妨害した事例（5月検挙、宮崎）
- 右翼団体代表（68）らが、製菓会社に対し、同社の製菓工場で火災が発生したことに因縁を付け、「工場火災の件で全国の右翼が動いている。街宣車10台用意しているよ。」「政治団体に寄付は嫌だということであれば、名目を変えてでも、どんな形でも良いですから。」「500。」

「街宣かけられてアウトになったときは、これはもう収まりませんよ。絶対収まんない。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした事例（6月検挙、新潟）

## (7) 金融・不良債権関連事犯

令和2年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は11件であり、いずれも企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものであった（図表1-24）。

### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（61）が、実質的に経営に関与している企業の代表取締役（60）と共謀の上、金融機関に対し、同企業が暴力団関係企業であることを隠し、適正な申込みであるかのように装って融資を申し込み、融資金300万円をだまし取った事例（11月検挙、愛知）

図表1-24 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
融資過程 <sup>注1</sup>		45	28	34	26	12	12	23	8	14	11
債権回収過程 <sup>注2</sup>		9	11	2	0	0	2	2	0	1	0
合計		54	39	36	26	12	14	25	8	15	11

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

## 9 準暴力団等

準暴力団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団であるが、近年、繁華街・歓楽街等において暴行、傷害等を敢行するとともに、違法な資金獲得活動を行っている実態がみられるほか、暴力団との関係を深め、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化している状況がうかがえる。

### 【事例】

- 自称金属加工業の男（34）らが、客引き行為に関して注意を与えてきた中国人男性らに対し、頭部を複数回踏みつけるなどの暴行を加え、傷害を負わせた事例（5月検挙、警視庁）
- 無職の男（23）らが、知人男性を自動車後部座席に押し込んで連れ去った上、刃物様のものと同人の手を複数回切るなどの暴行を加え、傷害を負わせるなどした事例（5月検挙、大阪）
- 無職の男（21）らが、鉄パイプ様のもの等を用いて飲食店経営者らの頭部を殴打するなどの暴行を加え、傷害を負わせるなどした事例（7月検挙、大阪）
- 建設業の男（23）らが、住宅に侵入し、家人を粘着テープ等で縛るなどの暴行を加え、現金約8万円等を強取した事例（12月検挙、茨城）

## 第4 暴力団対策法の施行状況等

### 1 指定状況

令和2年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、令和2年末現在、24団体が指定暴力団として指定されている（**図表1-26**）。

- (1) 2月25日、三代目狭道会が広島県公安委員会、太州会が福岡県公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受け、浪川会が福岡県公安委員会により5回目の指定を受けた。
- (2) 5月22日、九代目酒梅組が大阪府公安委員会により10回目の指定を受けた。
- (3) 7月17日、極東会が東京都公安委員会、二代目東組が大阪府公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受けた。

### 2 行政命令の発出状況

#### (1) 中止命令

近年、中止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、令和2年においては、1,134件と前年に比べ22件増加している（**図表1-25**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが771件と全体の68.0%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが101件と全体の8.9%を、それぞれ占めている（**図表1-27**）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが382件、みかじめ料要求（4号）に対するものが94件、用心棒料等要求（5号）に対するものが219件となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が17件、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が77件、密接交際者に対する加入強要・脱退妨害（3項）が7件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが284件と最も多く、全体の25.0%を占め、次いで六代目山口組242件、稲川会146件、神戸山口組60件の順となっている（**図表1-27**）。

#### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員（50）が、運転代行の従業者に対し、「何で車動かしてないねん。」「わしは、六代目山口組の人間や。」などと告げて、暴力団の威力を示して金品等の贈与をみだりに要求したことから、その要求を継続してはならないこと等を命じた事例（3月発出、京都）
- 住吉会傘下組織会長（74）が、知人男性に対し、「片腕1本落とすぞ。」「給付金10万入るだろ。」などと告げて、暴力団の威力を示して金品等の贈与をみだりに要求したことから、その要求を継続してはならないこと等を命じた事例（7月発出、北海道）

## (2) 再発防止命令

近年、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあったが、令和2年においては52件と前年に比べ20件増加している（図表1-25）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが35件と全体の67.3%を占めているほか、準暴力的要求行為の要求等（12条の3）に対するものが6件となっている（図表1-27）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが15件、みかじめ料要求（4号）に対するもの及び用心棒料等要求（5号）に対するものが9件、高利債権取立行為（6号）に対するものが2件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが12件と最も多く、全体の23.1%を占め、次いで稲川会11件、道仁会7件の順となっている（図表1-27）。

### 【事例】

- 稲川会傘下組織組員（42）が、同組織の組員から脱退することを告げられた際、「今まで何もしなかったのは、おめえが戻ってくつかなっと思って俺は何もしなかったんだぞ。」などと告げて、同組員を威迫して暴力団からの脱退を妨害し、更に他の者に対しても同様の行為をしたこと等から、1年間、更に反復して類似の妨害等をしてはならないことを命じた事例（7月発出、宮城）
- 神戸山口組傘下組織幹部（52）が、男性に対し、「わしが〇〇会の〇〇や。お前こいつ、跳ねたやろ。」「こんなもん1,000万や2,000万じゃ効かへんからな。」などと告げて、暴力団の威力を示して金品等の贈与をみだりに要求し、さらに他の者に対しても同様の要求をしたこと等から、1年間、更に反復して類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（9月発出、兵庫）

## (3) 請求妨害防止命令

令和2年における請求妨害防止命令の発出件数は1件である（図表1-25）。

この命令は、旭琉會に対するものである。（図表1-27）。

### 【事例】

- 旭琉會傘下組織幹部（33）らが、警察官等を装い、高齢者2名からキャッシュカードを盗み取り、現金合計約262万円を引き出して窃取した事件について、被害を受けた高齢者2名が旭琉會幹部（76）に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、同幹部に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害すること等をしてはならないことを命じた事例（1月発出、沖縄）

#### (4) 用心棒行為等防止命令

令和2年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は3件である（図表1-25）。  
団体別では、六代目山口組に対するものが2件、次いで松葉会1件となっている（図表1-27）。

##### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組長（56）が縄張内に所在する飲食店グループの経営者から依頼され、「よっしゃ、分かった。5万円でええわ。」などと告げてこれを承諾するなどし、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（2月発出、大阪）

#### (5) 賞揚等禁止命令

令和2年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は7件である（図表1-25）。  
団体別では工藤會に対するものが4件、次いで道仁会2件、六代目山口組1件の順となっている（図表1-27）。

##### 【事例】

- 道仁会と九州誠道会（現浪川会）との対立抗争において、九州誠道会傘下組織事務所で手りゅう弾を爆発させた道仁会傘下組織組員（51）に対し、道仁会の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等の供与を受けてはならないこと等を命じた事例（4月発出、福岡）
- 五代目山口組と稲川会との対立抗争において、稲川会傘下組織組員を拳銃を発砲して殺害した六代目山口組傘下組織幹部（53）に対し、六代目山口組の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等の供与を受けてはならないこと等を命じた事例（7月発出、神奈川）

#### (6) 事務所使用制限命令

令和2年における事務所使用制限命令の発出件数は9件である（図表1-25）。  
団体別では、神戸山口組に対するものが4件、次いで、六代目山口組3件、工藤會2件の順となっている（図表1-27）。

##### 【事例】

- 「特定抗争指定暴力団等」に指定されている六代目山口組と神戸山口組に関連して、拳銃を使用した殺人未遂事件が発生したことを受け、鳥取県及び岡山県において、六代目山口組傘下組織事務所3か所及び神戸山口組傘下組織事務所1か所について、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供してはならないことを命じた事例（6月発出、鳥取・岡山）
- 「特定危険指定暴力団等」に指定されている工藤會の本部事務所が撤去されたことを受け、福

岡県内の当該指定に係る警戒区域内に所在し、本部事務所の機能が分散されたこと等が認められた工藤會傘下組織事務所について、その事務所を工藤會に所属する多数の指定暴力団員の集合の用、特定危険指定暴力団等の指定の要件となる暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供してはならないことを命じた事例（7月発出、福岡）

図表 1-25 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
中止命令	2,064	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134
再発防止命令	93	81	62	39	36	33	35	43	32	52
請求妨害防止命令	5	2	5	3	2	0	1	0	3	1
用心棒行為等防止命令	—	—	9	4	8	2	1	6	4	3
賞揚等禁止命令	14	12	2	2	4	6	11	16	3	7
事務所使用制限命令	27(1)	17	0	4	4	0	0	2	19(1)	9

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

### 3 命令違反事件の検挙状況

令和2年における命令違反事件の検挙事件数は5件である。これらの事件は全て、再発防止命令違反であり、団体別では、稲川会によるものが3件、六代目山口組及び松葉会によるものがそれぞれ1件となっている。

#### 【事例】

- 松葉会傘下組織組員（35）は、縄張内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、同組織組長らと共謀の上、群馬県内の飲食店経営者に対し、「また来月に来ます。」などと告げ、同店がその営業を営むことを容認することの対償として現金の供与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（5月検挙、群馬）
- 稲川会傘下組織幹部（64）は、縄張内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、東京都内のデリバリーヘルスの経営者に対し、「当たり前なんだよ払うの。なめてんのか、この野郎、お前。お前怪我しなきゃわかんねえのか、この野郎。」などと告げ、同営業を営むことを容認することの対償として現金の供与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（10月検挙、警視庁）



図表 1-26

指定暴力団一覽表(24団体)

番号	名 称 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表する者	勢 力 範 囲	構 成 員 数
1	六 代 目 山 口 組 兵 庫 県 神 戸 市 灘 区 篠 原 本 町 4-3-1	篠 田 建 市	1都1道2府39県	約3,800人
2	稲 川 会 東 京 都 港 区 六 本 木 7-8-4	辛 炳 圭	1都1道16県	約2,000人
3	住 吉 会 東 京 都 港 区 赤 坂 6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,600人
4	五 代 目 工 藤 會 福 岡 県 北 九 州 市 小 倉 北 区 三 郎 丸 3-11-6	野 村 悟	3県	約270人
5	旭 琉 會 沖 縄 県 中 頭 郡 北 中 城 村 字 島 袋 1362	花 城 松 一	1県	約270人
6	七 代 目 会 津 小 鉄 会 京 都 府 京 都 市 左 京 区 一 乗 寺 塚 本 町 21-4 (代 表 者 金 元)	金 元	1府	約30人
7	六 代 目 共 政 会 広 島 県 広 島 市 南 区 南 大 河 町 18-10	荒 瀬 進	1県	約120人
8	七 代 目 合 田 一 家 山 口 県 下 関 市 竹 崎 町 3-13-6	金 教 煥	2県	約50人
9	四 代 目 小 桜 一 家 鹿 児 島 県 鹿 児 島 市 甲 突 町 9-24	平 岡 喜 榮	1県	約60人
10	五 代 目 浅 野 組 岡 山 県 笠 岡 市 笠 岡 615-11	中 岡 豊	2県	約60人
11	道 仁 会 福 岡 県 久 留 米 市 京 町 247-6	小 林 哲 治	4県	約420人
12	二 代 目 親 和 会 香 川 県 高 松 市 塩 上 町 2-14-4	吉 良 博 文	1県	約30人
13	双 愛 会 千 葉 県 市 原 市 潤 井 戸 1343-8	椎 塚 宣	2県	約120人
14	三 代 目 狭 道 会 広 島 県 尾 道 市 山 波 町 3025-1	渡 邊 望	5県	約70人
15	太 州 会 福 岡 県 田 川 市 大 字 弓 削 田 1314-1	日 高 博	1県	約80人
16	九 代 目 酒 梅 組 大 阪 府 大 阪 市 西 成 区 太 子 1-3-17	吉 村 三 男	1府	約30人
17	極 東 会 東 京 都 新 宿 区 歌 舞 伎 町 2-18-12	曹 圭 化	1都12県	約430人
18	二 代 目 東 組 大 阪 府 大 阪 市 西 成 区 山 王 1-11-8	滝 本 博 司	1府	約90人
19	松 葉 会 東 京 都 台 東 区 西 浅 草 2-9-8	伊 藤 義 克	1都7県	約360人
20	四 代 目 福 博 会 福 岡 県 福 岡 市 博 多 区 千 代 5-18-15	金 國 泰	3県	約90人
21	浪 川 会 福 岡 県 大 牟 田 市 上 官 町 2-4-2	朴 政 浩	1都5県	約190人
22	神 戸 山 口 組 兵 庫 県 神 戸 市 中 央 区 二 宮 町 3-10-7	井 上 邦 雄	1都1道2府26県	約1,200人
23	絆 會 兵 庫 県 尼 崎 市 戸 ノ 内 町 3-32-6	金 禎 紀	1都1道1府10県	約230人
24	関 東 関 根 組 茨 城 県 土 浦 市 桜 町 4-10-13	大 塚 逸 男	1都1道3県	約100人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和2年末現在のものを示している。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示している。

2: 令和2年末における全暴力団構成員数(約13,300人)に占める指定暴力団構成員数(約12,700人)の比率は95.5%である。

図表 1-27 令和 2 年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	その他の命令	
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	0	0
	2号	不当贈与要求行為	382	15
	3号	不当下請等要求行為	2	0
	4号	みかじめ料要求行為	94	9
	5号	用心棒料等要求行為	219	9
	6号	高利債権取立行為	36	2
	7号	不当債権取立行為	5	0
	8号	不当債務免除要求行為	24	0
	9号	不当貸付要求行為	5	0
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0
	13号	不当地上げ行為	1	0
	14号	競売等妨害行為	0	0
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0
	17号	不当建設工事要求行為	0	0
	18号	不当施設利用要求行為	0	0
	19号	不当示談介入行為	1	0
	20号	因縁をつけての金品等要求行為	2	0
	21号	不当許認可等要求行為	0	0
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	23号	不当入札参加要求行為	0	0
	24号	不当入札排除要求行為	0	0
	25号	談合入札要求行為	0	0
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
	小 計	771	35	
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	1
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	207	—
	小 計	207	1	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	0	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	6	
12条の5	準暴力的要求行為	37	3	
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	7
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	0
	小 計	—	7	
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	17	2
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	77	3
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	7	0
	小 計	101	5	
17条	加入の強要の命令等	—	0	
20条	指詰め等の強要等	3	0	
21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	
24条	少年に対する入れ墨の強要等	1	0	
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	
29条	事務所における禁止行為	14	—	
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	1	
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	7	
30条の6	1項	用心棒の役務提供等	0	5
	2項	用心棒行為等の要求等	—	0
	小 計	0	5	
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	
30条の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	2	
	合 計	1,134	72	

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		242	12	0	2	1	3
稲川会		146	11	0	0	0	0
住吉会		284	6	0	0	0	0
五代目工藤會		1	0	0	0	4	2
旭琉會		4	0	1	0	0	0
七代目会津小鉄会（代表者金元）		2	0	0	0	0	0
六代目共政会		2	0	0	0	0	0
七代目合田一家		0	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		2	0	0	0	0	0
五代目浅野組		0	0	0	0	0	0
道仁会		26	7	0	0	2	0
二代目親和会		2	0	0	0	0	0
双愛会		34	2	0	0	0	0
三代目俠道会		1	0	0	0	0	0
太州会		1	0	0	0	0	0
九代目酒梅組		0	0	0	0	0	0
極東会		16	1	0	0	0	0
二代目東組		5	0	0	0	0	0
松葉会		49	5	0	1	0	0
四代目福博会		2	1	0	0	0	0
浪川会		12	1	0	0	0	0
神戸山口組		60	2	0	0	0	4
絆會		9	0	0	0	0	0
関東関根組		11	1	0	0	0	0
指定暴力団員以外		223	3	0	0	0	0
合 計		1,134	52	1	3	7	9

## 第5 暴力団排除条例の施行状況等

### 1 条例の制定及び施行

平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、令和2年末までに46都道府県内の全市町村で制定されている。

### 2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和2年における実施件数は、勧告54件、指導6件、説明等の要求を拒んだことによる公表1件、中止命令10件、再発防止命令2件、検挙33件となっている。

#### 【勧告等事例】

- デリバリーヘルスの経営者（57）が、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組傘下組織組長（64）に現金を供与したことから、同社及び同組長に対し、勧告を実施した事例（3月、富山）
- 静岡県内に居住する男性が、自己が管理する不動産が暴力団事務所として使用されることを知りながら、六代目山口組傘下組織と当該不動産の譲渡等に係る契約を締結した疑いが認められ、当該違反の事実を明らかにするための説明又は資料の提出を求められたにもかかわらず、正当な理由なく説明又は資料の提出を拒んだことから、その氏名等を公表した事例（8月、静岡）

#### 【検挙事例】

- 稲川会傘下組織総長（70）が、条例により定められた暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域に暴力団事務所を開設し運営したことから、条例違反として検挙した事例（3月検挙、神奈川）
- 六代目共政会傘下組織幹部（51）が、条例により定められた暴力団排除特別強化地域において、無店舗型性風俗特殊営業を営む者から、用心棒の役務を提供する対償及びその営業を営むことを容認することの対償として現金の供与を受けたことから、条例違反として検挙した事例（7月検挙、広島）

## 第6 暴力団排除等の推進

### 1 公共部門における暴力団排除

#### (1) 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

#### ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政

府として進めることとされた。

また、平成24年9月までに、警察庁と全ての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

## イ 地方自治体における取組

### ① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

なお、平成28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

### ② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

### （参考）地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,733	47	1,695	47	1,500
測量・建設コンサルタント	47	1,731	47	1,681	47	1,497
役務提供	47	1,666	—	—	47	1,419
物品・資材調達	47	1,670	—	—	47	1,408
公有財産売払い	47	1,532	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

### (2) 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

#### 【事例】

- 県からの照会に基づいて建設業の許可を有する会社の役員を調査したところ、同役員が元稲川会傘下組織幹部であることが判明したことから、調査結果を県に回答し、県が許可を取り消した事例（6月、秋田）

### (3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

#### 【事例】

- 区からの照会に基づいて生活保護の申請者について調査したところ、六代目山口組傘下組織組員であることが判明したことから、調査結果を区に回答し、申請が却下された事例（2月、北海道）

## 2 民間部門における暴力団排除

### (1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

### (2) 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、日本証券業協会が、警察庁をはじめとする関係機関とともに、平成18年11月、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (3) 銀行取引における暴力団排除

銀行業界においては、全国銀行協会が、警察庁をはじめとする関係機関とともに、平成20年5月、銀行取引における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、「反社会的勢力介入排除対策協議会」を立ち上げ、平成20年11月、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成21年9月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

### (4) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、平成23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。平成27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

### (5) 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、

祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

### 3 地域・住民による暴力団排除

#### (1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

#### 【事例】

- 工藤會傘下組織幹部により拳銃で撃たれ、重症を負った元警察官が、襲撃を指示した工藤會の代表者らに対して損害賠償を求めた民事訴訟において、情報提供等の支援を実施したところ、令和2年9月、最高裁判所は被告側の上告を棄却して、同代表者らに対し、合計約1,620万円の賠償を命じた事例（9月、福岡）
- 旭琉會傘下組織幹部らによりキャッシュカードを別のカードにすり替えられて盗まれ、現金を引き出された被害者らが、旭琉會の運営を支配する地位にある者に対して損害賠償を求めた民事訴訟において、情報提供等の支援を実施したところ、令和2年9月、那覇地方裁判所は同者に対し、合計約320万円の賠償を命じた事例（9月、沖縄）

#### (2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

#### 【事例】

- 福岡県北九州市が差し押さえている工藤會本部事務所につき、同市、都道府県センター、同事務所所有法人及び工藤會の間で、同事務所を解体後、更地になった土地の売却益を工藤會による犯罪の被害者への賠償に充てること等について覚書が締結され、同事務所土地が、都道府県センターを介して民間企業に売却され、同事務所が撤去された事例（2月、福岡）
- 普通貨物自動車の突入を受けた六代目山口組傘下組織事務所について、その付近の小学校等の設置者である足立区が、警察、民暴委員会等と連携して事務所使用禁止等の仮処分命令を裁判所に申し立て、仮処分命令の決定がなされた事例（3月、警視庁）

### 4 暴力団排除活動に対する支援

#### (1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指

定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

## (2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

## 5 都道府県センターの活動状況

### (1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和2年中の暴力団関係相談の受理件数は48,936件であり、このうち警察で21,017件、都道府県センターで27,919件を受理した（図表1-28）。

図表1-28 暴力団関係相談の受理件数

区分	年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
相談受理件数		40,971	46,351	47,098	53,487	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234	48,936
	うち警察	19,472	22,369	23,630	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017
	うちセンター	21,499	23,982	23,468	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919

### (2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

令和元年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,547回、同講習の受講人数は延べ73,887人であった。

### (3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、平成26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

#### 【事例】

- 「特定抗争指定暴力団等」として指定された六代目山口組の傘下組織事務所が、警戒区域外に移転したことを受け、適格都道府県センターとして、認定を受けた公益財団法人大阪府暴力追放

推進センターが、府内所在の同事務所について付近住民等から委託を受けて、令和2年3月、事務所使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮処分命令が決定された事例（5月、大阪）

- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが、県内所在の浪川会本部事務所について付近住民から委託を受けて、令和2年10月、事務所使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮処分命令が決定された事例（11月、福岡）

#### (4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和2年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員の数については、約510人となっている（図表1-29）。

##### 【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員から警察に対し、「所属する組事務所から逃げてきた。住み込みで仕事ができる職場があれば紹介してほしい。」旨の相談がなされたことから、警察において、離脱支援を行って同人を同傘下組織から脱退させるとともに、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行った結果、就労に至った事例（10月）

図表1-29 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分 \ 年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
離脱者	690	600	520	490	600	640	640	640	570	510



## 第2章：薬物・銃器情勢

### 第1 薬物情勢

令和2年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯検挙人員は、近年横ばいが続く中、14,079人と前年より僅かに増加した。  
このうち、覚醒剤事犯検挙人員は、近年減少が続いており、令和2年においても8,471人と引き続き減少した。一方で、大麻事犯検挙人員は、20歳代以下の若年層を中心に平成26年以降増加が続き、令和2年も過去最多となった前年を大幅に上回る5,034人となった。大麻事犯検挙人員の増加が薬物事犯検挙人員全体を押し上げている。
- 覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は73件と前年より大幅に減少した。このうち航空機利用の携帯密輸については25件と、統計を取り始めた平成8年以降で最多となった前年より顕著に減少した。  
覚醒剤の密輸入押収量は418.2キログラムと依然として高水準にある一方、覚醒剤の総押収量は437.2キログラムと前年より大幅に減少し、5年ぶりに1,000キログラムを割り込んだ。
- 大麻栽培事犯の検挙人員は、近年増加傾向にあり、232人と前年より大幅に増加し、大麻草押収量（本数）も9,893本と前年より増加した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は150人と、前年に引き続き減少した。

上記のとおり、覚醒剤事犯検挙人員は、減少しているものの依然として薬物事犯全体の検挙人員の6割以上を占めていることや検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が高いことなどから、密輸・密売事犯の検挙を通じた覚醒剤の供給網の遮断に向けた取締りを引き続き推進することとしている。また、大麻事犯検挙人員については、前年に続いて過去最多を更新しており、大麻事犯における若年層、特に少年の増加傾向に歯止めをかけるため、厳正な取締りに加えて、SNS等のインターネット上での違法情報・有害情報の排除や大麻乱用防止に係る広報啓発活動を推進することとしている。

### 1 薬物事犯の検挙状況

#### (1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。）の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、14,079人と前年より僅かに増加した。このうち暴力団構成員等の検挙人員は4,387人で、薬物事犯の検挙人員の31.2%を占めており、検挙人員・薬物事犯に占める割合とも減少傾向にあるが、覚醒剤事犯では、検挙人員に占める割合が42.2%と高い。

外国人の検挙人員は888人と前年より減少し、薬物事犯の検挙人員の6.3%を占めているが、MDMA等合成麻薬やコカインなどの麻薬及び向精神薬事犯では、検挙人員に占める割合が20.6%と高い。（**図表2-1**）。

図表 2 - 1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯	検挙件数		15,219	14,325	14,135	12,020	12,124
	検挙人員		10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	暴力団構成員等		5,067	4,751	4,645	3,738	3,577
	構成比率(%)		48.5	47.0	47.1	43.5	42.2
	外国人		605	706	632	761	480
	構成比率(%)		5.8	7.0	6.4	8.9	5.7
大麻事犯	検挙件数		3,439	3,965	4,687	5,435	6,015
	検挙人員		2,536	3,008	3,578	4,321	5,034
	暴力団構成員等		649	742	762	780	751
	構成比率(%)		25.6	24.7	21.3	18.1	14.9
	外国人		181	250	253	279	292
	構成比率(%)		7.1	8.3	7.1	6.5	5.8
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		784	840	862	945	1,081
	MDMA等合成麻薬		86	107	122	178	372
	コカイン		364	392	434	482	412
	ヘロイン		3	19	14	13	6
	その他		331	322	292	272	291
	検挙人員		412	409	415	457	562
	暴力団構成員等		65	69	50	58	59
	構成比率(%)		15.8	16.9	12.0	12.7	10.5
	外国人		82	102	133	123	116
	構成比率(%)		19.9	24.9	32.0	26.9	20.6
	MDMA等合成麻薬		38	42	50	82	201
	暴力団構成員等		6	11	5	6	15
	構成比率(%)		15.8	26.2	10.0	7.3	7.5
	外国人		7	5	18	30	62
	構成比率(%)		18.4	11.9	36.0	36.6	30.8
	コカイン		142	177	197	205	188
	暴力団構成員等		34	38	36	47	33
	構成比率(%)		23.9	21.5	18.3	22.9	17.6
	外国人		50	70	83	63	42
	構成比率(%)		35.2	39.5	42.1	30.7	22.3
	ヘロイン		0	9	10	6	6
	暴力団構成員等		0	0	0	0	1
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
外国人		0	9	6	5	5	
構成比率(%)		0.0	100.0	60.0	83.3	83.3	
その他		232	181	158	164	167	
暴力団構成員等		25	20	9	5	10	
構成比率(%)		10.8	11.0	5.7	3.0	6.0	
外国人		25	18	26	25	7	
構成比率(%)		10.8	9.9	16.5	15.2	4.2	
あへん事犯	検挙件数		11	12	6	4	11
	検挙人員		6	12	1	2	12
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		19,453	19,142	19,690	18,404	19,231
	検挙人員		13,411	13,542	13,862	13,364	14,079
	暴力団構成員等		5,781	5,562	5,457	4,576	4,387
	構成比率(%)		43.1	41.1	39.4	34.2	31.2
	外国人		868	1,058	1,018	1,163	888
	構成比率(%)		6.5	7.8	7.3	8.7	6.3

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の60.2%を占め、その割合は平成24年以降減少している一方で、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の35.8%を占め、その割合は平成25年以降増加している（図表2-2）。

図表2-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分	年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯(%)		86.1	86.0	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2	64.2	60.2
大麻事犯(%)		12.0	11.9	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8	32.3	35.8
その他(%)		1.9	2.1	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	3.4	4.1

## (2) 薬物の押収状況

薬物種類別で見ると、覚醒剤が437.2キログラムと大幅に減少し、5年ぶりに1,000キログラムを割り込んだ。

乾燥大麻は265.1キログラム、大麻樹脂は3.4キログラムと減少したが、大麻草は9,893本と増加した。

MDMAは90,218錠と大幅に増加しており、近年の増加傾向が顕著である（図表2-3）。

図表2-3 薬物種類別押収量の推移

種類	年別	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤	(kg)	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2
	(錠)	138	5	261	64	5
乾燥大麻	(kg)	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1
大麻樹脂	(kg)	0.9	20.7	2.9	12.8	3.4
大麻草	(本)	13,660	17,324	4,456	8,074	9,893
	(kg)	42.3	67.5	23.0	33.2	37.9
合成麻薬	(錠)	5,021	3,181	12,303	73,935	90,322
MDMA	(錠)	5,019	3,109	12,274	73,874	90,218
コカイン	(kg)	18.3	9.6	42.0	34.9	23.4
ヘロイン	(kg)	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8
あへん	(kg)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

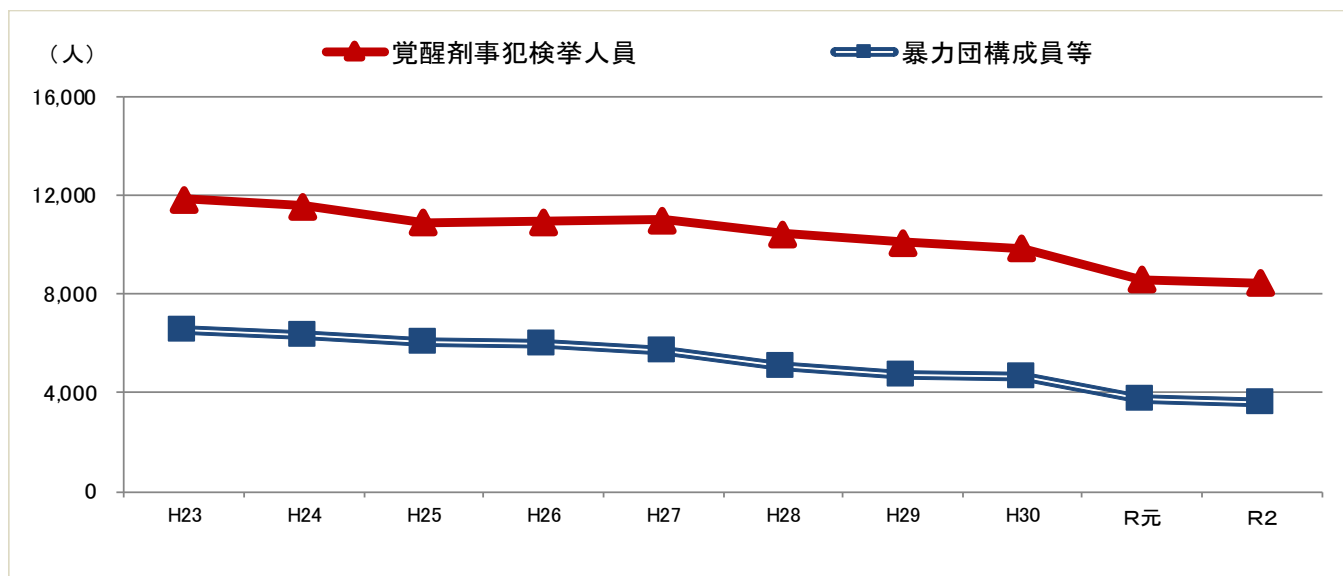
## (3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

### ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降、長期的にみて減少傾向にあり、令和2年も8,471人と減少した。平成30年以降連続して1万人を下回っている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は3,577人と検挙人員の42.2%（図表2-4）、外国人は480人と検挙人員の5.7%を占めている。

図表 2-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移

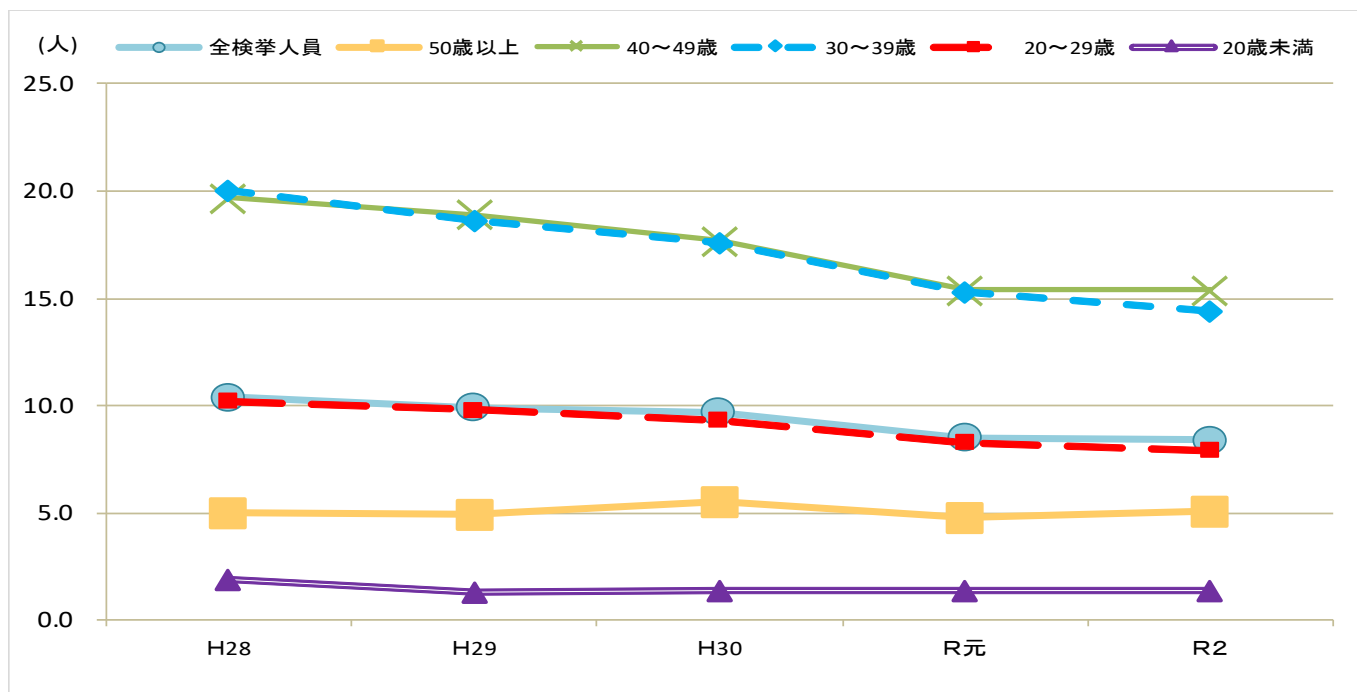


区別	年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯検挙人員		11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
暴力団構成員等		6,553	6,373	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751	4,645	3,738	3,577
構成比率(%)		55.3	55.0	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0	47.1	43.5	42.2

(7) 年齢層別の検挙状況

令和2年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.4人、20歳代が7.9人、30歳代が14.4人、40歳代が15.4人、50歳以上が5.1人であり、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている（図表2-5、2-6）。

図表 2-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表 2-6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯	検挙人員			10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	人口10万人当たりの検挙人員			10.4	9.9	9.7	8.5	8.4
	年齢別	50歳以上		2,353	2,347	2,615	2,323	2,468
		人口10万人当たりの検挙人員		5.0	4.9	5.5	4.8	5.1
		構成比率(%)		22.5	23.2	26.5	27.1	29.1
	40～49歳			3,592	3,587	3,352	2,885	2,844
		人口10万人当たりの検挙人員		19.7	18.9	17.7	15.4	15.4
		構成比率(%)		34.4	35.5	34.0	33.6	33.6
	30～39歳			3,089	2,862	2,642	2,241	2,063
		人口10万人当たりの検挙人員		20.0	18.6	17.6	15.3	14.4
		構成比率(%)		29.5	28.3	26.8	26.1	24.4
	20～29歳			1,287	1,226	1,163	1,038	1,000
		人口10万人当たりの検挙人員		10.2	9.8	9.3	8.3	7.9
		構成比率(%)		12.3	12.1	11.8	12.1	11.8
	20歳未満			136	91	96	97	96
人口10万人当たりの検挙人員			1.9	1.3	1.4	1.4	1.4	
構成比率(%)			1.3	0.9	1.0	1.1	1.1	
	うち中学生		7	0	3	3	0	
	うち高校生		18	8	13	10	11	
大学生			8	19	15	26	8	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、平成19年以降14年連続で増加しており、令和2年は69.4%となっている（図表2-7）。

図表 2-7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯	検挙人員			11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	再犯者数			7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	6,647	6,521	5,687	5,880
	再犯者率(%)			59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	65.7	66.1	66.3	69.4
	年齢別 再犯者率	50歳以上		81.5	81.3	79.8	80.2	83.1	82.3	82.4	82.6	83.1	84.9
		40～49歳		70.4	70.0	69.7	71.2	72.2	72.1	72.1	71.8	73.6	74.6
		30～39歳		56.1	56.8	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9	57.0	61.4
		20～29歳		32.9	37.6	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4	33.7	38.6
		20歳未満		12.0	14.9	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5	6.2	9.4

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が4,933人、所持事犯が2,717人、譲渡事犯が344人、譲受事犯が127人、密輸入事犯が114人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の90.3%を占めている。

## (I) 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の60.2%を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の4割以上を占めていることや、30歳代及び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことが挙げられる。

また、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、覚醒剤がとりわけ強い依存性を有しており、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることがうかがわれる。

## イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和2年も過去最多となった前年を大幅に上回る5,034人となった。

また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は751人と検挙人員の14.9%、外国人は292人と検挙人員の5.8%を占めている。

### (7) 年齢層別の検挙状況

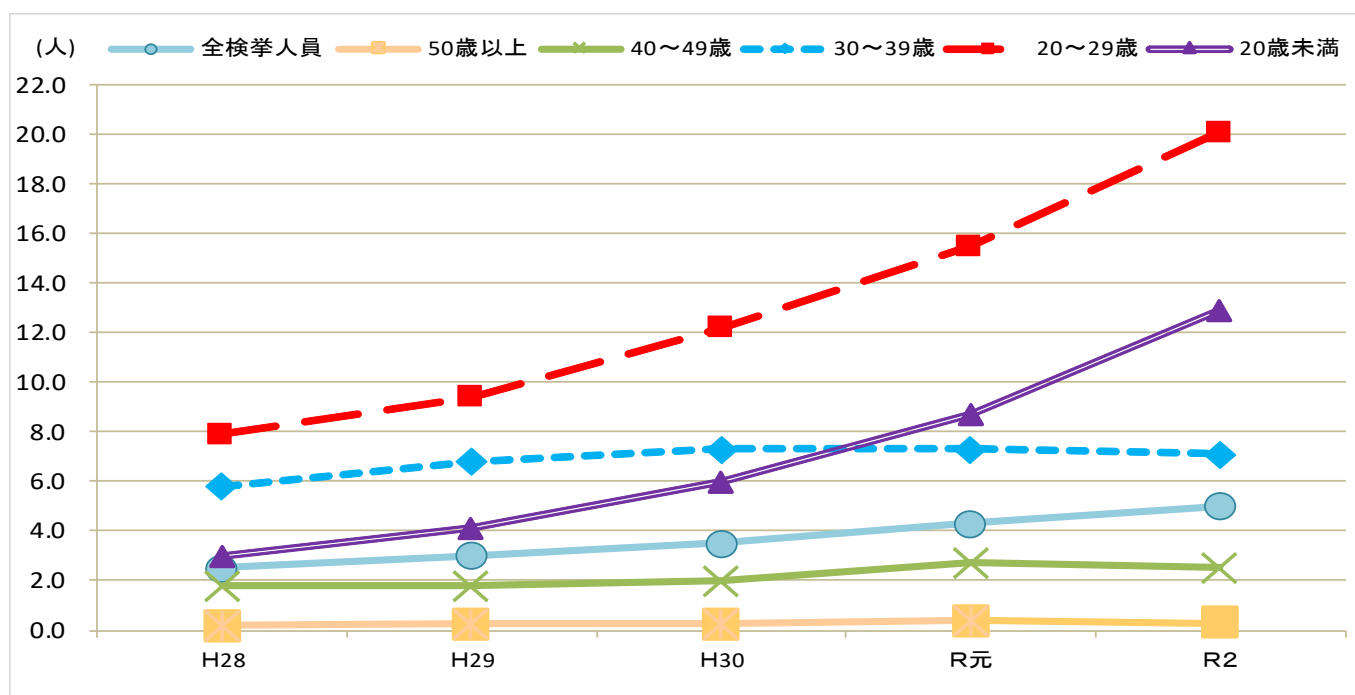
人口10万人当たりの検挙人員で見ると、近年、50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては増加傾向にあり、特に若年層による増加が顕著である。

令和2年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が12.9人、20歳代が20.1人と前年より大幅に増加しており、30歳代が7.1人、40歳代が2.5人、50歳以上が0.3人と僅かに減少した。

最も多い年齢層は20歳代、次いで20歳未満となっており、20歳未満の年齢別で見ると、年齢が高いほど検挙人員が多い。

学識別では、高校生及び大学生の増加が顕著である。(図表2-8、2-9、2-10)。

図表2-8 人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-9 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2	
大麻事犯	検挙人員		2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	
		人口10万人当たりの検挙人員	2.5	3.0	3.5	4.3	5.0	
	年齢別	50歳以上		113	152	157	192	133
			人口10万人当たりの検挙人員	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3
			構成比率(%)	4.5	5.1	4.4	4.4	2.6
		40～49歳		326	347	370	502	459
			人口10万人当たりの検挙人員	1.8	1.8	2.0	2.7	2.5
			構成比率(%)	12.9	11.5	10.3	11.6	9.1
		30～39歳		899	1,038	1,101	1,068	1,015
			人口10万人当たりの検挙人員	5.8	6.8	7.3	7.3	7.1
		構成比率(%)	35.4	34.5	30.8	24.7	20.2	
	20～29歳		988	1,174	1,521	1,950	2,540	
		人口10万人当たりの検挙人員	7.9	9.4	12.2	15.5	20.1	
		構成比率(%)	39.0	39.0	42.5	45.1	50.5	
20歳未満		210	297	429	609	887		
	人口10万人当たりの検挙人員	3.0	4.1	6.0	8.7	12.9		
	構成比率(%)	8.3	9.9	12.0	14.1	17.6		
	うち中学生	2	2	7	6	8		
	うち高校生	32	53	74	109	159		
		大学生	40	55	100	132	219	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

図表 2-10 大麻事犯 20歳未満の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2
大麻事犯	検挙人員		210	297	429	609	887
	年齢別	19歳	102	129	185	294	430
		18歳	64	84	128	164	238
		17歳	32	49	68	97	136
		16歳	9	28	26	42	65
		15歳	2	6	18	11	15
		14歳	1	1	4	1	3

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は78.9%と、近年の横ばい傾向が継続している（図表 2-11）。

図表 2-11 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
大麻事犯	検挙人員		1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	
	初犯者数		1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	
	初犯者率(%)		80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	
	年齢別	50歳以上		62.7	62.0	46.3	71.6	57.7	66.4	60.5	64.3	58.9	55.6
		40～49歳		74.1	71.0	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5
		30～39歳		77.8	79.2	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3
		20～29歳		83.6	85.0	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0
		20歳未満		91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2

### (ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別で見ると、所持事犯が4,121人、譲渡事犯が274人、譲受事犯が206人、密輸入事犯が53人、栽培事犯が232人となっており、所持事犯が検挙人員の81.9%を占めている。また、栽培事犯の検挙人員は、前年より大幅に増加した（図表2-12）。

図表2-12 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

区分	年別	H28	H29	H30	R元	R2
検挙件数		144	191	175	172	257
検挙人員		116	138	152	164	232
	暴力団構成員等	35	53	25	42	46

### (イ) 大麻事犯の主な特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の35.8%を占めており、その割合は覚醒剤事犯に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、初犯者率が高いことのほか、特に20歳未満、20歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ大幅に増加しており、若年層による乱用傾向が増大していることが挙げられる。



★ トピックスⅡ

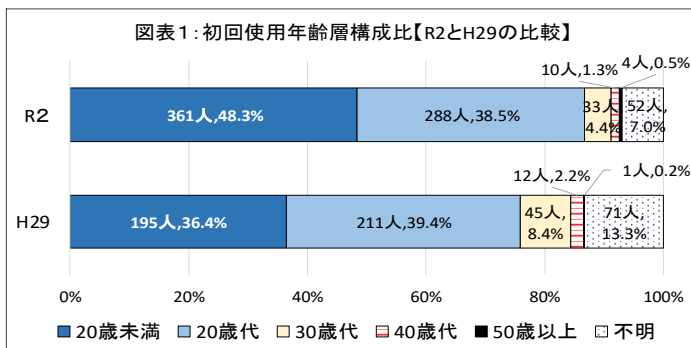
大麻乱用者の実態

令和2年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち748人について、捜査の過程において明らかとなった大麻使用の経緯、動機、認識等は次のとおりである（これらと対比した平成29年（「H29」）の記載については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち535人についてとりまとめたもの。）。

○ 大麻を初めて使用した年齢

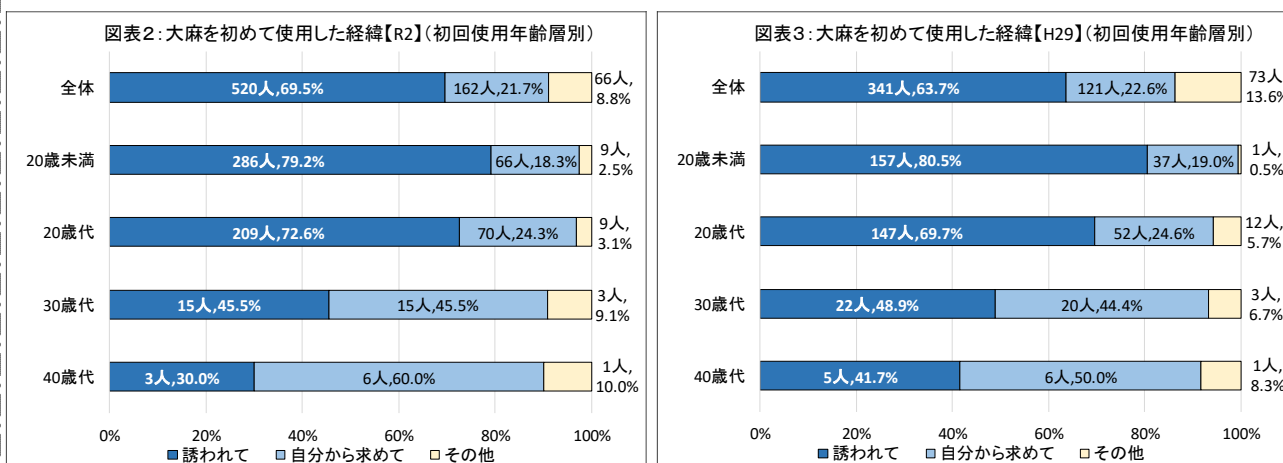
対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳代以下の若年層で86.8%を占め、最年少は12歳（2人）であった。

初回使用年齢層の構成比を29年と比較すると、「20歳未満」が195人・36.4%から361人・48.3%に増加しており、若年層の中でも特に「20歳未満」での乱用拡大が懸念される（図表1）。



○ 大麻を初めて使用した経緯、動機

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、初めて使用した年齢が低いほど、誘われて使用する比率は高く、その傾向は29年と同様に「20歳未満」が最多である（図表2、3）。



また、その時の動機については、「好奇心・興味本位」、「その場の雰囲気」の順に多く、初めて使用した年齢が低いほど「その場の雰囲気」の割合が高くなる傾向にあり、また、「20歳未満」の「その他」の回答の中には「仲間外れにされないため」などの回答があった。

29年においても同様で、若年層ほど身近な環境に影響されやすい傾向にあることがうかがわれた（図表4、5）。

図表4：大麻を初めて使用した動機【R2】(初回使用年齢層別・複数回答)

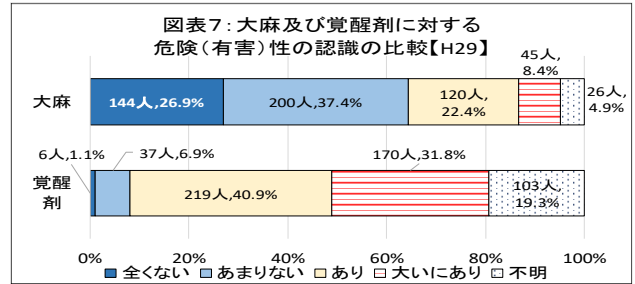
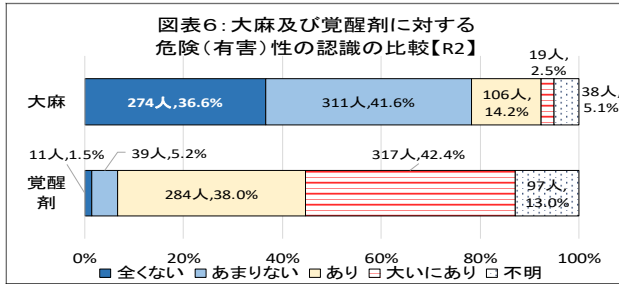
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	57.0%	52.5%	40.0%	53.8%	53.8%
その場の雰囲気	18.5%	15.8%	2.0%	15.4%	16.4%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.8%	5.3%	8.0%	0.0%	5.1%
パーティー感覚	3.2%	3.2%	2.0%	0.0%	3.0%
ストレス発散・現実逃避	4.5%	11.3%	24.0%	15.4%	8.6%
多幸感・陶酔効果を求めて	8.8%	5.5%	14.0%	0.0%	7.3%
その他	3.2%	6.4%	10.0%	15.4%	5.8%

図表5：大麻を初めて使用した動機【H29】(初回使用年齢層別・複数回答)

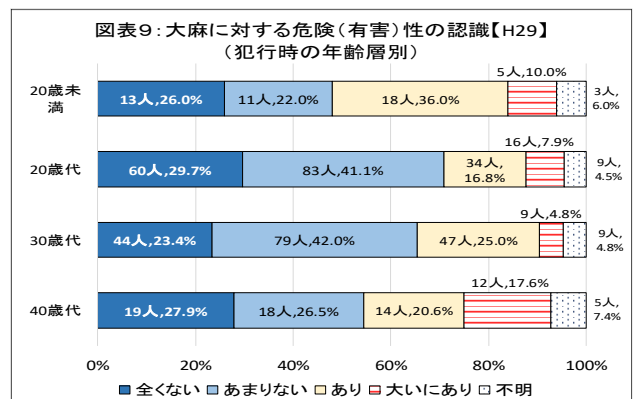
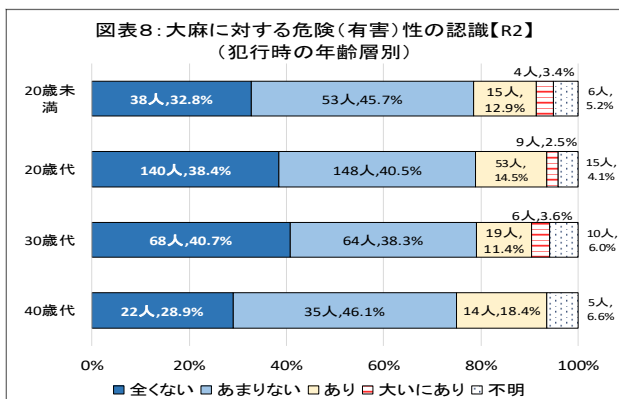
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	66.3%	59.2%	43.5%	42.9%	54.9%
その場の雰囲気	18.6%	12.4%	8.7%	7.1%	13.4%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.9%	8.9%	4.3%	0.0%	6.1%
パーティー感覚	2.7%	2.8%	1.4%	0.0%	2.4%
ストレス発散・現実逃避	2.3%	5.0%	20.3%	42.9%	5.9%
多幸感・陶酔効果を求めて	3.4%	6.4%	14.5%	7.1%	5.9%
その他	1.9%	5.3%	7.2%	0.0%	11.4%

## ○ 大麻に対する危険（有害）性の認識

大麻に対する危険（有害）性の認識は「なし（全くない・あまりない。以下同じ。）」が78.2%であり、覚醒剤の危険（有害）性と比較して大麻の危険（有害）性の認識は低い。29年と比較すると、大麻の「なし」の割合だけが13.9ポイント増加しており、大麻の危険（有害）性の認識だけが一層低くなっていることが確認できた（図表6、7）。

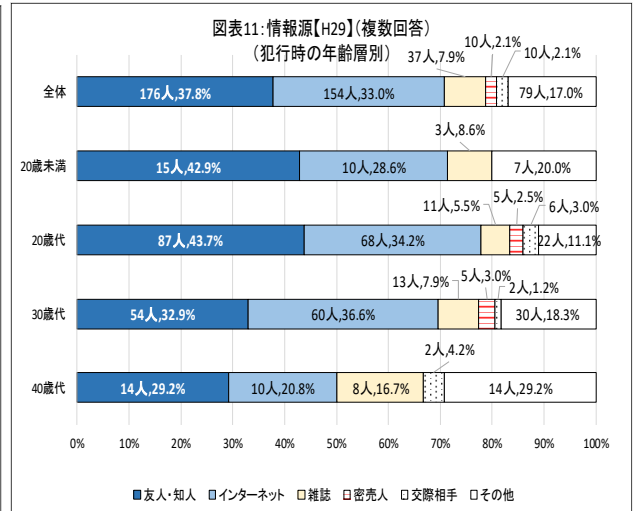
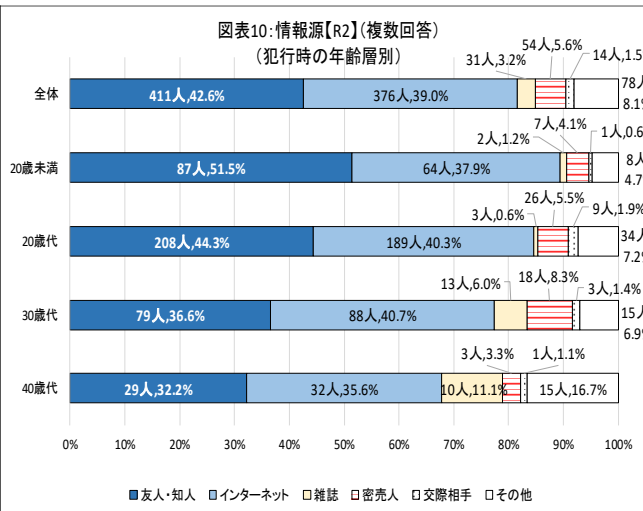


犯行時の年齢層別での大麻に対する危険（有害）性の認識は、どの年齢層でも大差はないが、29年と比較すると、特に「20歳未満」において「なし」の割合が30.5ポイントと大きく増加している（図表8、9）。



## ○ 大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報源

年齢層を問わず、大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報を「友人・知人」や「インターネット」から入手している状況が確認できた（図表10、11）。



情報源について、割合が高い「友人・知人」と「インターネット」を比較すると、年齢層が低いほど、より身近な「友人・知人」の割合が大きい傾向にある。令和2年においては、その傾向が特に少年で顕著であり、ここからも、若年になるほど、より身近な環境に影響されやすい傾向がうかがわれる。

特に少年は、心身が未発達であり、社会的・経済的な基盤も形成途上であることを踏まえると、周囲の環境を健全化させることが急務である。大麻を容易に入手できないように組織的な栽培・密売を始めとする違法な行為を厳正に取締ることに加えて、SNS等のインターネット上での違法情報・有害情報の排除や、大麻の危険（有害）性を正しく認識して周囲からの誘いを断ることができるような広報啓発活動を含めた更なる取組が必要である。

## 2 薬物密輸入事犯の検挙状況

### (1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は218件と前年より大幅に減少した。薬物事犯別でみると、覚醒剤事犯は73件と大幅に減少し、大麻事犯は66件、麻薬及び向精神薬事犯は79件とそれぞれ減少した（図表2-13）。

図表2-13 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤事犯	検挙件数		82	126	127	273	73
	検挙人員		97	153	157	333	114
	暴力団構成員等		11	14	32	36	20
	構成比率(%)		11.3	9.2	20.4	10.8	17.5
	外国人		73	120	103	246	63
	構成比率(%)		75.3	78.4	65.6	73.9	55.3
大麻事犯	検挙件数		42	81	75	89	66
	検挙人員		42	67	63	80	53
	暴力団構成員等		3	8	12	8	6
	構成比率(%)		7.1	11.9	19.0	10.0	11.3
	外国人		21	36	25	36	19
	構成比率(%)		50.0	53.7	39.7	45.0	35.8
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		77	95	122	101	79
	MDMA等合成麻薬		14	27	32	26	51
	コカイン		7	10	32	32	16
	ヘロイン		1	6	0	3	2
	その他		55	52	58	40	10
	検挙人員		78	69	92	85	68
	暴力団構成員等		5	3	5	1	1
	構成比率(%)		6.4	4.3	5.4	1.2	1.5
	外国人		28	27	54	53	39
	構成比率(%)		35.9	39.1	58.7	62.4	57.4
	MDMA等合成麻薬		13	10	19	23	40
	暴力団構成員等		0	1	3	0	1
	構成比率(%)		0.0	10.0	15.8	0.0	2.5
	外国人		3	2	9	13	24
	構成比率(%)		23.1	20.0	47.4	56.5	60.0
	コカイン		12	10	32	31	17
	暴力団構成員等		3	1	0	1	0
	構成比率(%)		25.0	10.0	0.0	3.2	0.0
	外国人		8	9	31	24	13
	構成比率(%)		66.7	90.0	96.9	77.4	76.5
	ヘロイン		0	2	0	2	1
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		0	2	0	2	0	
構成比率(%)		0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	
その他		53	47	41	29	10	
暴力団構成員等		2	1	2	0	0	
構成比率(%)		3.8	2.1	4.9	0.0	0.0	
外国人		17	14	14	14	2	
構成比率(%)		32.1	29.8	34.1	48.3	20.0	
あへん事犯	検挙件数		0	0	0	0	0
	検挙人員		0	0	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数		201	302	324	463	218
	検挙人員		217	289	312	498	235
	暴力団構成員等		19	25	49	45	27
	構成比率(%)		8.8	8.7	15.7	9.0	11.5
	外国人		122	183	182	335	121
	構成比率(%)		56.2	63.3	58.3	67.3	51.5

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

## (2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は418.2キログラムと前年より減少したものの、引き続き高い水準にある。乾燥大麻は19.9キログラムと大幅に減少し、大麻樹脂も1.6キログラムと減少した（図表2-14）。

図表2-14 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類		年別				
		H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤	(kg)	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2
	(錠)	113	0	200	13	0
乾燥大麻	(kg)	3.9	5.6	120.6	120.3	19.9
大麻樹脂	(kg)	0.1	7.6	0.2	10.5	1.6
合成麻薬	(錠)	1,595	826	11,639	73,183	87,097
MDMA	(錠)	1,595	826	11,639	73,123	87,092
コカイン	(kg)	13.9	8.3	40.2	33.4	22.8
ヘロイン	(kg)	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8
あへん	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

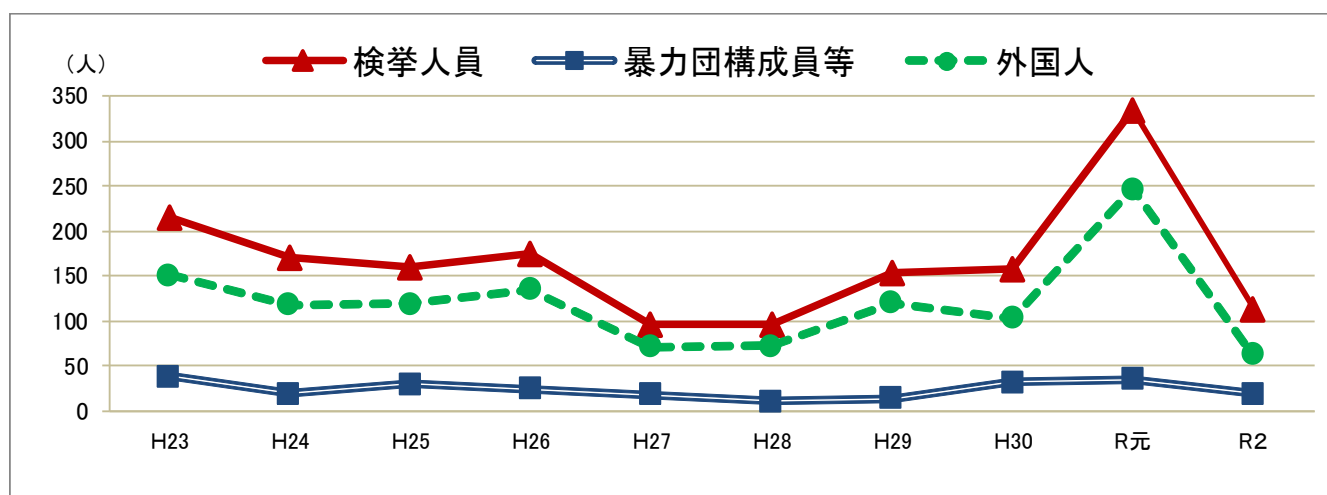
## (3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

### ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は73件と前年より大幅に減少した。検挙人員については、暴力団構成員等は20人と減少し、外国人は63人と大幅に減少した（図表2-15）。

また、国籍・地域別でみると、日本が51人と最も多く、次いでベトナムが16人、タイ及び香港が9人となっている。

図表2-15 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



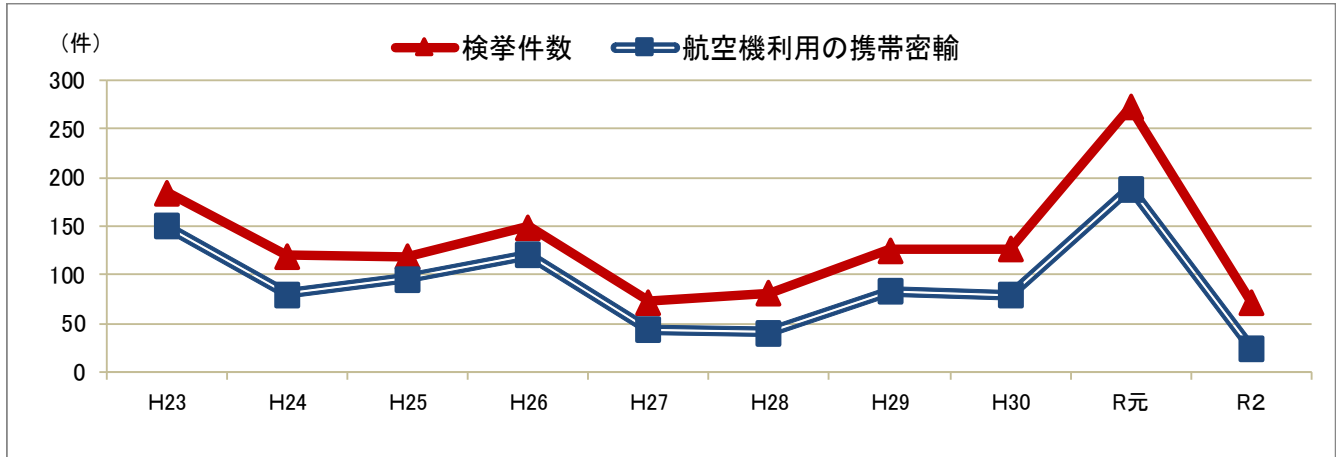
区分		年別									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
検挙人員		216	170	160	176	96	97	153	157	333	114
	暴力団構成員等	39	20	30	25	19	11	14	32	36	20
	外国人	151	118	119	135	72	73	120	103	246	63

### (7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯の検挙件数は25件と前年より大幅に減少した（図表2-16）。

このほか、国際宅配便が31件、郵便物が11件、事業用貨物が4件となっている。

図表2-16 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移

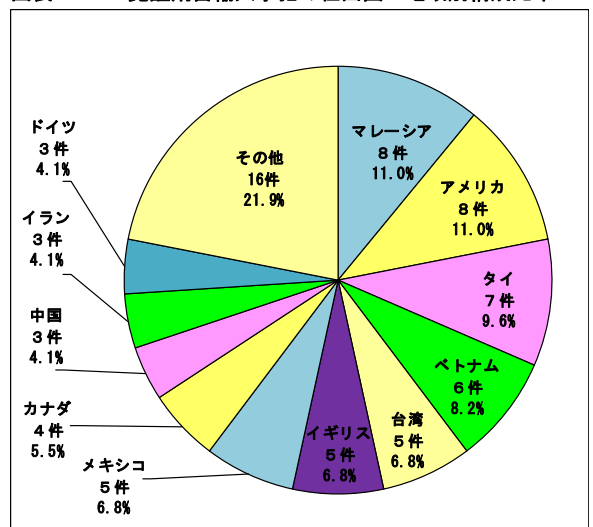


区分	年別										
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
検挙件数	185	120	119	150	73	82	126	127	273	73	
航空機利用の携帯密輸	151	81	96	121	44	41	84	80	189	25	

図表2-17 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率

### (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、マレーシア及びアメリカが8件（構成比率11.0%）と最も多く、次いでタイが7件（同9.6%）、以下、ベトナムが6件（同8.2%）、台湾、イギリス及びメキシコが5件（同6.8%）となっている（図表2-17）。



### (ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は73件と大幅な減少となる中、密輸入事犯全体の検挙件数に占める国際宅配便利用の割合（構成比率42.5%）が高くなった。

また、押収量についても、海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙により、依然として高水準にある。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

## イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙件数は66件と前年より減少した。

### (7) 態様別の検挙状況

態様別で見ると、主なものとしては、郵便物が32件、国際宅配便が24件、航空機利用の携帯密輸が9件、その他が1件となっており、郵便物や国際宅配便を利用した密輸の占める割合は高い。

### (イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別で見ると、アメリカが46件と最も多く、次いでカナダが6件、イギリス及びフランスが3件となっている。

### 3 薬物犯罪組織の動向

#### (1) 薬物密売の概要

薬物の密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は649人であり、このうち、暴力団構成員等は314人（構成比率48.4%）、外国人は54人（同8.3%）となっている。

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は389人であり、このうち暴力団構成員等は258人（同66.3%）と、依然として覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は32人（同8.2%）となっている（**図表2-18**）。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は228人であり、このうち暴力団構成員等が53人（同23.2%）と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低いものの、大麻の密売関連事犯にも暴力団の関与が認められる。また、外国人は19人（同8.3%）となっている。

図表2-18 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分		年別				
		H28	H29	H30	R元	R2
密売関連事犯		492	458	402	372	389
暴力団構成員等		322	290	263	240	258
構成比率(%)		65.4	63.3	65.4	64.5	66.3
外国人		57	49	41	43	32
構成比率(%)		11.6	10.7	10.2	11.6	8.2
国籍・地域別	イラン	21	15	12	14	3
	インドネシア	0	1	0	0	0
	韓国・朝鮮	13	15	12	2	8
	ベトナム	0	2	0	2	6
	タイ	1	1	1	1	0
	台湾	5	1	3	1	1
	中国(台湾及び香港等を除く)	8	0	2	1	0
	香港等	0	0	0	6	0
	フィリピン	3	3	0	0	2
	ブラジル	1	4	9	5	6
	イギリス	0	1	0	0	0
	ナイジェリア	0	1	0	4	2
	その他	5	5	2	7	4

注：香港等は香港及びマカオをいう。

## (2) 暴力団の関与

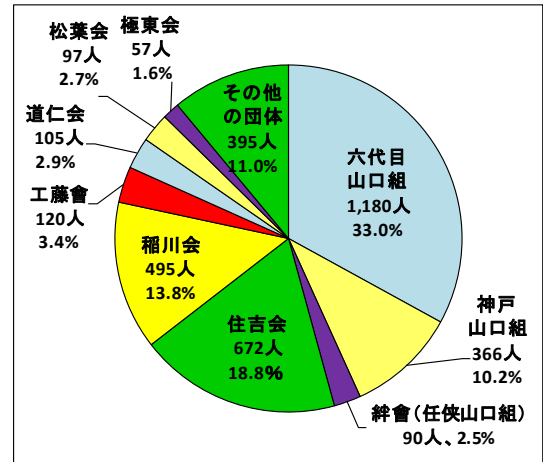
暴力団構成員等による刑法犯及び特別法犯検挙人員は13,189人であり、このうち、薬物事犯検挙人員は4,387人（構成比率33.3%）と最も多くなっており、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高い。

### ア 暴力団構成員等の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会の構成員等は2,803人と、これらで覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の78.4%を占めている（図表2-19）。

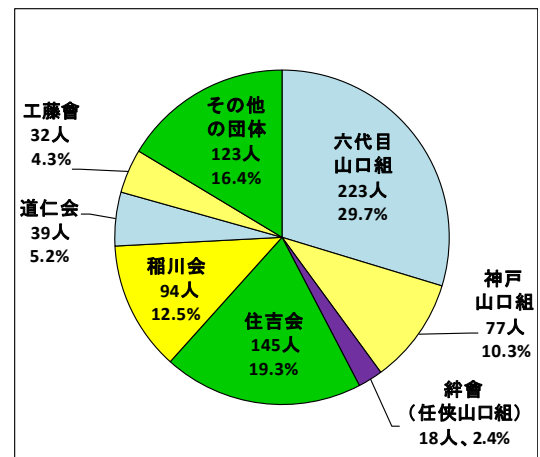
図表2-19 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



#### (4) 大麻事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会の構成員等は557人と、これらで大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の74.2%を占めている（図表2-20）。

図表2-20 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



### イ 違反態様別の検挙状況

#### (7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,109人、所持事犯が1,142人、譲渡事犯が199人、譲受事犯が38人、密輸入事犯が20人となっている。

また、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は278人と全営利犯検挙人員（490人）の56.7%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

#### (4) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は83人と全営利犯検挙人員（342人）の24.3%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。



### (3) 外国人の営利犯

#### ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は86人と覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（490人）の17.6%を占めている。また、このうち密輸入事犯は54人（構成比率62.8%）となっている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが21人と最も多く、このうち密輸入事犯が15人、密売関連事犯が6人となっている。次いでブラジルが10人で、このうち密輸入事犯が4人、密売関連事犯が6人、韓国・朝鮮も10人で、このうち密輸入事犯が2人、密売関連事犯が8人となっている。

#### イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は28人と大麻事犯の全営利犯検挙人員（342人）の8.2%を占めている。

国籍・地域別でみると、ベトナムが10人と最も多く、このうち密輸入事犯が1人、密売関連事犯が7人、栽培事犯が2人となっており、次いでブラジルが5人で、このうち密輸入事犯が2人、密売関連事犯が3人となっている。

## 4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況（図表2-21）

### (1) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別でみると、ブラジルが169人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が156人、ベトナムが148人、以下、フィリピンが104人、アメリカが55人、中国が30人、スリランカが29人、ペルーが27人、タイが26人となっている。

### (2) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が123人と最も多く、次いでブラジルが94人、以下、フィリピンが75人、ベトナムが64人、タイが21人、中国が17人、イランが15人となっている。

### (3) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが70人と最も多く、次いでベトナム及びアメリカが38人、韓国・朝鮮が30人となっている。

図表 2-21 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	R元	R2	R元	R2	R元	R2	MDMA等		コカイン		ヘロイン		R元	R2		
							R元	R2	R元	R2	R元	R2				
計	1,163	888	761	480	279	292	123	116	30	62	63	42	5	5	0	0
イラン	23	17	19	15	3	1	1	1			1	1				
インド	2	5			1	2	1	3		1	1	2				
インドネシア	11	2	11	1		1										
トルコ	9	5	8	2	1	3										
韓国・朝鮮	179	156	158	123	18	30	3	3		1	3					
カンボジア	0	5		5												
シンガポール	2	1	2			1										
スリランカ	7	29	2	5	5	21		3		3						
タイ	99	26	86	21	8	4	5	1		1	1		1			
台湾	18	10	11	8	2	1	5	1		1						
中国(台湾・香港等を除く)	47	30	38	17	5	10	4	3	3	2		1				
パキスタン	3	2			3	2										
バングラデシュ	1	1			1	1										
フィリピン	110	104	90	75	16	24	4	5	2	3		2				
ベトナム	66	148	36	64	17	38	13	46	9	38	1	1	1	4		
香港等	30	9	29	9			1				1					
マレーシア	36	2	34	1			2	1		1	1					
ラオス	3	3	2	2	1			1						1		
アメリカ	100	55	32	4	47	38	21	13	9	1	7	10	1			
アルゼンチン	3	1	1		2	1										
カナダ	21	1	13		8			1				1				
コロンビア	1	2		1	1	1										
ブラジル	196	169	111	94	79	70	6	5	1		5	5				
ペルー	37	27	11	7	20	17	6	3		1	6	2				
ボリビア	4	7	4	4		1		2				2				
メキシコ	10	4	9	4	1											
アイルランド	5	1	1		1		3	1		1	1		2			
イギリス	10	6		1	2	1	8	4	2	1	4	3				
イタリア	5	1	3		1		1	1			1	1				
ウクライナ	4	1	1		2	1	1									
オランダ	7	3	6	2			1	1		1	1					
オーストリア	4	1	3	1			1				1					
スペイン	6	3	3		2	1	1	2			1	2				
ハンガリー	2	1	1	1	1											
フランス	10	4	1		5	3	4	1			4	1				
ラトビア	2	1	1	1			1				1					
ロシア	4	4	1	2	2	1	1	1			1	1				
チュニジア	2	3	1	1			1	2	1	1		1				
ナイジェリア	16	6	5	3	7	1	4	2	2	1	2	1				
南アフリカ	2	2	2	1		1										
オーストラリア	12	6	2		4	3	6	3		2	4	1				
その他	54	24	23	5	13	13	18	6	1	2	15	4	0	0	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

## 5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

### (1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙状況は138事件、150人と前年に引き続き減少した。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反は前年に引き続き減少したが、麻薬及び向精神薬取締法違反は横ばいである。（図表2-22）。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等による事犯は5事件、8人、外国人による事犯は30事件、33人、少年による事犯は2事件、2人となっている。

図表2-22 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		H28		H29		H30		R元		R2	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	713	758	555	578	336	346	159	165	123	131		
乱用者による単純所持・使用等	495	519	390	404	231	235	119	123	80	82		
麻薬及び向精神薬取締法違反	115	126	56	56	45	48	16	17	15	19		
交通関係法令違反	8	7	1	1	1	1	0	0	0	0		
その他法令違反	28	29	16	16	1	1	0	0	0	0		
合計	864	920	628	651	383	396	175	182	138	150		

注1: 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2: 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3: 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4: 麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5: 交通関係法令違反は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6: 適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。

注7: 乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8: 交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。

注9: 指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

### (2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は140人（構成比率93.3%）となっている。

#### ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別の構成比率を前年と比較すると、20歳代及び50歳以上の占める割合が増加しており、30歳代及び40歳代の占める割合は減少している（図表2-23）。

図表 2-23 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		838	605	368	172	140
	年齢層別	50歳以上	125	105	67	32	41
		構成比率(%)	14.9	17.4	18.2	18.6	29.3
		40～49歳	293	208	135	65	34
		構成比率(%)	35.0	34.4	36.7	37.8	24.3
		30～39歳	261	196	109	47	32
		構成比率(%)	31.1	32.4	29.6	27.3	22.9
		20～29歳	145	94	56	27	31
		構成比率(%)	17.3	15.5	15.2	15.7	22.1
20歳未満	14	2	1	1	2		
構成比率(%)	1.7	0.3	0.3	0.6	1.4		

### イ 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別で見ると、薬物犯罪の初犯者が97人（構成比率69.3%）、薬物犯罪の再犯者が43人（同30.7%）となっている。

### ウ 危険ドラッグの入手状況

入手先別で見ると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が50.7%と最も高い（図表 2-24）。

図表 2-24 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	H28	H29	H30	R元	R2
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		838	605	368	172	140
	入手先別	街頭店舗	130	84	33	10	3
		構成比率(%)	15.5	13.9	9.0	5.8	2.1
		インターネット	353	227	166	63	71
		構成比率(%)	42.1	37.5	45.1	36.6	50.7
		友人・知人	93	77	45	30	18
		構成比率(%)	11.1	12.7	12.2	17.4	12.9
		密売人	71	55	32	19	6
		構成比率(%)	8.5	9.1	8.7	11.0	4.3
その他・不明	191	162	92	50	42		
構成比率(%)	22.8	26.8	25.0	29.1	30.0		

### エ 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は0人と減少した（図表 2-25）。

図表 2-25 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

区分	年別	H28	H29	H30	R元	R2
死者数		6	3	1	1	0

注1：令和2年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

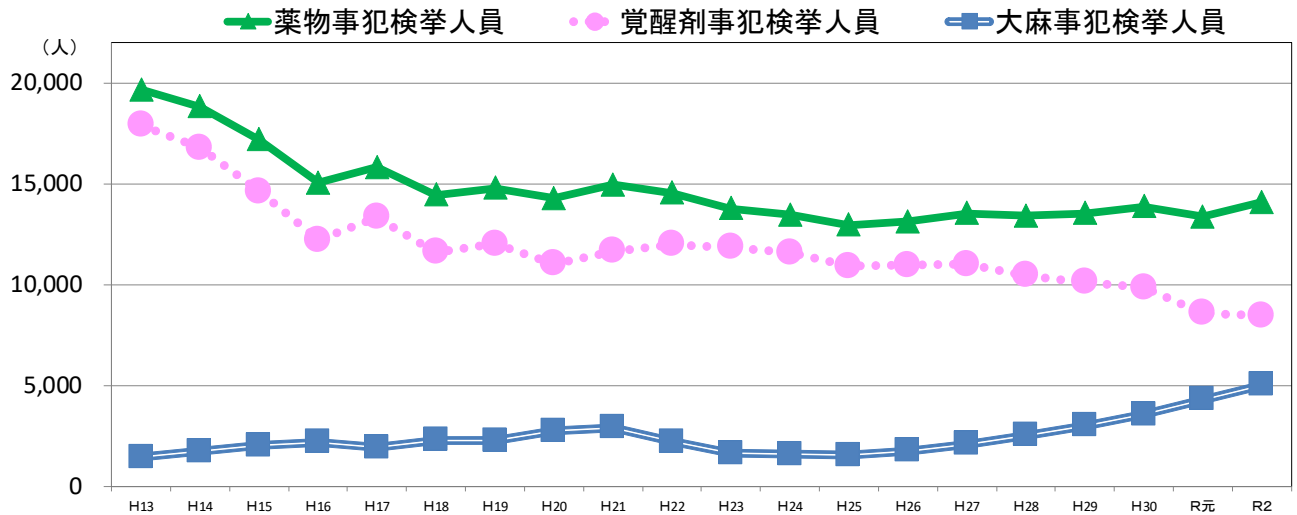
### (3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は43事件、47人と増加した。

仕出国・地域別で見ると、中国が17事件と最も多く、次いでフランスが6事件となっている。

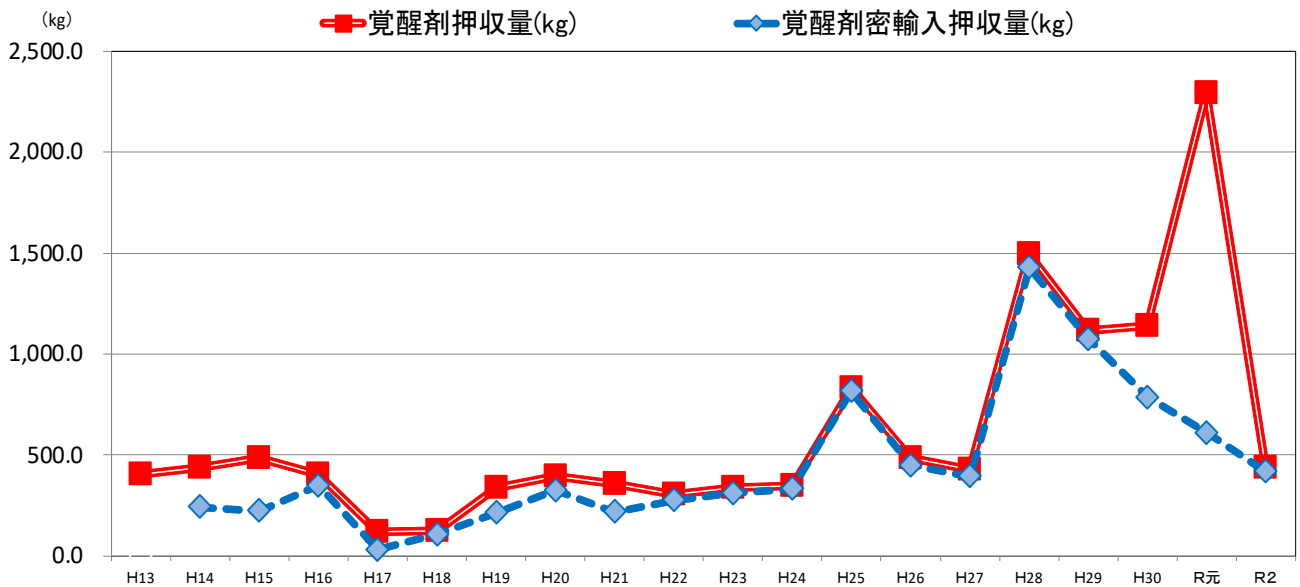
## 6 参考資料

### (1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成13～令和2年）



区分	年別	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
薬物事犯検挙人員	薬物事犯検挙人員	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862	13,364	14,079
	覚醒剤事犯検挙人員	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	大麻事犯検挙人員	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034

### (2) 覚醒剤押収量の推移（平成13～令和2年）



区分	年別	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
覚醒剤押収量(kg)	覚醒剤押収量(kg)	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2
	覚醒剤密輸入押収量(kg)	-	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2

## 7 薬物事犯の検挙事例

### (1) 覚醒剤事犯

#### 【覚醒剤密輸入事犯】

##### ○ 組織的な運び屋によるメキシコ来覚醒剤密輸入事件（令和2年11月、神奈川・警視庁）

令和2年11月までに、SNSを利用して募集した運び屋により、メキシコからスーツケース内に覚醒剤を隠匿して密輸入した会社役員の男ら6人を覚醒剤取締法違反（営利目的共同輸入等）等で検挙し、覚醒剤約22.1キログラムを押収した。

##### ○ イスラエル人による海上貨物を利用した南アフリカ共和国来覚醒剤密輸入事件（令和2年11月 神奈川・千葉）

令和2年11月までに、南アフリカ共和国から海上貨物を利用し、工作機械内に覚醒剤を隠匿して密輸入したイスラエル人の男2人を覚醒剤取締法違反（営利目的共同輸入）等で検挙し、覚醒剤約237.4キログラムを押収した。

#### 【覚醒剤密売事犯】

##### ○ 住吉会傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（令和2年7月、埼玉）

令和2年7月までに、埼玉県内において覚醒剤を密売していた住吉会傘下組織幹部ら7人を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）等で検挙するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客28人を同法違反（所持等）等で検挙した。

##### ○ SNSを利用した覚醒剤密売事件（令和2年12月、岡山・青森・山梨・大阪）

令和2年12月までに、SNSを利用して広域的に覚醒剤を密売していた無職の男ら2人を覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡等）等で検挙するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客25人を同法違反（所持等）等で検挙した。

### (2) 大麻事犯

#### 【大麻密輸入事犯】

##### ○ 国際郵便を利用したアメリカ来大麻密輸入事件（令和2年9月、神奈川）

令和2年9月までに、アメリカから国際郵便を利用し、大麻濃縮物を蜂蜜の容器に隠匿して密輸入した建設業の男ら7人を大麻取締法違反（営利目的共同輸入等）等で検挙し、大麻濃縮物約5.0キログラムを押収した。

#### 【大麻栽培・密売事犯】

##### ○ 倉庫における大麻栽培事件（令和2年3月、岡山）

令和2年3月までに、岡山市内の倉庫において、大麻草を栽培していた無職の男を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草918本、乾燥大麻約4.4キログラムを押収した。

○ SNSを利用した大麻密売及び大麻栽培事件（令和2年12月、大阪・新潟）

令和2年12月までに、マンションにおいて大麻を栽培し、SNSを利用して広域的に乾燥大麻を密売していた無職の男ら10人を大麻取締法違反（営利目的共同譲渡等）等で検挙するとともに、同人らから乾燥大麻を購入するなどした少年5人を含む密売客24人を同法違反（所持等）等で検挙した。

(3) 麻薬及び向精神薬事犯

【麻薬密輸入事犯】

○ カメルーン人らによる欧州来麻薬密輸入事件（令和2年9月、埼玉）

令和2年9月までに、欧州から航空貨物を利用し、MDMAを密輸入したカメルーン人の男ら11人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）等で検挙し、MDMA約31,000錠を押収した。

【麻薬施用事犯】

○ 少年による麻薬施用事件（令和2年10月、兵庫）

義母の顔を殴るなどして死亡させた傷害致死事件で検挙した有職少年の尿中から、LSD及び大麻の成分を検出したことから、令和2年10月、麻薬及び向精神薬取締法違反（LSDの施用）で逮捕した。

## 第2 銃器情勢

令和2年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は17件と前年より増加した。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、令和2年は355丁で、このうち暴力団からの押収丁数は54丁と、いずれも前年より減少した。

暴力団の対立抗争に起因するものをはじめ、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

### 1 銃器犯罪情勢

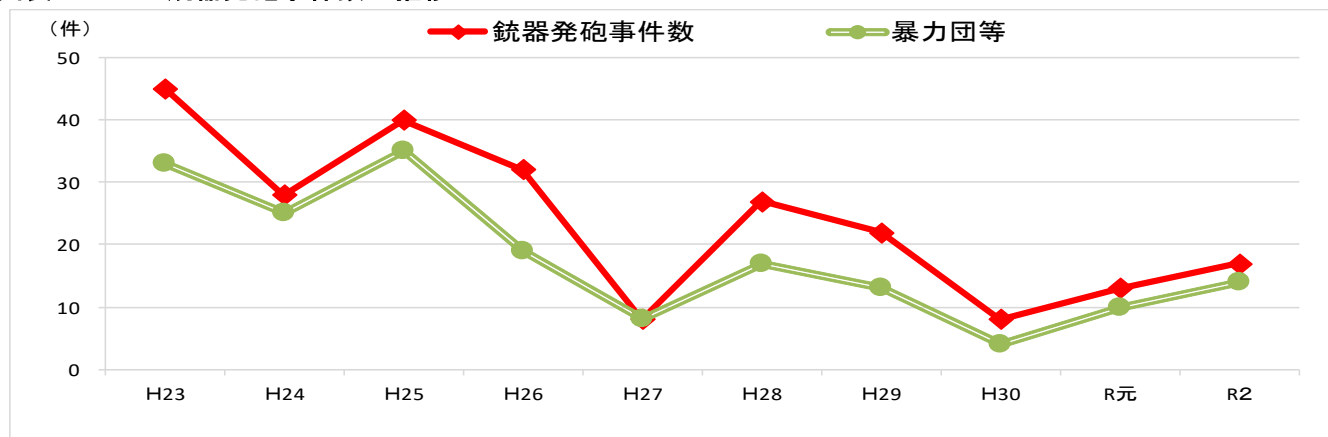
#### (1) 銃器発砲事件の発生状況

##### ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件の発生件数は17件であり、このうち暴力団等によるとみられるものは14件と前年から増加し、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するとみられるものが5件発生した（図表2-26）。

銃器発砲事件による死傷者数は9人であり、このうち暴力団構成員等は6人となっている。死傷者数のうち、死者数は4人、負傷者数は5人である（図表2-27）。

図表2-26 銃器発砲事件数の推移



区分	年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
銃器発砲事件数		45	28	40	32	8	27	22	8	13	17
暴力団等		33	25	35	19	8	17	13	4	10	14
対立抗争		9	7	20	9	0	6	1	1	3	5
その他・不明		12	3	5	13	0	10	9	4	3	3

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。



図表 2-27 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
死傷者数		18	16	8	10	4	11	8	3	12	9
	死者数	8	4	6	6	1	5	3	2	4	4
	暴力団構成員等	2	3	1	0	1	2	1	0	4	1
	負傷者数	10	12	2	4	3	6	5	1	8	5
	暴力団構成員等	5	7	2	3	3	1	2	1	5	5

イ 銃種別の発生状況

銃種別でみると、銃器発砲事件（17事件）のうち、拳銃が使用されたものは16事件、その他・不明の使用が1件となっている（図表 2-28）。

図表 2-28 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	H28	H29	H30	R元	R2
銃器発砲事件数		27	22	8	13	17
	拳銃	23	20	8	12	16
	猟銃等	3	2	0	0	0
	小銃等	0	0	0	1	0
	その他・不明	1	0	0	0	1

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数は81件と、近年横ばい状態にある。

罪種別でみると、殺人が11件、強盗が10件、その他が60件となっている（図表 2-29）。

図表 2-29 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	H28	H29	H30	R元	R2
認知件数		112	104	83	93	81
	拳銃及び拳銃様のもの	71	60	43	55	53
殺人		13	9	3	15	11
	拳銃及び拳銃様のもの	12	9	3	10	9
強盗		25	19	12	18	10
	拳銃及び拳銃様のもの	24	19	10	18	9
その他		74	76	68	60	60
	拳銃及び拳銃様のもの	35	32	30	27	35

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

## 2 銃器事犯取締状況

### (1) 拳銃の押収状況

#### ア 拳銃の押収状況

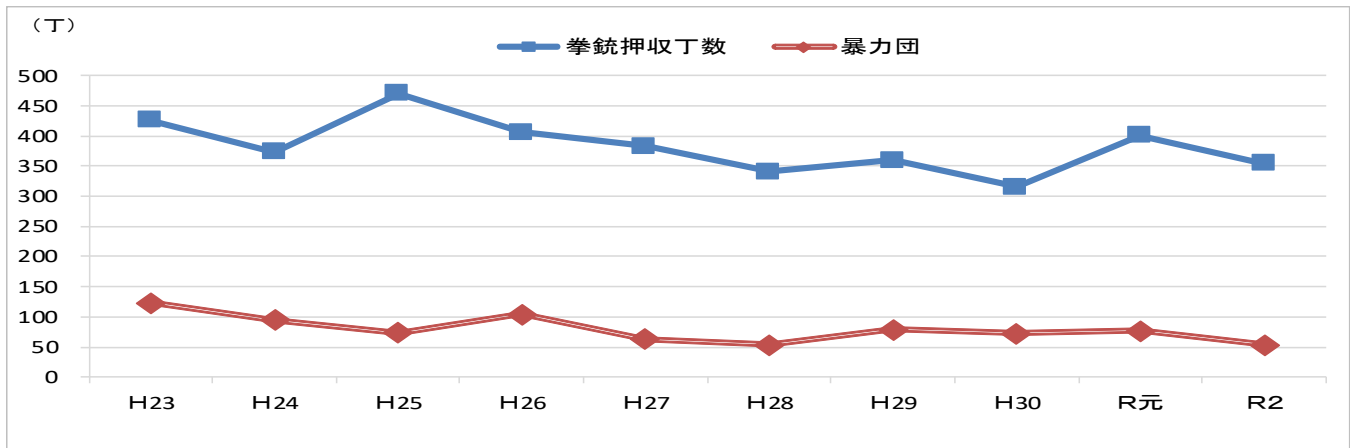
拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、令和2年は355丁と前年から減少した。このうち、真正拳銃は312丁（うち密造拳銃9丁）、改造拳銃は43丁となっている。

暴力団から押収した拳銃は54丁であり、組織別で見ると、六代目山口組が16丁（構成比率29.6%）、神戸山口組が13丁（同24.1%）、稲川会が2丁（同3.7%）、住吉会が5丁（同9.3%）、その他が18丁（同33.3%）となっている（図表2-30）。

これまでに押収された拳銃の隠匿場所をみると、土中や貸倉庫に隠匿するものなどがみられ、隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃301丁のうち、真正拳銃は261丁（同86.7%）となっている。

図表2-30 拳銃の押収状況の推移



区分		年別									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
押収丁数		426	373	471	406	383	341	360	315	401	355
暴力団		123	95	74	104	63	54	79	73	77	54
構成比率(%)		28.9	25.5	15.7	25.6	16.4	15.8	21.9	23.2	19.2	15.2
(組織別)	六代目山口組	55	58	37	31	16	20	18	8	21	16
	構成比率(%)	44.7	61.1	50.0	29.8	25.4	37.0	22.8	11.0	27.3	29.6
	神戸山口組	-	-	-	-	4	6	18	14	7	13
	構成比率(%)	-	-	-	-	6.3	11.1	22.8	19.2	9.1	24.1
	絆會(任侠山口組)	-	-	-	-	-	-	-	1	2	0
	構成比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	1.4	2.6	0.0
	稲川会	17	4	9	11	8	6	9	16	6	2
	構成比率(%)	13.8	4.2	12.2	10.6	12.7	11.1	11.4	21.9	7.8	3.7
住吉会	13	14	11	12	10	9	14	27	13	5	
構成比率(%)	10.6	14.7	14.9	11.5	15.9	16.7	17.7	37.0	16.9	9.3	
その他	38	19	17	50	25	13	20	7	28	18	
構成比率(%)	30.9	20.0	23.0	48.1	39.7	24.1	25.3	9.6	36.4	33.3	
その他・不明	303	278	397	302	320	287	281	242	324	301	
構成比率(%)	71.1	74.5	84.3	74.4	83.6	84.2	78.1	76.8	80.8	84.8	

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

## イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃312丁を製造国別で見ると、アメリカ製が110丁（構成比率35.3%）と最も多く、次いで日本製が77丁（同24.7%）、以下、ベルギー製が28丁（同9.0%）、ドイツ製が14丁（同4.5%）、中国、ブラジル、スペイン製が8丁（同2.6%）となっている（図表2-31）。

また、真正拳銃の名称別で見ると、S&Wが33丁（同10.6%）、ブローニングが20丁（同6.4%）、トカレフが9丁（同2.9%）となっている（図表2-32）。

図表2-31 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別		H28	H29	H30	R元	R2
押収丁数				341	360	315	401	355
真正拳銃				313	320	298	342	312
構成比率(%)				91.8	88.9	94.6	85.3	87.9
(製造国別)	アメリカ			118	112	90	125	110
	中国			7	6	6	6	8
	フィリピン			6	6	9	9	4
	ロシア(旧ソ連)			12	9	11	8	5
	ブラジル			6	7	9	3	8
	ベルギー			33	46	30	24	28
	イタリア			5	6	8	9	1
	ドイツ			12	20	15	15	14
	スペイン			5	6	7	11	8
	日本			69	64	70	79	77
	その他			8	1	7	7	4
不明			32	37	36	46	45	
改造拳銃				28	40	17	59	43
構成比率(%)				8.2	11.1	5.4	14.7	12.1

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表2-32 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別		H28	H29	H30	R元	R2
真正拳銃の押収丁数				313	320	298	342	312
トカレフ型	主に中国製			8	8	7	5	9
S&W	主にアメリカ製			23	29	23	42	33
パルティック	フィリピン製			11	4	7	0	2
ブローニング	主にベルギー製			30	37	25	19	20
マカロフ型	主にロシア製			8	4	8	8	2
ロッシ	ブラジル製			2	1	4	0	2
その他				231	237	224	268	244

## ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は41丁であり、前年より減少した（図表2-33）。

図表2-33 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年別		H28	H29	H30	R元	R2
押収丁数				46	37	29	54	41

## エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は1,654件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収はなく、報奨金額の支払いはなかった。

### (2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は116件、検挙人員は127人であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は47件、検挙人員は58人となっている（図表2-34）。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が13人（構成比率22.4%）、神戸山口組が4人（同6.9%）、稲川会が14人（同24.1%）、住吉会が4人（同6.9%）となっており、これらで全体の60.3%を占めている。

図表2-34 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別				
		H28	H29	H30	R元	R2
検挙件数		121	146	142	150	116
検挙人員		142	157	150	151	127
暴力団構成員等		67	83	70	57	58
構成比率(%)		47.2	52.9	46.7	37.7	45.7
六代目山口組		31	22	7	10	13
	構成比率(%)	46.3	26.5	10.0	17.5	22.4
神戸山口組		18	20	9	11	4
	構成比率(%)	26.9	24.1	12.9	19.3	6.9
絆會(任侠山口組)		-	-	2	1	0
	構成比率(%)	-	-	2.9	1.8	0.0
稲川会		5	13	17	11	14
	構成比率(%)	7.5	15.7	24.3	19.3	24.1
住吉会		4	6	18	5	4
	構成比率(%)	6.0	7.2	25.7	8.8	6.9
その他		9	22	17	19	23
	構成比率(%)	13.4	26.5	24.3	33.3	39.7

### (3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数は2件、検挙人員は2人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収は2丁となっている（図表2-35）。

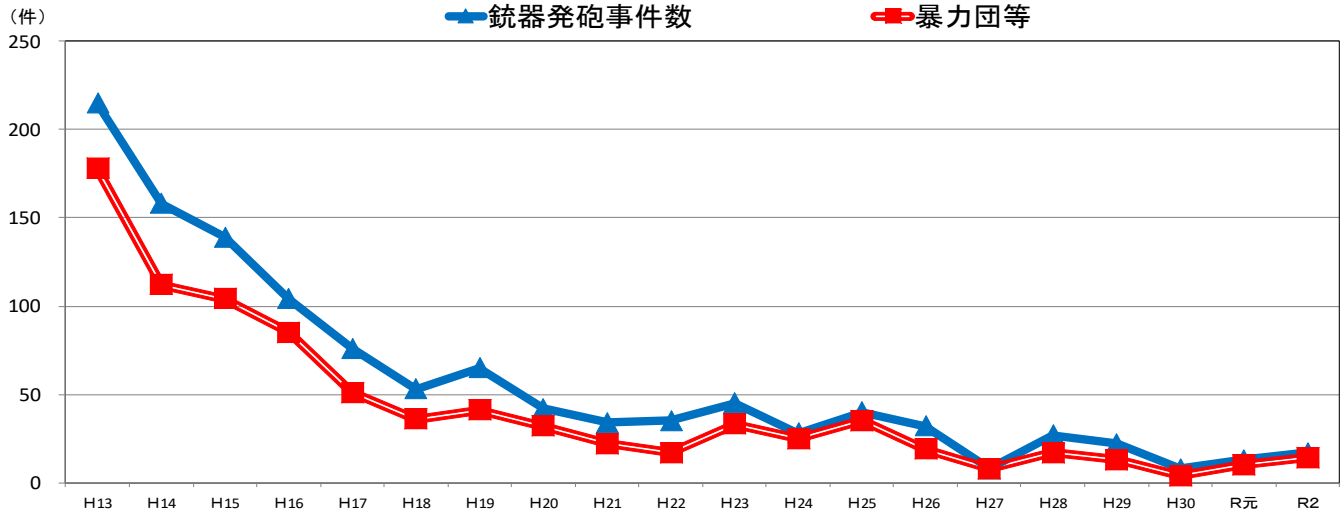
図表2-35 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分		年別				
		H28	H29	H30	R元	R2
検挙事件数		3	2	6	3	2
拳銃		3	0	2	0	2
検挙人員		3	2	6	3	2
暴力団構成員等		0	0	0	0	0
拳銃		3	0	2	0	2
拳銃押収丁数		3	0	5	0	2
暴力団		0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

### 3 参考資料

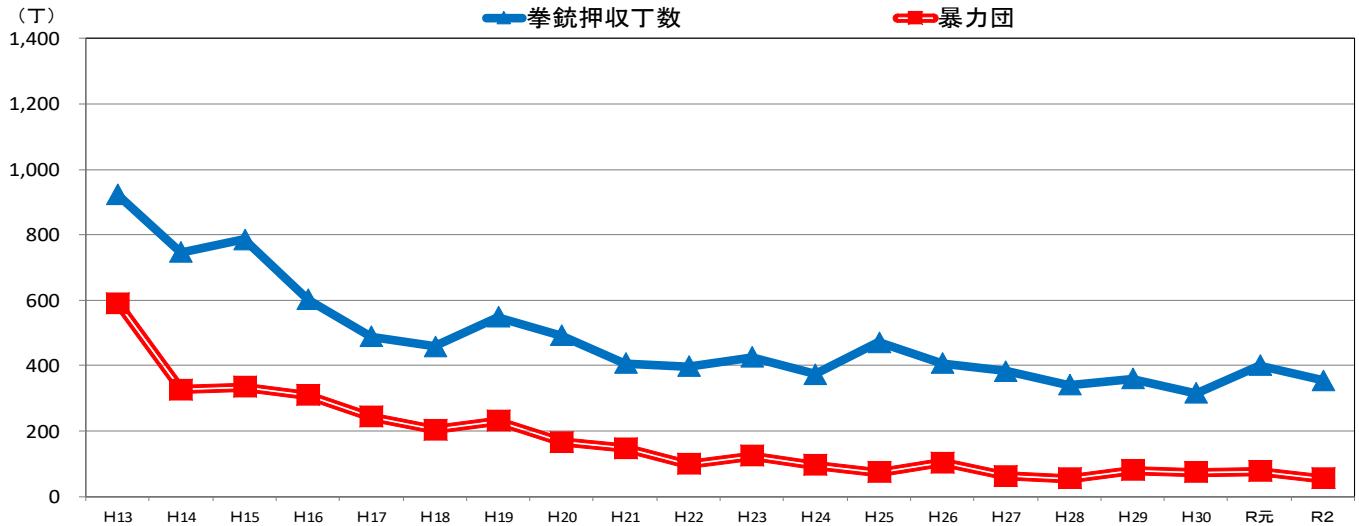
#### (1) 銃器発砲事件数の推移（平成13～令和2年）



区分	年別	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
銃器発砲事件数		215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27	22	8	13	17
	暴力団等	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10	14

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

#### (2) 拳銃押収丁数の推移（平成13～令和2年）



区分	年別	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
拳銃押収丁数		922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383	341	360	315	401	355
	暴力団	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77	54

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

## 4 銃器事犯の検挙事例

### (1) 拳銃発砲事件

#### 【事例】

#### ○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる拳銃使用の殺人未遂事件（令和2年6月、岡山）

令和2年5月に岡山県岡山市内の神戸山口組傘下組織事務所の駐車場において、神戸山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射し負傷させた事件で、同年6月までに、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を殺人未遂等で逮捕し、拳銃1丁及び実包3個を押収した。

#### ○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる拳銃使用の殺人未遂事件（令和2年12月、兵庫）

令和2年11月に兵庫県尼崎市内の路上において、神戸山口組幹部ら2人に向けて拳銃を発射し負傷させた事件で、同年12月までに、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を殺人未遂等で逮捕し、拳銃1丁及び実包2個を押収した。

### (2) 拳銃所持事件

#### 【事例】

#### ○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃所持事件（令和2年1月、三重）

六代目山口組傘下組織組員の関係先である一般住宅において、拳銃1丁及び実包5個等を押収し、令和2年1月、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

#### ○ 神戸山口組傘下組織組員らによる拳銃所持事件（令和2年6月、愛媛）

愛媛県松山市内の一般住宅において、拳銃4丁及び実包23個を押収し、令和2年6月までに、神戸山口組傘下組織組員ら2人を銃刀法違反（拳銃加重所持等）等で逮捕した。

## 第3章：来日外国人犯罪情勢

### 第1 来日外国人犯罪の検挙状況

#### 1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢

来日外国人犯罪の検挙件数・人員については、近年はほぼ横ばい状態で推移してきたが、特別法犯の増加もあって、若干増加してきている。

来日外国人犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に敢行される傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

近年は、不法残留者や就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんする不法就労助長事犯、正規滞在者や就労資格保持者を装う目的で偽造在留カードを所持又は行使する事犯、SNSで注文を受け付け偽造在留カードを密売する事犯が多数みられるほか、化粧品等を大量に万引きした実行犯グループが、指定された配送先に盗品を発送するといった組織窃盗事犯、偽造クレジットカードを使用して加熱式たばこ等をだまし取る詐欺事犯も依然としてみられる。

このような情勢に対処するため、警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、組織性・悪質性の高い犯罪の徹底検挙、水際対策の推進、国外逃亡被疑者に対する追跡捜査に努めている。また、犯罪組織の基盤に打撃を与えるべく、犯罪を助長し、又は容易にする不法就労助長や在留カードの偽造・密売等の犯罪インフラ事犯の取締りを強化している。

令和2年中の来日外国人犯罪情勢については、

- 総検挙状況を見ると、前年との比較では、総検挙件数・人員とも増加している。
- 総検挙状況を国籍等別に見ると、総検挙件数・人員ともベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれもベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員11,756人の国籍等別の内訳は、ベトナム4,219人（構成比率35.9%）中国2,699人（同23.0%）、フィリピン765人（同6.5%）、ブラジル508人（同4.3%）、タイ480人（同4.1%）等となっている。
- 総検挙人員11,756人の在留資格別の内訳は「技能実習」2,889人（構成比率24.6%）、「留学」2,085人（同17.7%）、「短期滞在」1,824人（同15.5%）、「定住者」1,270人（同10.8%）、「日本人の配偶者等」859人（同7.3%）等となっている。
- 刑法犯検挙状況を見ると、検挙件数・人員とも増加している。検挙件数が増加した要因としては、中国、韓国等による窃盗犯が増加したことが挙げられる。また、検挙人員が増加した主な要因としては、ベトナムによる窃盗犯等が増加したことが挙げられる。
- 特別法犯検挙状況を見ると、検挙件数・人員とも増加しており、その主な要因としては、ベトナムによる入管法違反が増加したことが挙げられる。

などの特徴がみられた。

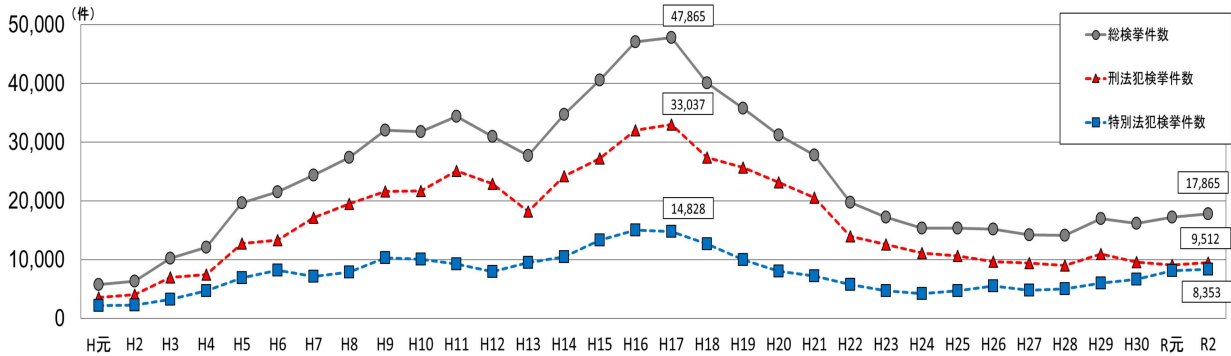
## 2 令和2年中の検挙状況の概要

### (1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙（刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。）状況をみると、近年、総検挙件数・人員ともほぼ横ばい状態で推移してきたが、令和2年は、前年に比べ、検挙件数・人員とも増加している（図表3-1）。

図表3-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

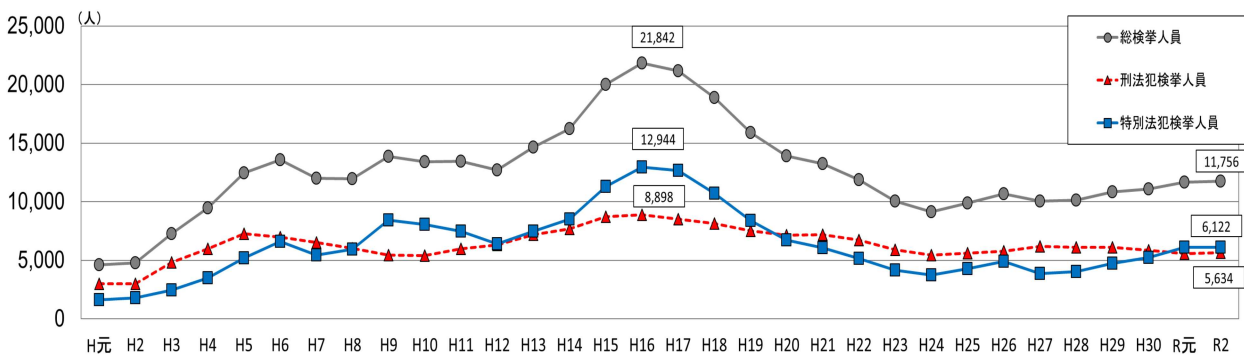


	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙件数	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑法犯検挙件数	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特別法犯検挙件数	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙件数	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑法犯検挙件数	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特別法犯検挙件数	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

	R元	R2	増減数	増減率
総検挙件数	17,260	17,865	605	3.5%
刑法犯検挙件数	9,148	9,512	364	4.0%
特別法犯検挙件数	8,112	8,353	241	3.0%

【検挙人員】



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙人員	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑法犯検挙人員	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特別法犯検挙人員	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

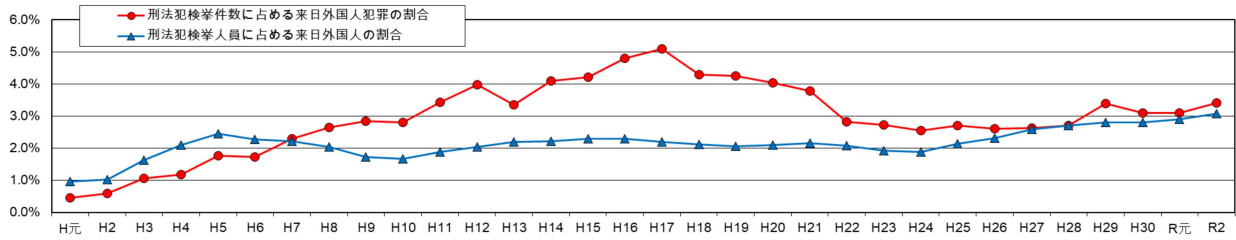
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙人員	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑法犯検挙人員	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特別法犯検挙人員	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

	R元	R2	増減数	増減率
総検挙人員	11,655	11,756	101	0.9%
刑法犯検挙人員	5,563	5,634	71	1.3%
特別法犯検挙人員	6,092	6,122	30	0.5%



刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が3.4%、検挙人員が3.1%となっている（図表3-2）。

図表3-2 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%	4.2%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%	3.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%

	R元	R2
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	3.1%	3.4%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.9%	3.1%

(2) 国籍等別検挙状況

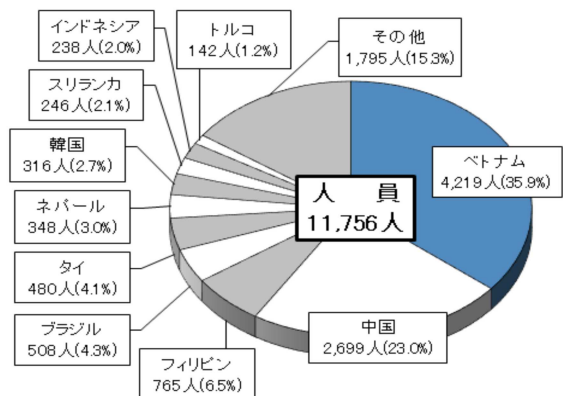
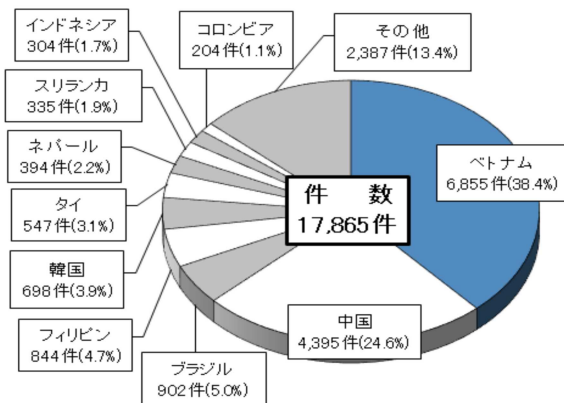
総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-3、3-4、3-5、3-6）。

図表3-3 国籍等別 検挙状況

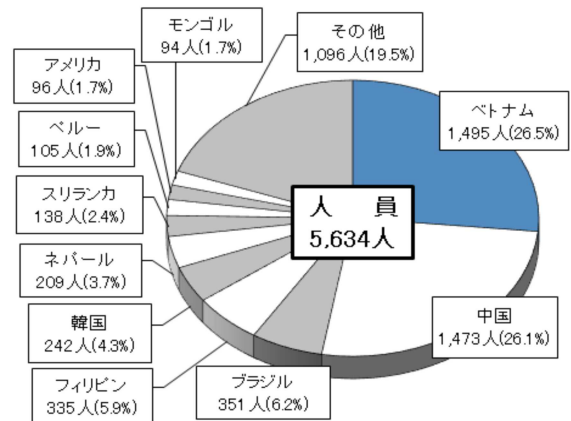
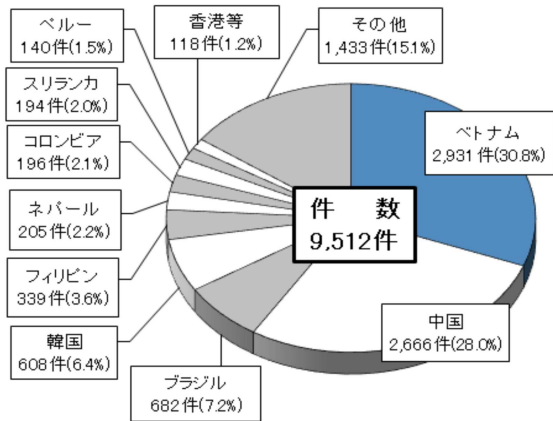
	総検挙件数			構成比率
	刑法犯	特別法犯	数	
総	9,512	8,353	17,865	100.0%
ベトナム	2,931	3,924	6,855	38.4%
中国	2,666	1,729	4,395	24.6%
ブラジル	682	220	902	5.0%
フィリピン	339	505	844	4.7%
韓国	608	90	698	3.9%
タイ	79	468	547	3.1%
ネパール	205	189	394	2.2%
スリランカ	194	141	335	1.9%
インドネシア	58	246	304	1.7%
コロンビア	196	8	204	1.1%
その他	1,554	833	2,387	13.4%

	総検挙人員			構成比率
	刑法犯	特別法犯	数	
総	5,634	6,122	11,756	100.0%
ベトナム	1,495	2,724	4,219	35.9%
中国	1,473	1,226	2,699	23.0%
フィリピン	335	430	765	6.5%
ブラジル	351	157	508	4.3%
タイ	60	420	480	4.1%
ネパール	209	139	348	3.0%
韓国	242	74	316	2.7%
スリランカ	138	108	246	2.1%
インドネシア	55	183	238	2.0%
トルコ	75	67	142	1.2%
その他	1,201	594	1,795	15.3%

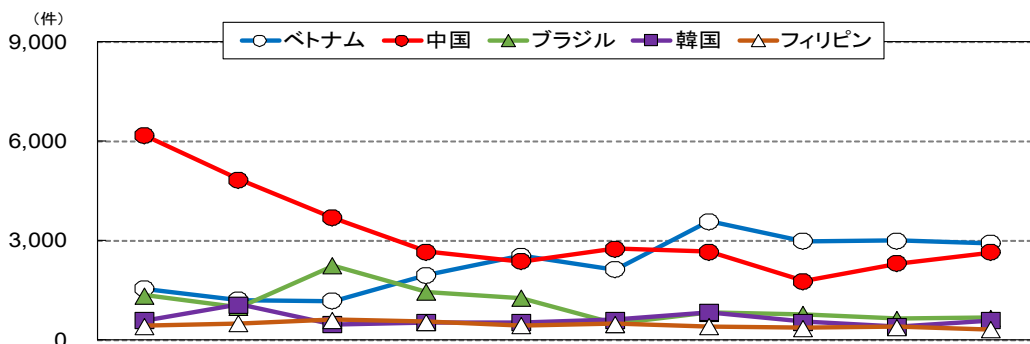
図表3-4 国籍等別 総検挙状況



図表3-5 国籍等別 刑法犯 検挙状況

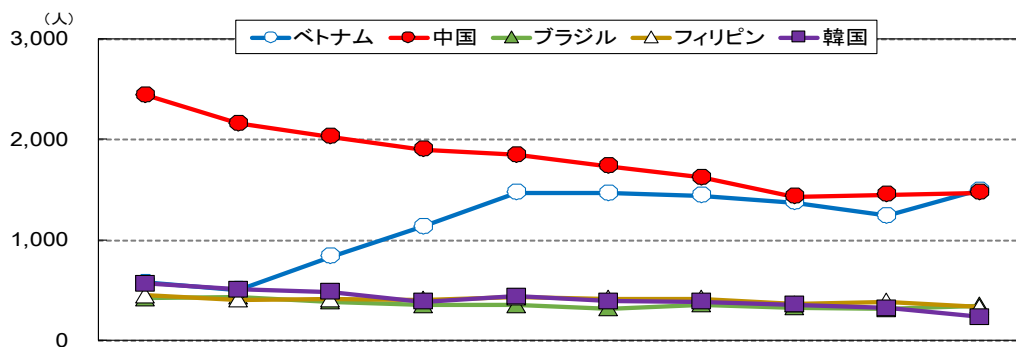


【検挙件数】



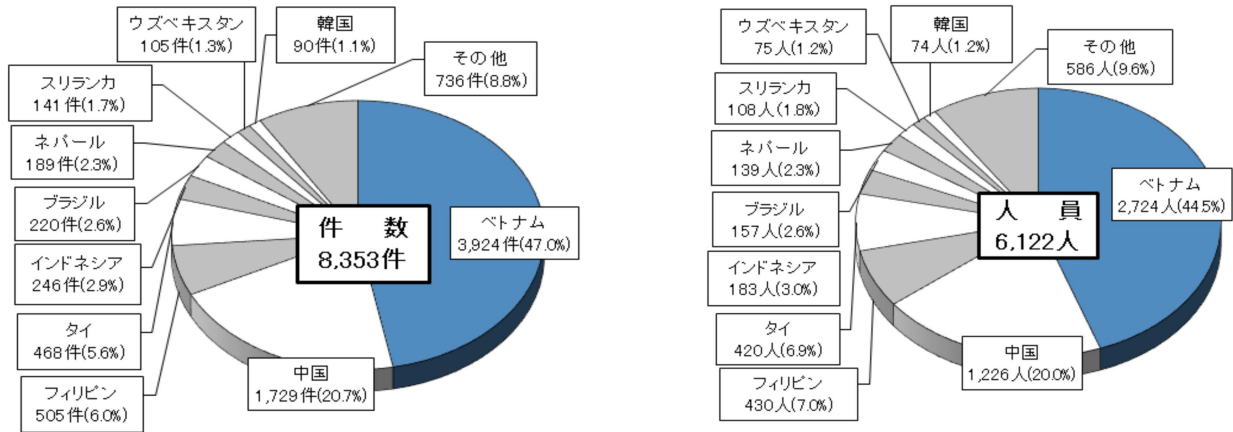
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯検挙件数	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	364	4.0%
ベトナム	1,552	1,225	1,197	1,972	2,556	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	-90	-3.0%
中国	6,185	4,847	3,709	2,684	2,390	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	345	14.9%
ブラジル	1,366	1,004	2,270	1,474	1,282	495	839	795	650	682	32	4.9%
韓国	610	1,089	494	547	543	620	853	566	427	608	181	42.4%
フィリピン	439	513	620	559	450	509	418	375	415	339	-76	-18.3%
	12.3%	11.0%	11.2%	20.4%	27.1%	23.7%	32.6%	31.3%	33.0%	30.8%	-2.2	ポイント
	49.2%	43.5%	34.7%	27.8%	25.4%	30.5%	24.4%	18.8%	25.4%	28.0%	+2.6	ポイント
	10.9%	9.0%	21.3%	15.3%	13.6%	5.5%	7.6%	8.3%	7.1%	7.2%	+0.1	ポイント
	4.8%	9.8%	4.6%	5.7%	5.8%	6.9%	7.7%	5.9%	4.7%	6.4%	+1.7	ポイント
	3.5%	4.6%	5.8%	5.8%	4.8%	5.6%	3.8%	3.9%	4.5%	3.6%	-0.9	ポイント

【検挙人員】

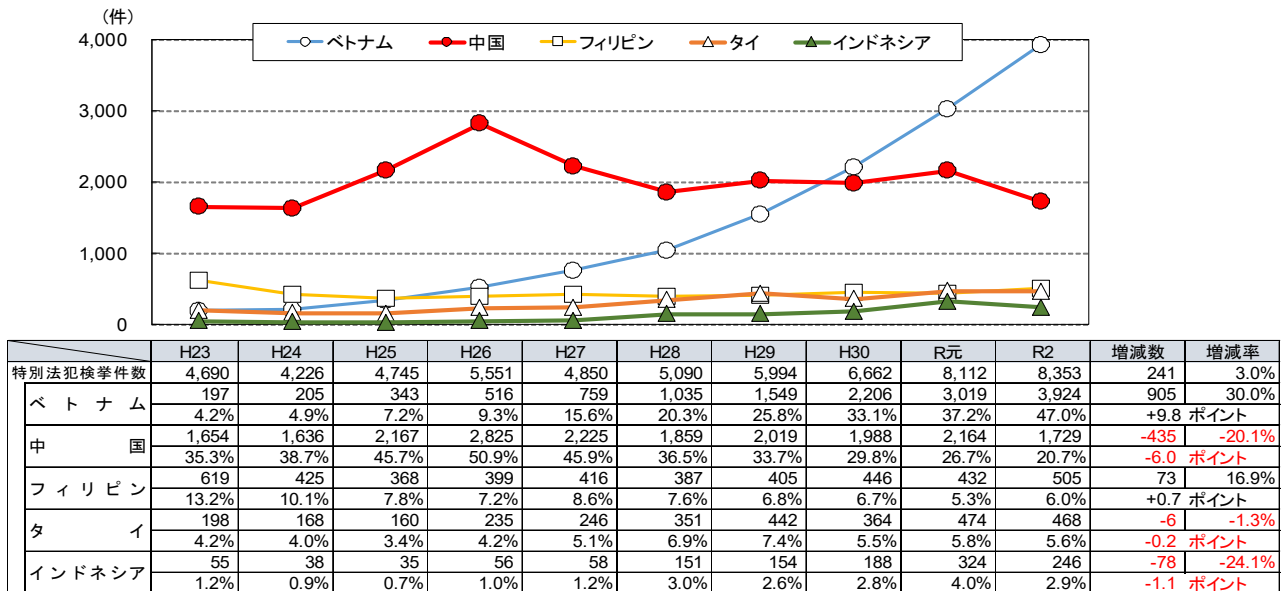


	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	71	1.3%
ベトナム	582	510	839	1,136	1,475	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	251	20.2%
中国	2,445	2,160	2,028	1,904	1,848	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	22	1.5%
ブラジル	426	438	393	356	358	322	362	333	318	351	33	10.4%
フィリピン	455	408	415	410	435	420	422	368	391	335	-56	-14.3%
韓国	569	513	488	391	444	397	389	360	328	242	-86	-26.2%
	9.9%	9.4%	14.9%	19.6%	23.8%	24.1%	23.6%	23.5%	22.4%	26.5%	+4.1	ポイント
	41.5%	39.8%	36.1%	32.9%	29.9%	28.5%	26.5%	24.6%	26.1%	26.1%	±0	ポイント
	7.2%	8.1%	7.0%	6.2%	5.8%	5.3%	5.9%	5.7%	5.7%	6.2%	+0.5	ポイント
	7.7%	7.5%	7.4%	7.1%	7.0%	6.9%	6.9%	6.3%	7.0%	5.9%	-1.1	ポイント
	9.7%	9.5%	8.7%	6.8%	7.2%	6.5%	6.4%	6.2%	5.9%	4.3%	-1.6	ポイント

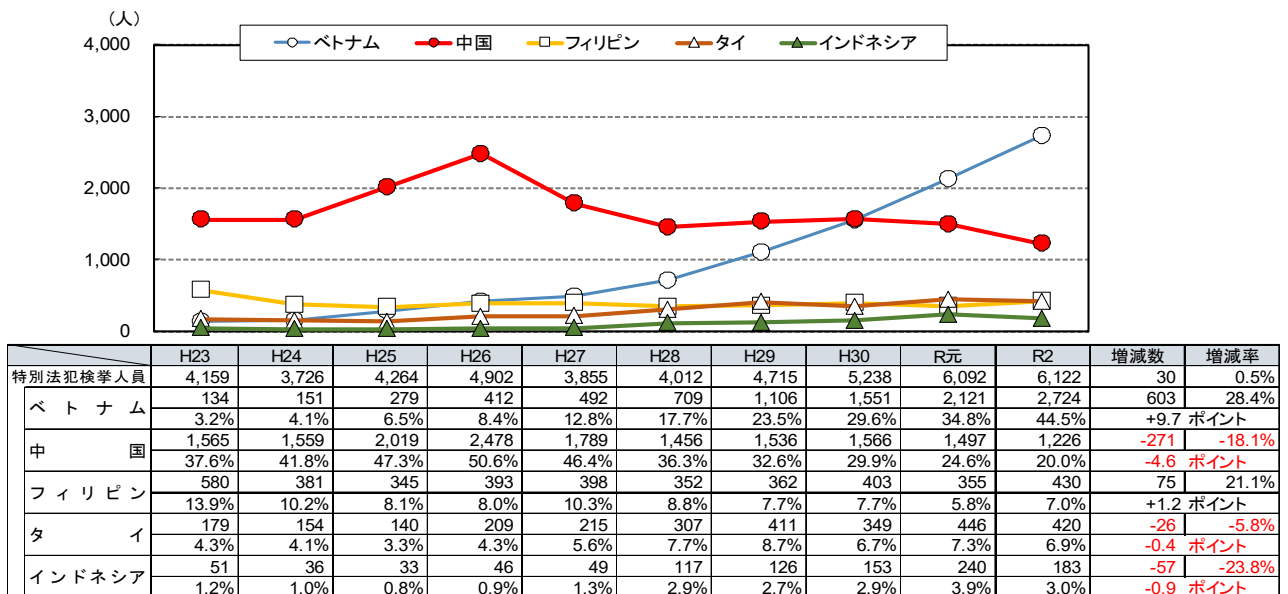
図表3-6 国籍等別 特別法犯 検挙状況



【検挙件数】



【検挙人員】



(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、凶悪犯及び風俗犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が61.1%、検挙人員が44.4%と依然として高い状態が続いており、特に、検挙件数は前年より大きく増加している（図表3-7）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反及び銃刀法違反の検挙件数・人員が増加している。特に、特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が78.2%、検挙人員が74.9%と、最も高い状態が続いている（図表3-8）。

図表3-7 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯				増減数	増減率
		R元		R2			
刑法犯	件数	9,148		9,512		364	4.0%
	人員	5,563		5,634		71	1.3%
凶悪犯	件数	147		190		43	29.3%
		構成比率	1.6%	構成比率	2.0%		
	人員	157		192		35	22.3%
		構成比率	2.8%	構成比率	3.4%		
粗暴犯	件数	1,235		1,146		-89	-7.2%
		構成比率	13.5%	構成比率	12.0%		
	人員	1,342		1,252		-90	-6.7%
		構成比率	24.1%	構成比率	22.2%		
窃盗犯	件数	5,218		5,809		591	11.3%
		構成比率	57.0%	構成比率	61.1%		
	人員	2,528		2,503		-25	-1.0%
		構成比率	45.4%	構成比率	44.4%		
知能犯	件数	1,285		843		-442	-34.4%
		構成比率	14.0%	構成比率	8.9%		
	人員	457		428		-29	-6.3%
		構成比率	8.2%	構成比率	7.6%		
風俗犯	件数	176		211		35	19.9%
		構成比率	1.9%	構成比率	2.2%		
	人員	148		177		29	19.6%
		構成比率	2.7%	構成比率	3.1%		
その他の刑法犯	件数	1,087		1,313		226	20.8%
		構成比率	11.9%	構成比率	13.8%		
	人員	931		1,082		151	16.2%
		構成比率	16.7%	構成比率	19.2%		

図表3-8 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯				増減数	増減率
		R元		R2			
特別法犯	件数	8,112		8,353		241	3.0%
	人員	6,092		6,122		30	0.5%
入管法	件数	5,897		6,534		637	10.8%
		構成比率	72.7%	構成比率	78.2%		
	人員	4,279		4,587		308	7.2%
		構成比率	70.2%	構成比率	74.9%		
風営適 正化法	件数	180		100		-80	-44.4%
		構成比率	2.2%	構成比率	1.2%		
	人員	190		118		-72	-37.9%
		構成比率	3.1%	構成比率	1.9%		
売春防止法	件数	24		18		-6	-25.0%
		構成比率	0.3%	構成比率	0.2%		
	人員	18		6		-12	-66.7%
		構成比率	0.3%	構成比率	0.1%		
銃刀法	件数	145		164		19	13.1%
		構成比率	1.8%	構成比率	2.0%		
	人員	127		133		6	4.7%
		構成比率	2.1%	構成比率	2.2%		
薬物事犯	件数	890		686		-204	-22.9%
		構成比率	11.0%	構成比率	8.2%		
	人員	749		525		-224	-29.9%
		構成比率	12.3%	構成比率	8.6%		
その他	件数	976		851		-125	-12.8%
		構成比率	12.0%	構成比率	10.2%		
	人員	729		753		24	3.3%
		構成比率	12.0%	構成比率	12.3%		

(4) 在留資格別検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和2年中は、正規滞在の割合が全体の61.0%、不法滞在の割合が39.0%となっている。平成27年からは不法滞在の割合が上昇傾向にある。

また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「技能実習」24.6%、「留学」17.7%、「短期滞在」15.5%、「定住者」10.8%、「日本人の配偶者等」7.3%となっている（図表3-9）。

なお、令和元年4月に創設された在留資格「特定技能」を有する者の検挙は6人であった。

図表3-9 在留資格別検挙人員の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 検 挙 人 員	合 計 (A)	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	101	0.9%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	71	1.3%
	正 規 滞 在 ( B )	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	-31	-0.6%
	不 法 滞 在 ( C )	388	321	307	283	358	398	399	366	335	437	102	30.4%
	うち不法残留 ( D )	278	225	232	227	293	331	338	303	297	396	99	33.3%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	30	0.5%
	正 規 滞 在 ( E )	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	-458	-18.8%
	不 法 滞 在 ( F )	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	488	13.3%
	うち不法残留 ( G )	1,365	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	496	13.9%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 ( B ) + ( E )		7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	7,988	7,777	7,664	7,175	-489	-6.4%
構 成 比 率 ( B ) + ( E ) / ( A )		77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	73.8%	70.2%	65.8%	61.0%	-4.8	ポイント
不 法 滞 在 の 総 検 挙 人 員 ( C ) + ( F )		2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391	2,840	3,305	3,991	4,581	590	14.8%
構 成 比 率 ( C ) + ( F ) / ( A )		22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	26.2%	29.8%	34.2%	39.0%	+4.8	ポイント
うち不法残留の総検挙人員 ( D ) + ( G )		1,643	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	2,660	3,132	3,854	4,449	595	15.4%
構 成 比 率 ( D ) + ( G ) / ( A )		16.4%	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	24.6%	28.3%	33.1%	37.8%	+4.7	ポイント
技 能 実 習 合 計		—	331	643	961	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	786	37.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	237	411	507	604	678	736	687	714	1,076	362	50.7%
	正 規 滞 在 ( A )	—	218	384	453	524	562	623	604	592	899	307	51.9%
	不 法 残 留 ( B )	—	19	27	54	80	116	113	83	122	177	55	45.1%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	424	30.5%
	正 規 滞 在 ( C )	—	50	54	133	135	117	146	213	221	311	90	40.7%
	不 法 残 留 ( D )	—	44	178	321	613	592	760	893	1,168	1,502	334	28.6%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 ( A ) + ( C )		—	268	438	586	659	679	769	817	813	1,210	397	48.8%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 ( B ) + ( D )		—	63	205	375	693	708	873	976	1,290	1,679	389	30.2%
留 学 合 計		1,740	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	-36	-1.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	-145	-13.2%
	正 規 滞 在 ( A )	1,051	853	1,062	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	871	-141	-13.9%
	不 法 残 留 ( B )	91	61	68	64	112	109	130	102	85	81	-4	-4.7%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	598	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	109	10.6%
	正 規 滞 在 ( C )	414	469	778	943	321	381	397	383	372	292	-80	-21.5%
	不 法 残 留 ( D )	184	179	217	259	306	382	441	587	652	841	189	29.0%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 ( A ) + ( C )		1,465	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	1,670	1,529	1,384	1,163	-221	-16.0%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 ( B ) + ( D )		275	240	285	323	418	491	571	689	737	922	185	25.1%
短 期 滞 在 合 計		1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	-613	-25.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	317	367	356	420	474	526	628	721	688	410	-278	-40.4%
	正 規 滞 在 ( A )	254	317	321	373	435	475	587	665	654	342	-312	-47.7%
	不 法 残 留 ( B )	63	50	35	47	39	51	41	56	34	68	34	100.0%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	-335	-19.2%
	正 規 滞 在 ( C )	247	224	255	289	187	252	353	395	564	195	-369	-65.4%
	不 法 残 留 ( D )	706	546	444	489	441	635	848	975	1,185	1,219	34	2.9%
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 ( A ) + ( C )		501	541	576	662	622	727	940	1,060	1,218	537	-681	-55.9%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 ( B ) + ( D )		769	596	479	536	480	686	889	1,031	1,219	1,287	68	5.6%
定 住 者 合 計		1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	-28	-2.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	-6	-0.6%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	416	406	391	420	353	374	419	357	366	344	-22	-6.0%
日 本 人 の 配 偶 者 等 合 計		1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	978	859	-119	-12.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	613	-65	-9.6%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	745	674	611	664	488	391	366	337	300	246	-54	-18.0%
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務 合 計		429	438	528	586	491	437	508	531	580	692	112	19.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	294	277	274	307	328	296	345	350	384	482	98	25.5%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	135	161	254	279	163	141	163	181	196	210	14	7.1%
特 定 活 動 合 計		211	124	188	158	173	251	388	468	351	459	108	30.8%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	163	101	124	93	138	188	242	304	246	351	105	42.7%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	48	23	64	65	35	63	146	164	105	108	3	2.9%
家 族 滞 在 合 計		330	397	426	468	368	342	349	316	349	329	-20	-5.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	251	275	254	246	250	237	258	241	252	246	-6	-2.4%
	特 別 法 犯 検 挙 人 員	79	122	172	222	118	105	91	75	97	83	-14	-14.4%

※ 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別(正規滞在、不法滞在(うち不法残留))に計上した数。

※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したものの。

★ トピックスⅢ

来日ベトナム人犯罪と来日中国人犯罪の傾向

近年の来日外国人犯罪の検挙状況において、来日ベトナム人と来日中国人とで全体の5割以上を占める状況が続いているが、それぞれの犯罪傾向は必ずしも同一ではないところ、その概要は次のとおりである。

○ 来日ベトナム人犯罪の傾向

- ・ 刑法犯の検挙人員が概ね横ばいであるのに対して、特別法犯の検挙人員は5年間で約3.8倍に増加しており、平成30年以降は刑法犯を上回る状況が続いている。入管法違反（特に不法残留）の急激な増加（5年間で約4.1倍）がその主な要因である。
- ・ 刑法犯の包括罪種別では、窃盗犯が最も多い（特に万引きが多い）状態が続くものの、その割合は7割強から6割弱と徐々に下がってきている。他の罪種では、粗暴犯の増加が顕著（5年間で約3.2倍）である。
- ・ 特別法犯の違反法令別では、入管法違反が大半を占める傾向に大きな変化はない一方、薬物事犯が増加傾向にあり、特に令和2年は前年比+131%と大幅に増加している。
- ・ 在留資格別では、平成28年時点では留学が5割を超えていたところ、その比率は徐々に下がり、それに代わって技能実習の増加が顕著（5年間で約4.1倍）となっている。
- ・ 正規滞在、不法滞在別では、以前は正規滞在が7割を占めていたが、令和元年以降、不法滞在が正規滞在上回り、その差は拡大傾向にある。不法滞在の中で刑法犯の占める割合は5年前の3割弱から徐々に低下しているが、人員数としては増加してきている。

図表1 ベトナム 刑法犯(包括罪種別)検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	251	20.2%
窃盗犯	1,059	988	888	787	873	86	10.9%
構成比率	72.0%	68.5%	64.7%	63.3%	58.4%	—	—
粗暴犯	45	75	99	110	145	35	31.8%
構成比率	3.1%	5.2%	7.2%	8.8%	9.7%	—	—
知能犯	61	76	68	59	76	17	28.8%
構成比率	4.1%	5.3%	5.0%	4.7%	5.1%	—	—
凶悪犯	46	29	27	31	55	24	77.4%
構成比率	3.1%	2.0%	2.0%	2.5%	3.7%	—	—
風俗犯	6	8	12	21	19	-2	-9.5%
構成比率	0.4%	0.6%	0.9%	1.7%	1.3%	—	—
その他の刑法犯	253	267	279	236	327	91	38.6%
構成比率	17.2%	18.5%	20.3%	19.0%	21.9%	—	—

図表2 ベトナム 特別法犯(違反法令別)検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	709	1,106	1,551	2,121	2,724	603	28.4%
入管法	571	848	1,336	1,869	2,332	463	24.8%
構成比率	80.5%	76.7%	86.1%	88.1%	85.6%	—	—
薬物事犯	30	69	53	61	141	80	131.1%
構成比率	4.2%	6.2%	3.4%	2.9%	5.2%	—	—
銃刀法	24	20	26	28	44	16	57.1%
構成比率	3.4%	1.8%	1.7%	1.3%	1.6%	—	—
風適法	0	5	5	1	1	0	0.0%
構成比率	0.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	—	—
売防法	0	0	0	0	0	—	—
構成比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
その他	84	164	131	162	206	44	27.2%
構成比率	11.8%	14.8%	8.4%	7.6%	7.6%	—	—

図表3 ベトナム 在留資格等別総検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総検挙人員	2,179	2,549	2,924	3,365	4,219	854	25.4%
技能実習	505	770	976	1,434	2,082	648	45.2%
構成比率	23.2%	30.2%	33.4%	42.6%	49.3%	—	—
留学	1,208	1,211	1,227	1,134	1,205	71	6.3%
構成比率	55.4%	47.5%	42.0%	33.7%	28.6%	—	—
不法残留(その他)	40	47	119	212	195	-17	-8.0%
構成比率	1.8%	1.8%	4.1%	6.3%	4.6%	—	—
技術・人文知識・国際業務	40	66	89	119	177	58	48.7%
構成比率	1.8%	2.6%	3.0%	3.5%	4.2%	—	—
短期滞在	49	57	79	131	177	46	35.1%
構成比率	2.2%	2.2%	2.7%	3.9%	4.2%	—	—

※ 「技能実習」、「短期滞在」及び「留学」は正規滞在及び不法滞在を合算した数。

図表4 ベトナム 正規滞在・不法滞在別総検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総検挙人員	2,179	2,549	2,924	3,365	4,219	854	25.4%
正規滞在	1,536	1,664	1,586	1,479	1,769	290	19.6%
構成比率	70.5%	65.3%	54.2%	44.0%	41.9%	—	—
刑法犯	1,282	1,230	1,170	1,025	1,214	189	18.4%
構成比率	83.5%	73.9%	73.8%	69.3%	68.6%	—	—
特別法犯	254	434	416	454	555	101	22.2%
構成比率	16.5%	26.1%	26.2%	30.7%	31.4%	—	—
不法滞在	643	885	1,338	1,886	2,450	564	29.9%
構成比率	29.5%	34.7%	45.8%	56.0%	58.1%	—	—
刑法犯	188	213	203	219	281	62	28.3%
構成比率	29.2%	24.1%	15.2%	11.6%	11.5%	—	—
特別法犯	455	672	1,135	1,667	2,169	502	30.1%
構成比率	70.8%	75.9%	84.8%	88.4%	88.5%	—	—

○ 来日中国人犯罪の傾向

- ・ 刑法犯の検挙人員はやや減少傾向にある一方、特別法犯の検挙人員は多少の増減はあるものの、概ね横ばいの傾向にある。人員数については、刑法犯と特別法犯との間に大きな差はなく、ほぼ半々という状況が続いている。
- ・ 刑法犯の包括罪種別では、ここ5年間、窃盗犯がおおむね5割、粗暴犯がおおむね2割、知能犯が1割強という状況が続いている。
- ・ 特別法犯の違反法令別では、入管法違反（特に不法残留）が多く、全体の7割近くを占める状況

が続いている。他の法令では、ここ2年間、風適法違反が減少傾向にある。

- ・ 在留資格別では、技能実習、留学において減少傾向が見られる一方で、短期滞在が増加する傾向にあったが、令和2年においては、コロナ禍における中国人旅行客の減少もあってか、短期滞在においても3割弱減少した。
- ・ 正規滞在、不法滞在別では、ここ5年間、正規滞在が7割、不法滞在が3割という傾向が続いている。不法滞在の中で刑法犯が占める割合はおおむね1割前後で推移しており、人員数としても100人に満たない。

図表5 中国 刑法犯(包括罪種別)検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	22	1.5%
窃盗犯	868	749	685	656	687	31	4.7%
構成比率	50.0%	46.1%	47.7%	45.2%	46.6%	—	—
粗暴犯	317	306	335	324	302	-22	-6.8%
構成比率	18.2%	18.9%	23.3%	22.3%	20.5%	—	—
知能犯	217	260	148	208	193	-15	-7.2%
構成比率	12.5%	16.0%	10.3%	14.3%	13.1%	—	—
風俗犯	18	22	33	27	35	8	29.6%
構成比率	1.0%	1.4%	2.3%	1.9%	2.4%	—	—
凶悪犯	25	39	47	37	25	-12	-32.4%
構成比率	1.4%	2.4%	3.3%	2.5%	1.7%	—	—
その他の刑法犯	292	247	187	199	231	32	16.1%
構成比率	16.8%	15.2%	13.0%	13.7%	15.7%	—	—

図表6 中国 特別法犯(違反法令別)検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	1,456	1,536	1,566	1,497	1,226	-271	-18.1%
入管法	936	1,072	1,096	1,068	846	-222	-20.8%
構成比率	64.3%	69.8%	70.0%	71.3%	69.0%	—	—
風適法	167	145	160	123	73	-50	-40.7%
構成比率	11.5%	9.4%	10.2%	8.2%	6.0%	—	—
銃刀法	35	32	43	37	36	-1	-2.7%
構成比率	2.4%	2.1%	2.7%	2.5%	2.9%	—	—
薬物事犯	22	33	26	28	19	-9	-32.1%
構成比率	1.5%	2.1%	1.7%	1.9%	1.5%	—	—
売防法	22	13	7	13	5	-8	-61.5%
構成比率	1.5%	0.8%	0.4%	0.9%	0.4%	—	—
その他	274	241	234	228	247	19	8.3%
構成比率	18.8%	15.7%	14.9%	15.2%	20.1%	—	—

図表7 中国 在留資格別総検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総検挙人員	3,193	3,159	3,001	2,948	2,699	-249	-8.4%
技能実習	759	735	658	517	569	52	10.1%
構成比率	23.8%	23.3%	21.9%	17.5%	21.1%	—	—
短期滞在	219	443	638	709	504	-205	-28.9%
構成比率	6.9%	14.0%	21.3%	24.1%	18.7%	—	—
留学	606	526	426	454	434	-20	-4.4%
構成比率	19.0%	16.7%	14.2%	15.4%	16.1%	—	—
技術・人文知識・国際業務	197	227	217	194	253	59	30.4%
構成比率	6.2%	7.2%	7.2%	6.6%	9.4%	—	—
日本人の配偶者等	466	365	316	316	243	-73	-23.1%
構成比率	14.6%	11.6%	10.5%	10.7%	9.0%	—	—

※「技能実習」、「短期滞在」及び「留学」は正規滞在及び不法滞在を合算した数。

図表8 中国 正規滞在・不法滞在別総検挙人員

	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総検挙人員	3,193	3,159	3,001	2,948	2,699	-249	-8.4%
正規滞在	2,368	2,172	2,014	2,060	1,919	-141	-6.8%
構成比率	74.2%	68.8%	67.1%	69.9%	71.1%	—	—
刑法犯	1,638	1,546	1,372	1,403	1,409	6	0.4%
構成比率	69.2%	71.2%	68.1%	68.1%	73.4%	—	—
特別法犯	730	626	642	657	510	-147	-22.4%
構成比率	30.8%	28.8%	31.9%	31.9%	26.6%	—	—
不法滞在	825	987	987	888	780	-108	-12.2%
構成比率	25.8%	31.2%	32.9%	30.1%	28.9%	—	—
刑法犯	99	77	63	48	64	16	33.3%
構成比率	12.0%	7.8%	6.4%	5.4%	8.2%	—	—
特別法犯	726	910	924	840	716	-124	-14.8%
構成比率	88.0%	92.2%	93.6%	94.6%	91.8%	—	—

## ○ 来日ベトナム人犯罪と来日中国人犯罪の傾向比較

- ・ 刑法犯検挙人員で比較した場合、ベトナム、中国とも窃盗犯が多い点では共通だが、中国における粗暴犯、知能犯の占める割合がベトナムに比して高い傾向にある。
- ・ 特別法犯検挙人員で比較した場合、双方とも入管法違反が多い点では共通だが、中国では1割程度を占める風適法違反がベトナムにおいてはほとんど見られないという違いがある。
- ・ 在留資格別で比較した場合、双方とも技能実習が多い点では共通だが、ベトナムにおいて留学が占める割合が中国に比して高く、一方、中国において短期滞在や日本人の配偶者等の占める割合がベトナムに比して高いという特徴がある。
- ・ 正規滞在・不法滞在別で比較した場合、5年前はベトナム、中国とも正規滞在7割、不法滞在3割という比率であったが、中国においては両者の割合に大きな変化は生じていない一方で、ベトナムにおいて不法滞在の占める割合が増加しているほか、不法滞在の中の刑法犯の人員数も多い。

### 3 刑法犯検挙状況

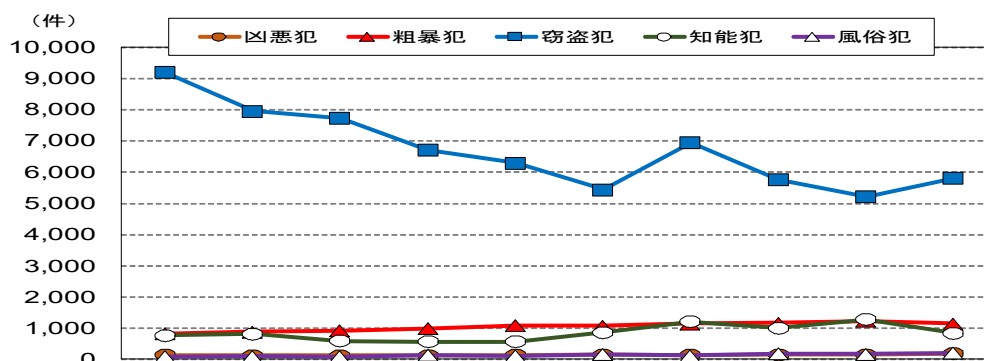
#### (1) 包括罪種等別検挙状況

##### ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、近年、検挙件数・人員とも、ほぼ横ばい状態で推移しているところ、令和2年は、前年に比べ、検挙件数では、凶悪犯、窃盗犯、風俗犯が増加している一方、粗暴犯、知能犯が減少している。検挙人員では、凶悪犯、風俗犯が増加した一方、粗暴犯、窃盗犯及び知能犯が減少している。(図表3-10)。

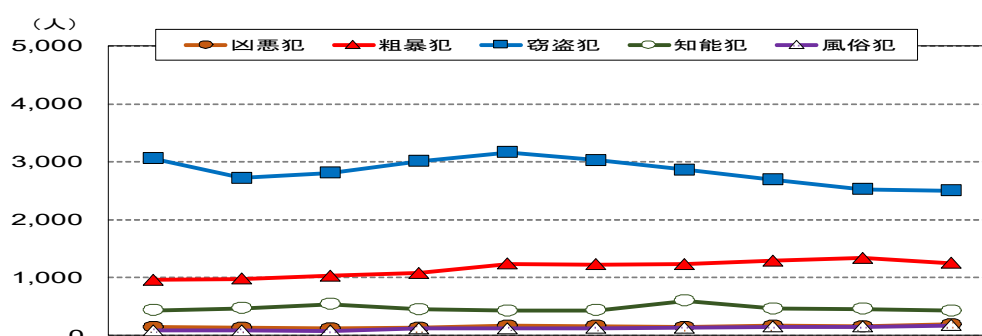
図表3-10 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯件数	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	364	4.0%
凶悪犯	138	130	128	133	142	146	138	156	147	190	43	29.3%
粗暴犯	829	884	920	990	1,094	1,081	1,152	1,176	1,235	1,146	-89	-7.2%
窃盗犯	9,210	7,969	7,744	6,716	6,303	5,452	6,955	5,763	5,218	5,809	591	11.3%
知能犯	771	819	595	566	565	865	1,214	1,010	1,285	843	-442	-34.4%
風俗犯	88	103	97	137	121	169	134	183	176	211	35	19.9%
その他の刑法犯	1,546	1,237	1,190	1,122	1,192	1,330	1,419	1,285	1,087	1,313	226	20.8%

【検挙人員】



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯人員	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	71	1.3%
凶悪犯	147	133	120	131	167	161	147	171	157	192	35	22.3%
粗暴犯	960	978	1,033	1,082	1,238	1,225	1,233	1,290	1,342	1,252	-90	-6.7%
窃盗犯	3,060	2,721	2,812	3,012	3,168	3,030	2,868	2,694	2,528	2,503	-25	-1.0%
知能犯	432	470	539	454	429	437	598	463	457	428	-29	-6.3%
風俗犯	84	83	81	122	120	127	131	153	148	177	29	19.6%
その他の刑法犯	1,206	1,038	1,035	986	1,065	1,117	1,136	1,073	931	1,082	151	16.2%



## イ 財産犯被害状況

令和2年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約19億円に上り、このうち約14億円(構成比率71.8%)が窃盗犯被害、約5億円(同26.7%)が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約8億円(同42.3%)、乗り物盗被害が約7,000万円(同3.7%)となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約4億9,000万円(同26.1%)となっている。

### (2) 国籍等別検挙状況

#### ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯はベトナム及びブラジルが検挙件数・人員とも増加し、粗暴犯及び知能犯は中国が引き続き多くを占めているが、検挙件数・人員とも減少している。また、窃盗犯は全体的に侵入窃盗が増加しており、特に、中国及び韓国の侵入窃盗の検挙件数が大きく増加している。(図表3-11)。

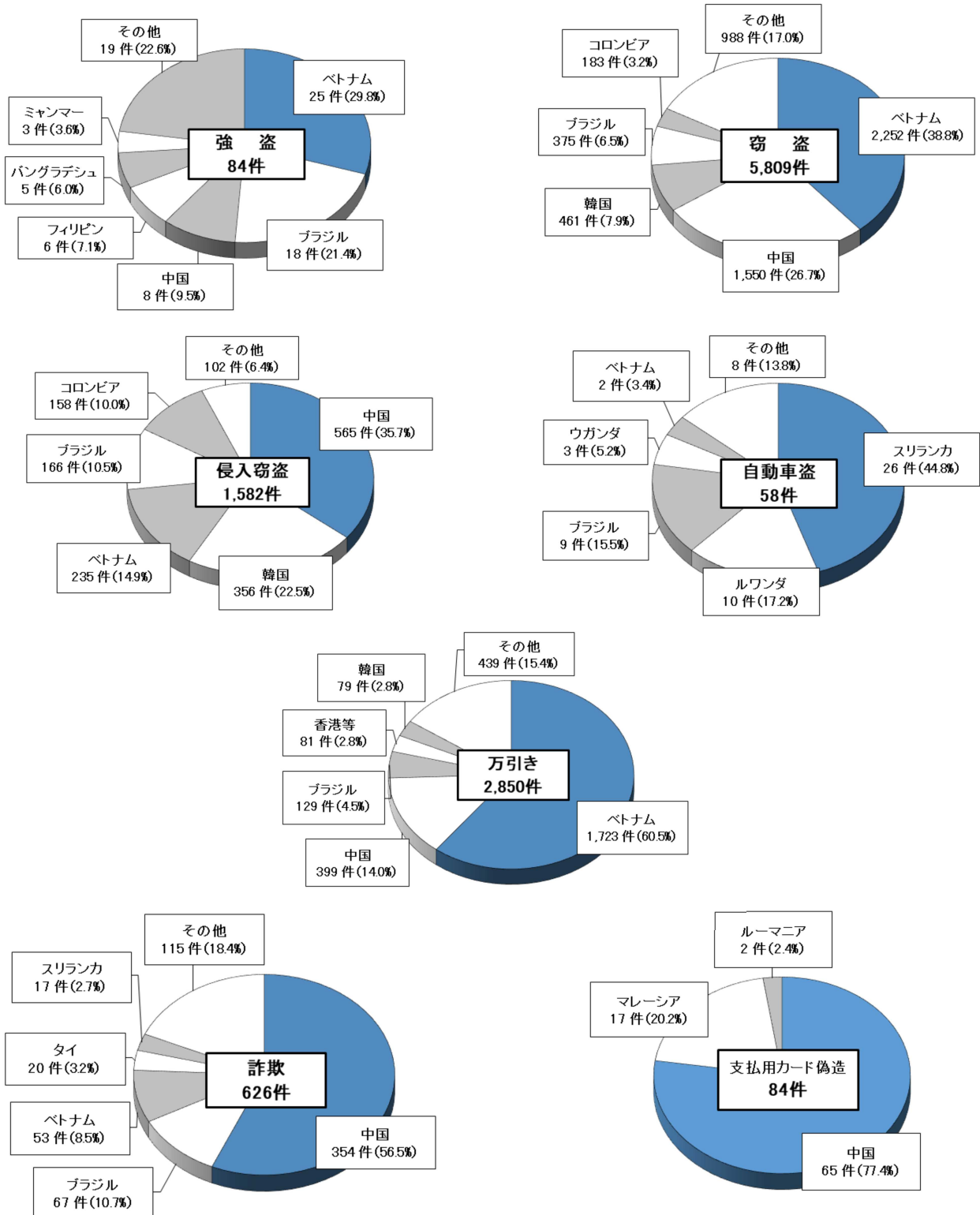
図表3-11 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

	件数	総数			うちベトナム			うち中国			うちブラジル			うち韓国			うちフィリピン		
		R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数
刑法犯	9,148	9,512	364	3,021	2,931	-90	2,321	2,666	345	650	682	32	427	608	181	415	339	-76	
人員	5,563	5,634	71	1,244	1,495	251	1,451	1,473	22	318	351	33	328	242	-86	391	335	-56	
凶悪犯	147	190	43	31	56	25	31	23	-8	11	26	15	7	4	-3	13	10	-3	
人員	157	192	35	31	55	24	37	25	-12	14	26	12	10	5	-5	13	8	-5	
殺人	45	50	5	17	26	9	15	8	-7	1	2	1	0	0	0	1	2	1	
人員	48	59	11	19	27	8	16	7	-9	1	2	1	0	0	0	2	2	0	
強盗	60	84	24	10	25	15	12	8	-4	6	18	12	5	1	-4	5	6	1	
人員	70	80	10	9	22	13	17	11	-6	10	19	9	7	1	-6	4	5	1	
放火	6	10	4	0	1	1	1	2	1	0	1	1	1	1	0	1	0	-1	
人員	5	7	2	0	1	1	0	2	2	0	0	0	2	1	-1	1	0	-1	
強制性交等	36	46	10	4	4	0	3	5	2	4	5	1	1	2	1	6	2	-4	
人員	34	46	12	3	5	2	4	5	1	3	5	2	1	3	2	6	1	-5	
粗暴犯	1,235	1,146	-89	108	129	21	299	262	-37	123	131	8	92	63	-29	113	107	-6	
人員	1,342	1,252	-90	110	145	35	324	302	-22	133	141	8	100	70	-30	136	118	-18	
窃盗犯	5,218	5,809	591	2,499	2,252	-247	978	1,550	572	320	375	55	247	461	214	204	137	-67	
人員	2,528	2,503	-25	787	873	86	656	687	31	122	122	0	156	106	-50	155	127	-28	
侵入窃盗	669	1,582	913	173	235	62	139	565	426	92	166	74	78	356	278	10	8	-2	
人員	136	154	18	26	30	4	22	32	10	21	17	-4	16	16	0	9	8	-1	
うち住宅対象	428	1,089	661	136	161	25	68	347	279	9	75	66	63	294	231	9	7	-2	
人員	62	94	32	11	18	7	12	19	7	6	7	1	12	11	-1	5	6	1	
非侵入窃盗	4,154	3,961	-193	2,265	1,937	-328	805	954	149	146	186	40	153	98	-55	179	107	-72	
人員	2,157	2,137	-20	701	768	67	599	626	27	86	87	1	129	84	-45	127	103	-24	
うち万引き	3,182	2,850	-332	2,104	1,723	-381	446	399	-47	65	129	64	110	79	-31	81	67	-14	
人員	1,609	1,516	-93	570	584	14	413	382	-31	63	63	0	102	71	-31	84	73	-11	
乗り物盗	395	266	-129	61	80	19	34	31	-3	82	23	-59	16	7	-9	15	22	7	
人員	235	212	-23	60	75	15	35	29	-6	15	18	3	11	6	-5	19	16	-3	
うち自動車盗	188	58	-130	0	2	2	4	0	-4	70	9	-61	6	0	-6	1	0	-1	
人員	29	24	-5	0	2	2	4	0	-4	4	8	4	0	0	0	1	0	-1	
知能犯	1,285	843	-442	84	98	14	719	466	-253	140	76	-64	17	10	-7	23	20	-3	
人員	457	428	-29	59	76	17	208	193	-15	5	12	7	14	12	-2	26	17	-9	
風俗犯	176	211	35	29	26	-3	27	44	17	13	9	-4	5	7	2	11	11	0	
人員	148	177	29	21	19	-2	27	35	8	11	7	-4	3	7	4	9	14	5	
その他の刑法犯	1,087	1,313	226	270	370	100	267	321	54	43	65	22	59	63	4	51	54	3	
人員	931	1,082	151	236	327	91	199	231	32	33	43	10	45	42	-3	52	51	-1	

## イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗はベトナム及びブラジル、窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗は中国及び韓国、自動車盗はスリランカ、万引きはベトナムが高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺、支払用カード偽造とも中国が高い割合を占めている（図表3-12）。

図表3-12 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数

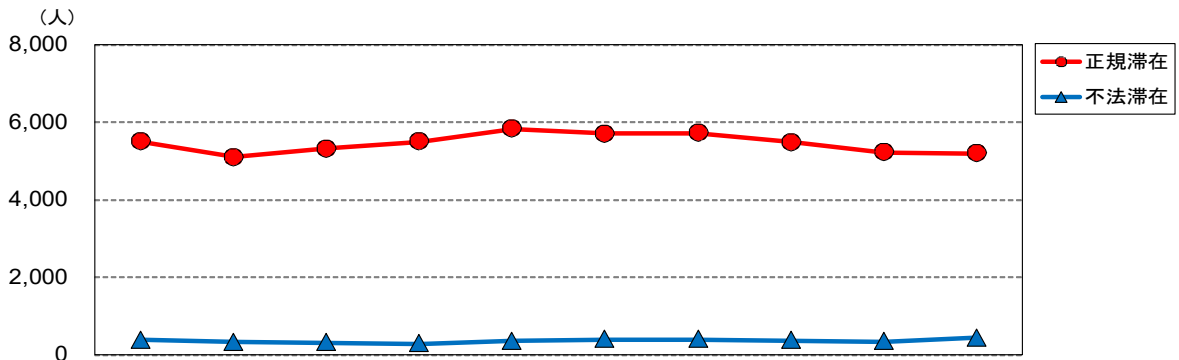


### (3) 在留資格別検挙状況

#### ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去10年間、正規滞在の割合が9割以上を占め、ほぼ横ばい状態で推移している（図表3-13）。

図表3-13 正規滞在・不法滞在別 刑法犯検挙人員の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
刑法犯検挙人員	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	71	1.3%
正規滞在	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	-31	-0.6%
構成比率	93.4%	94.1%	94.5%	95.1%	94.2%	93.5%	93.5%	93.7%	94.0%	92.2%	-1.8	ポイント
不法滞在	388	321	307	283	358	398	399	366	335	437	102	30.4%
構成比率	6.6%	5.9%	5.5%	4.9%	5.8%	6.5%	6.5%	6.3%	6.0%	7.8%	+1.8	ポイント

#### イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

包括罪種等別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、いずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を大きく上回っているが、強盗や侵入窃盗において不法滞在の占める割合が比較的高くなっている（図表3-14）。

図表3-14 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	包括罪種等別						粗暴犯	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
		凶悪犯	殺人	強盗	うち 侵入強盗	放火	強制性交等						
刑法犯人員	5,634	192	59	80	19	7	46	1,252	2,503	154	428	177	1,082
正規滞在	5,197	167	52	64	15	6	45	1,228	2,231	124	393	174	1,004
構成比率	92.2%	87.0%	88.1%	80.0%	78.9%	85.7%	97.8%	98.1%	89.1%	80.5%	91.8%	98.3%	92.8%
短期滞在	342	7	1	3	1	0	3	45	175	20	39	11	65
技能実習	899	43	30	9	2	1	3	128	561	14	21	15	131
興行	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
留学	871	17	2	7	3	3	5	141	306	21	106	25	276
研修	15	1	0	1	0	0	0	0	10	0	0	1	3
日本人の配偶者等	613	14	2	7	3	1	4	229	231	9	51	17	71
定住者	926	41	9	19	2	1	12	309	362	35	59	22	133
その他	1,527	43	8	18	4	0	17	376	585	25	117	83	323
不法滞在	437	25	7	16	4	1	1	24	272	30	35	3	78
構成比率	7.8%	13.0%	11.9%	20.0%	21.1%	14.3%	2.2%	1.9%	10.9%	19.5%	8.2%	1.7%	7.2%
不法入国・上陸	7	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1	0	1
不法在留	34	4	2	2	1	0	0	2	20	4	3	0	5
不法残留	396	21	5	14	3	1	1	20	249	25	31	3	72
短期滞在	68	3	1	1	0	1	0	6	37	7	7	0	15
技能実習	177	8	2	5	2	0	1	1	128	10	11	0	29
興行	3	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
留学	81	5	2	3	0	0	0	7	43	2	8	3	15
研修	4	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
その他	63	4	0	4	1	0	0	4	38	6	5	0	12

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-15 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	—	237	411	507	604	678	736	687	714	1,076	362	50.7%
ベトナム	—	85	158	181	253	328	398	380	450	681	231	51.3%
中国	—	130	219	278	300	295	263	245	203	291	88	43.3%
ミャンマー	—	0	1	1	1	2	2	2	5	21	16	320.0%
フィリピン	—	4	3	2	2	10	17	11	15	18	3	20.0%
インドネシア	—	2	1	1	8	15	17	20	15	14	-1	-6.7%
その他	—	16	29	44	40	28	39	29	26	51	25	96.2%

【留学】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	-145	-13.2%
ベトナム	90	104	365	641	888	794	690	564	421	349	-72	-17.1%
中国	778	610	530	407	379	356	334	255	309	299	-10	-3.2%
ネパール	21	12	24	20	35	91	75	90	80	77	-3	-3.8%
スリランカ	19	16	6	11	27	32	74	103	75	53	-22	-29.3%
モンゴル	25	24	34	33	71	69	52	38	29	32	3	10.3%
その他	209	148	171	162	148	164	178	198	183	142	-41	-22.4%

【定住者】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	-6	-0.6%
ブラジル	333	338	311	282	282	238	294	263	238	278	40	16.8%
フィリピン	240	203	209	228	225	226	219	193	198	190	-8	-4.0%
ペルー	176	139	150	145	153	119	105	99	87	89	2	2.3%
中国	175	171	174	127	142	142	125	120	113	86	-27	-23.9%
ベトナム	121	109	99	99	105	78	83	68	63	68	5	7.9%
その他	290	292	284	317	300	284	267	234	233	215	-18	-7.7%

【日本人の配偶者等】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	613	-65	-9.6%
中国	443	420	353	346	306	277	202	165	172	133	-39	-22.7%
フィリピン	129	144	153	132	163	139	117	104	120	74	-46	-38.3%
韓国	149	127	121	102	88	97	80	79	65	58	-7	-10.8%
ブラジル	70	69	53	53	52	57	41	50	57	55	-2	-3.5%
アメリカ	61	39	37	52	35	48	42	29	35	31	-4	-11.4%
その他	359	289	291	292	284	271	249	254	229	262	33	14.4%

【技術・人文知識・国際業務】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	294	277	274	307	328	296	345	350	384	482	98	25.5%
中国	153	135	143	148	147	124	149	130	123	175	52	42.3%
ベトナム	12	15	14	21	26	30	45	65	84	125	41	48.8%
韓国	35	28	25	31	40	28	30	26	41	35	-6	-14.6%
ネパール	1	7	2	5	6	11	4	11	16	23	7	43.8%
モンゴル	0	3	4	4	5	3	9	13	8	16	8	100.0%
その他	93	89	86	98	104	100	108	105	112	108	-4	-3.6%

【短期滞在】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	317	367	356	420	474	526	628	721	688	410	-278	-40.4%
中国	74	82	85	91	107	104	125	193	180	119	-61	-33.9%
ベトナム	13	8	12	16	18	27	21	21	26	42	16	61.5%
マレーシア	2	0	1	4	7	4	83	88	65	34	-31	-47.7%
韓国	58	73	62	51	82	70	75	72	73	25	-48	-65.8%
アメリカ	19	20	23	28	23	49	31	50	46	20	-26	-56.5%
その他	151	184	173	230	237	272	293	297	298	170	-128	-43.0%

【特定活動】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総数	163	101	124	93	138	188	242	304	246	351	105	42.7%
ベトナム	27	3	2	3	14	32	61	94	26	54	28	107.7%
中国	70	20	21	18	19	28	17	18	30	47	17	56.7%
トルコ	4	4	10	19	24	19	40	28	24	39	15	62.5%
スリランカ	2	1	3	4	9	16	12	24	26	34	8	30.8%
ネパール	1	5	4	3	6	16	19	26	21	21	0	0.0%
その他	59	68	84	46	66	77	93	114	119	156	37	31.1%

※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したもの。

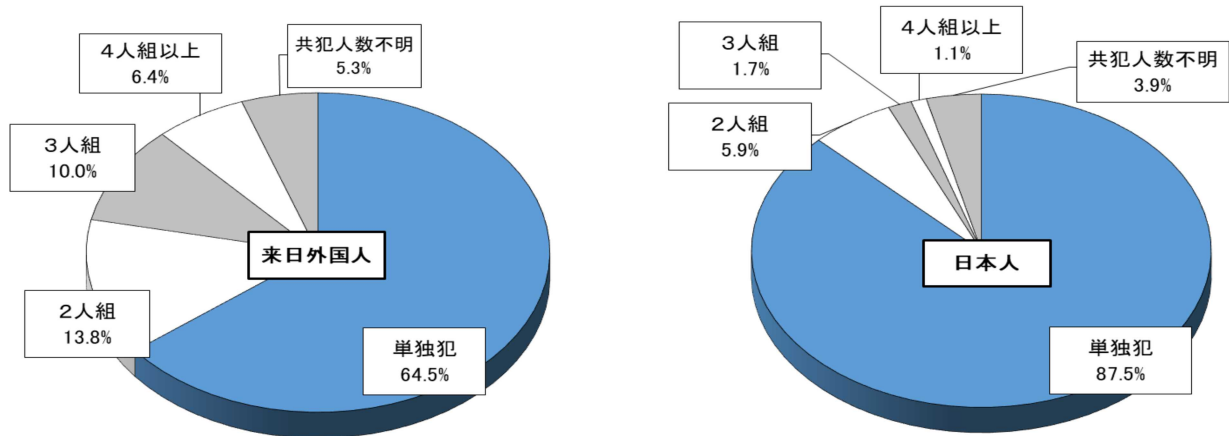
※ 「技能実習」、「留学」及び「短期滞在」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数(その他は正規滞在のみの数)。

※ 「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 共犯事件検挙状況

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別にみると、日本人は12.5%、来日外国人は35.5%と日本人の約2.8倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、2人組は13.8%、3人組は10.0%、4人組以上は6.4%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では、日本人は10.3%、来日外国人は56.7%と日本人の約5.5倍、万引きでは、日本人は3.1%、来日外国人は40.1%と日本人の約12.9倍となっている（図表3-16、3-17）。

図表3-16 刑法犯の共犯形態別 構成比率



※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

図表3-17 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	総数	来日外国人						総数	日本人					
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明
刑法犯件数	9,512	6,132	3,380	1,316	947	609	508	255,894	223,838	32,056	15,118	4,262	2,806	9,870
	構成比率	64.5%	35.5%	13.8%	10.0%	6.4%	5.3%	構成比率	87.5%	12.5%	5.9%	1.7%	1.1%	3.9%
凶悪犯	190	158	32	10	4	16	2	3,834	3,418	416	210	79	114	13
	構成比率	83.2%	16.8%	5.3%	2.1%	8.4%	1.1%	構成比率	89.1%	10.9%	5.5%	2.1%	3.0%	0.3%
うち強盗	84	57	27	8	3	15	1	1,228	931	297	128	61	95	13
	構成比率	67.9%	32.1%	9.5%	3.6%	17.9%	1.2%	構成比率	75.8%	24.2%	10.4%	5.0%	7.7%	1.1%
窃盗犯	5,809	3,307	2,502	994	786	429	293	155,480	135,393	20,087	9,277	2,729	1,198	6,883
	構成比率	56.9%	43.1%	17.1%	13.5%	7.4%	5.0%	構成比率	87.1%	12.9%	6.0%	1.8%	0.8%	4.4%
うち侵入窃盗	1,582	699	883	270	347	230	36	29,303	25,365	3,938	2,565	807	215	351
	構成比率	44.2%	55.8%	17.1%	21.9%	14.5%	2.3%	構成比率	86.6%	13.4%	8.8%	2.8%	0.7%	1.2%
うち住宅対象	1,089	472	617	143	274	197	3	13,349	11,970	1,379	848	320	98	113
	構成比率	43.3%	56.7%	13.1%	25.2%	18.1%	0.3%	構成比率	89.7%	10.3%	6.4%	2.4%	0.7%	0.8%
うち車上ねらい	35	28	7	4	3	0	0	9,431	7,869	1,562	846	630	71	15
	構成比率	80.0%	20.0%	11.4%	8.6%	0.0%	0.0%	構成比率	83.4%	16.6%	9.0%	6.7%	0.8%	0.2%
うち万引き	2,850	1,708	1,142	538	393	151	60	58,064	56,293	1,771	1,457	228	78	8
	構成比率	59.9%	40.1%	18.9%	13.8%	5.3%	2.1%	構成比率	96.9%	3.1%	2.5%	0.4%	0.1%	0.01%
うち自動車盗	58	8	50	28	5	10	7	2,615	1,242	1,373	451	131	109	682
	構成比率	13.8%	86.2%	48.3%	8.6%	17.2%	12.1%	構成比率	47.5%	52.5%	17.2%	5.0%	4.2%	26.1%
その他	3,513	2,667	846	312	157	164	213	96,580	85,027	11,553	5,631	1,454	1,494	2,974
	構成比率	75.9%	24.1%	8.9%	4.5%	4.7%	6.1%	構成比率	88.0%	12.0%	5.8%	1.5%	1.5%	3.1%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

## (5) 検挙事例

### ア 凶悪事件

#### (7) 殺人事件

##### 【事例】

###### ○ トルコ人による殺人事件（令和2年7月、埼玉）

トルコ人の男は、令和2年7月、自宅アパートにおいて、知人のトルコ人男性の胸等を刃物で刺して殺害した。同月、トルコ人の男1人（仮放免）を殺人罪で逮捕した。

###### ○ ベトナム人による強盗殺人等事件（令和2年10月、群馬）

ベトナム人の男は、令和2年9月、ホテル経営者の日本人女性の背中を刃物で刺して殺害し、ホテル事務所から現金を奪った。同年10月、ベトナム人の男1人（技能実習）を強盗殺人罪及び建造物侵入罪で逮捕した。

#### (4) 強盗事件

##### 【事例】

###### ○ 中国人による強盗致傷等事件（令和2年10月、警視庁）

中国人の男は、令和2年7月、マンションに侵入して、中国人女性の頭部を鈍器様のもので殴打するなどの暴行を加えて脅迫し、現金、携帯電話等を強取した。本年10月までに、中国人の男1人（不法残留）を入管法違反（不法残留）、強盗致傷罪及び住居侵入罪で逮捕した。

###### ○ ベトナム人らによる賭博開張図利、強盗傷人等事件（令和2年11月、大阪）

ベトナム人の男らは、令和2年8月、アパート一室で賭博場を開き、背負った借金の返済に窮したベトナム人男性を監禁するとともに、包丁で小指を切断するなどの暴行を加えて、金銭を強取しようとした。同年11月までに、ベトナム人の男女9人（短期滞在1、経営・管理1、技能実習1、技術・人文知識・国際業務2、留学2、不法残留2）を賭博開張図利罪、常習賭博罪、監禁罪、強盗傷人罪等で逮捕した。

### イ 窃盗事件

#### (7) 組織的侵入窃盗事件

##### 【事例】

###### ○ トルコ人らによる侵入窃盗事件（令和2年11月、埼玉）

トルコ人の男らは、令和2年7月から同年8月にかけて、空き家に侵入して、現金等を窃取していた。同年11月までに、トルコ人の男5人（特定活動2、仮放免2、仮放免取消し1）を邸宅侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

#### (4) 組織的自動車盗事件

##### 【事例】

### ○ ペルー人らによる自動車盗等事件（令和2年12月、福岡）

ペルー人の男らは、平成30年11月から令和2年8月にかけて、九州地方において、貨物自動車を窃取していた。令和2年12月までに、ペルー人の男1人（永住者）、ドミニカ人の男2人（日本人の配偶者等1、不法残留1）、フランス人の男1人（不法残留）及び日本人の女1人を窃盗罪、盗品等保管罪等で逮捕した。

## （ウ） その他の窃盗事件

### 【事例】

#### ○ ベトナム人らによる万引き事件（令和2年9月、福岡・兵庫）

ベトナム人の男らは、平成30年12月から令和2年8月にかけて、近畿地方、九州地方等のドラッグストア等において、医薬品や化粧品等を窃取していた。令和2年9月までに、ベトナム人の男女4人（不法残留3、仮放免1）を窃盗罪で逮捕した。

#### ○ ベトナム人らによる電動アシスト自転車を対象とした自転車盗等事件（令和2年11月、大阪）

ベトナム人の男らは、令和2年7月から同年8月にかけて、マンション駐輪場等に駐輪されていた電動アシスト自転車を窃取していた。令和2年11月までに、ベトナム人の男6人（技能実習1、技術・人文知識・国際業務1、不法残留4）を窃盗罪、盗品等処分あっせん等で逮捕した。

#### ○ 中国人による窃盗事件（令和2年7月、徳島）

中国人の男は、令和元年11月、屋外資材置場からタイヤを窃取して、ヤードに保管していた。令和2年7月、中国人の男1人（日本人の配偶者等）を窃盗罪で逮捕した。

## ウ カード犯罪

### 【事例】

#### ○ 中国人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和2年8月、山梨）

中国人の男らは、平成30年11月、コンビニエンスストアにおいて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用して加熱式たばこをだまし取っていた。令和2年8月までに、中国人の男3人（不法残留2、家族滞在1）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で逮捕した。

#### ○ マレーシア人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和2年10月、警視庁）

マレーシア人の男らは、令和2年3月から同年6月にかけて、ドラッグストアにおいて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用して化粧品等をだまし取ったほか、自宅等において、偽造クレジットカードを所持していた。令和2年10月までに、マレーシア人の男女7人（短期滞在6、不法残留1）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で逮捕した。

## エ 詐欺事件

### 【事例】

#### ○ スリランカ人による詐欺等事件（令和2年11月、栃木）

スリランカ人の男は、令和2年9月から同年10月にかけて、勤務実態がないにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少したとの虚偽の申込書を社会福祉協議会に提出し、収入減少世帯を対象に融資される緊急小口資金特例貸付金及び総合支援資金特例貸付金をだまし取っていた。同年11月までに、スリランカ人の男1人（留学）を詐欺罪及び覚醒剤取締法違反（使用）で逮捕した。

#### ○ カメルーン人らによる犯罪収益移転防止法違反、詐欺等事件（令和2年11月、新潟）

カメルーン人の男らは、令和元年9月から同年12月にかけて、SNSを通じて知り合った日本人女性に対し、米軍兵士や配送業者を装い、荷物を配送するための費用が必要等と偽り、現金をだまし取るなどしていた。令和2年11月までに、カメルーン人の男女2人（特定活動）を犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲渡）、詐欺罪及び窃盗罪で逮捕した。

## オ その他の刑法犯

### 【事例】

#### ○ ベトナム人らによる身の代金拐取等事件（令和2年2月、愛知）

ベトナム人の男らは、令和元年10月、借金返済が滞ったベトナム人男性をアパートの一室に監禁して暴行し、その映像を国外の親族に送信するなどして、身の代金を要求した。令和2年2月までに、ベトナム人の男4人（不法残留）を身の代金拐取罪、拐取者身の代金要求罪、入管法違反（不法残留）等で逮捕した。

#### ○ ナイジェリア人らによる組織的犯罪処罰法違反、詐欺等事件（令和2年11月、静岡・北海道・島根・熊本）

ナイジェリア人の男らは、令和元年9月から令和2年8月にかけて、何者かが日本人女性からだまし取って得た現金を犯罪収益と知りながら受け取るなどしていた。令和2年11月までに、ナイジェリア人の男3人（永住者1、日本人の配偶者等1、特定活動1）を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で、日本人の男女3人、アメリカ人の男2人（永住者1、技術・人文知識・国際業務1）及びカメルーン人の男1人（日本人の配偶者等）を詐欺罪及び窃盗罪で逮捕した。



#### 4 特別法犯検挙状況

##### (1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、近年、検挙件数・人員とも増加傾向が継続しており、これを違反法令別にみると、要因として、入管法違反の増加が挙げられる。(図表3-18)。

図表3-18 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
特別法犯	件数	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	241	3.0%
	人員	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	30	0.5%
入管法	件数	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	637	10.8%
	人員	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	308	7.2%
風営適正化法	件数	261	228	192	241	239	190	153	162	180	100	-80	-44.4%
	人員	421	307	299	289	277	220	211	224	190	118	-72	-37.9%
売春防止法	件数	79	101	94	86	64	49	30	25	24	18	-6	-25.0%
	人員	63	68	50	51	40	36	18	14	18	6	-12	-66.7%
銃刀法	件数	94	95	88	98	123	135	143	141	145	164	19	13.1%
	人員	76	76	83	80	99	116	120	125	127	133	6	4.7%
薬物事犯	件数	698	600	513	527	560	641	838	809	890	686	-204	-22.9%
	人員	497	436	411	427	410	465	617	608	749	525	-224	-29.9%
その他	件数	739	766	626	744	710	732	838	781	976	851	-125	-12.8%
	人員	667	673	596	681	638	655	749	726	729	753	24	3.3%

##### (2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、検挙件数・人員とも、ベトナムによる入管法違反が大きく増加している一方、中国による入管法違反は減少している(図表3-19)。

図表3-19 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

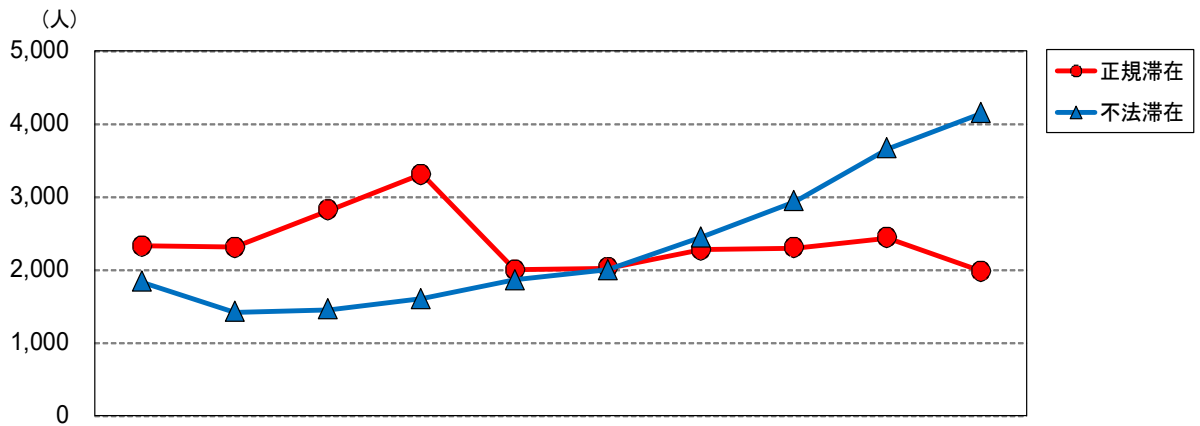
		総数			うちベトナム			うち中国			うちフィリピン			うちタイ			うちインドネシア		
		R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数	R元	R2	増減数
特別法犯	件数	8,112	8,353	241	3,019	3,924	905	2,164	1,729	-435	432	505	73	474	468	-6	324	246	-78
	人員	6,092	6,122	30	2,121	2,724	603	1,497	1,226	-271	355	430	75	446	420	-26	240	183	-57
入管法	件数	5,897	6,534	637	2,721	3,468	747	1,493	1,259	-234	308	360	52	365	424	59	308	233	-75
	人員	4,279	4,587	308	1,869	2,332	463	1,068	846	-222	254	292	38	302	368	66	217	171	-46
風営適正化法	件数	180	100	-80	2	0	-2	132	75	-57	5	8	3	17	8	-9	0	0	0
	人員	190	118	-72	1	1	0	123	73	-50	7	15	8	35	23	-12	0	0	0
売春防止法	件数	24	18	-6	0	0	0	15	13	-2	0	0	0	2	1	-1	0	0	0
	人員	18	6	-12	0	0	0	13	5	-8	0	0	0	3	0	-3	0	0	0
銃刀法	件数	145	164	19	32	54	22	43	47	4	3	7	4	2	2	0	2	3	1
	人員	127	133	6	28	44	16	37	36	-1	3	6	3	1	1	0	2	3	1
薬物事犯	件数	890	686	-204	93	165	72	32	21	-11	81	86	5	69	23	-46	5	3	-2
	人員	749	525	-224	61	141	80	28	19	-9	63	66	3	88	17	-71	11	2	-9
その他	件数	976	851	-125	171	237	66	449	314	-135	35	44	9	19	10	-9	9	7	-2
	人員	729	753	24	162	206	44	228	247	19	28	51	23	17	11	-6	10	7	-3

##### (3) 在留資格別検挙状況

###### ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、平成29年に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回って以降、不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回っている(図表3-20)。

図表 3-20 正規滞在・不法滞在別 特別法犯検挙人員の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	30	0.5%
正規滞在	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	-458	-18.8%
構成比率	56.0%	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	48.2%	43.9%	40.0%	32.3%	-7.7	ポイント
不法滞在	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	488	13.3%
構成比率	44.0%	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	51.8%	56.1%	60.0%	67.7%	+7.7	ポイント

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

違反法令別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反を除き、不法滞在より正規滞在の割合が高くなっている（図表 3-21）。

図表 3-21 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠用具所持	迷惑防止条	その他
特別法犯人員	6,122	4,587	118	6	525	13	133	135	1	120	484
正規滞在	1,978	544	111	4	455	13	130	135	1	119	466
構成比率	32.3%	11.9%	94.1%	66.7%	86.7%	100.0%	97.7%	100.0%	100.0%	99.2%	96.3%
興行	23	20	0	0	3	0	0	0	0	0	0
短期滞在	195	73	16	1	55	0	5	3	0	9	33
留学	292	86	5	1	46	2	22	21	1	15	93
研修	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
技能実習	311	119	1	0	55	0	21	29	0	8	78
定住者	344	30	22	0	171	2	18	30	0	17	54
日本人の配偶者等	246	43	48	1	55	1	13	18	0	26	41
その他	564	173	19	1	69	8	51	34	0	43	166
不法滞在	4,144	4,043	7	2	70	0	3	0	0	1	18
構成比率	67.7%	88.1%	5.9%	33.3%	13.3%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.8%	3.7%
不法入国・上陸	17	14	0	0	3	0	0	0	0	0	0
不法在留	74	63	0	0	11	0	0	0	0	0	0
不法残留	4,053	3,966	7	2	56	0	3	0	0	1	18
興行	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期滞在	1,219	1,200	4	2	10	0	0	0	0	1	2
留学	841	813	1	0	21	0	0	0	0	0	6
研修	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能実習	1,502	1,477	2	0	16	0	3	0	0	0	4
その他	476	461	0	0	9	0	0	0	0	0	6

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-22 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	—	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	424	30.5%
ベトナム	—	12	56	93	144	177	372	596	984	1,401	417	42.4%
中 国	—	67	152	330	554	464	472	413	314	278	-36	-11.5%
インドネシア	—	7	8	9	19	31	23	30	41	36	-5	-12.2%
フィリピン	—	3	5	6	6	14	16	19	13	33	20	153.8%
カンボジア	—	0	0	0	0	1	1	3	4	25	21	525.0%
そ の 他	—	5	11	16	25	22	22	45	33	40	7	21.2%

【短期滞在】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	-335	-19.2%
中 国	95	99	129	133	100	115	318	445	529	385	-144	-27.2%
タイ	68	48	32	119	145	229	326	270	380	354	-26	-6.8%
フィリピン	177	126	94	116	103	145	134	127	144	177	33	22.9%
ベトナム	19	12	5	17	12	22	36	58	105	135	30	28.6%
インドネシア	6	9	9	14	16	52	51	48	108	101	-7	-6.5%
そ の 他	588	476	430	379	252	324	336	422	483	262	-221	-45.8%

【留 学】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	598	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	109	10.6%
ベトナム	24	39	134	228	224	414	521	663	713	856	143	20.1%
中 国	427	495	695	799	346	250	192	171	145	135	-10	-6.9%
ネパール	7	11	20	30	7	19	30	20	37	38	1	2.7%
ウズベキスタン	1	0	1	4	0	1	1	14	27	27	0	0.0%
スリランカ	8	7	4	2	3	10	17	21	33	25	-8	-24.2%
そ の 他	131	96	141	139	47	69	77	81	69	52	-17	-24.6%

【定 住 者】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	416	406	391	420	353	374	419	357	366	344	-22	-6.0%
ブラジル	116	109	90	87	68	110	122	107	131	120	-11	-8.4%
フィリピン	70	51	64	76	91	65	75	86	64	87	23	35.9%
中 国	77	70	73	108	61	71	72	40	47	43	-4	-8.5%
ベトナム	23	38	27	22	22	10	36	17	18	18	0	0.0%
ペルー	36	26	20	22	18	26	21	22	32	13	-19	-59.4%
そ の 他	94	112	117	105	93	92	93	85	74	63	-11	-14.9%

【日本人の配偶者等】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	745	674	611	664	488	391	366	337	300	246	-54	-18.0%
中 国	411	347	330	349	251	189	163	151	144	110	-34	-23.6%
フィリピン	72	58	50	74	59	46	37	41	25	39	14	56.0%
ブラジル	21	28	20	18	16	15	19	21	16	14	-2	-12.5%
タイ	24	39	23	27	19	12	20	16	11	12	1	9.1%
アメリカ	10	18	19	16	13	11	14	14	20	8	-12	-60.0%
そ の 他	207	184	169	180	130	118	113	94	84	63	-21	-25.0%

【技術・人文知識・国際業務】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	135	161	254	279	163	141	163	181	196	210	14	7.1%
中 国	83	85	150	173	97	73	78	87	71	78	7	9.9%
ベトナム	1	2	8	7	8	10	21	24	35	52	17	48.6%
スリランカ	5	9	3	4	2	1	3	8	4	16	12	300.0%
韓 国	19	33	30	24	19	5	7	9	7	9	2	28.6%
台 湾	2	1	2	1	1	2	5	1	4	9	5	125.0%
そ の 他	25	31	61	70	36	50	49	52	75	46	-29	-38.7%

【特定活動】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	48	23	64	65	35	63	146	164	105	108	3	2.9%
ベトナム	6	0	0	3	4	13	40	45	11	24	13	118.2%
トルコ	0	1	7	3	3	7	12	19	14	16	2	14.3%
スリランカ	0	2	2	1	3	1	6	2	13	14	1	7.7%
中 国	13	4	10	18	4	5	7	8	7	11	4	57.1%
カンボジア	0	0	0	0	0	1	3	3	8	6	-2	-25.0%
そ の 他	29	16	45	40	21	36	78	87	52	37	-15	-28.8%

※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したもの。  
 ※ 「技能実習」、「短期滞在」及び「留学」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数(その他は正規滞在のみの数)。  
 ※ 「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

#### (4) 入管法違反検挙状況等

##### ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、過去10年間、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めており、令和2年も、前年と比べ、検挙件数・人員とも増加している（図表3-23）。

図表3-23 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
入管法違反件数	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	637	10.8%
不法入国・上陸	43	42	29	18	14	16	17	14	27	17	-10	-37.0%
不法在留	423	283	241	170	153	114	86	82	68	57	-11	-16.2%
不法残留	1,423	1,156	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	575	16.0%
旅券等不携帯・提示拒否	546	625	1,200	1,521	307	325	442	506	793	977	184	23.2%
資格外活動	301	244	337	389	351	351	396	415	398	290	-108	-27.1%
偽造在留カード所持等	—	—	108	192	369	304	390	620	748	790	42	5.6%
その他	83	86	98	120	167	203	235	210	260	225	-35	-13.5%

【検挙人員】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
入管法違反人員	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	308	7.2%
不法入国・上陸	28	29	22	12	11	9	13	6	16	12	-4	-25.0%
不法在留	373	242	201	149	127	82	71	63	49	48	-1	-2.0%
不法残留	1,242	1,028	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	469	15.7%
旅券等不携帯・提示拒否	438	553	1,118	1,409	153	112	126	203	173	120	-53	-30.6%
資格外活動	291	231	309	357	322	321	358	344	329	252	-77	-23.4%
偽造在留カード所持等	—	—	78	122	250	219	266	438	564	579	15	2.7%
その他	63	83	77	96	116	167	179	134	170	129	-41	-24.1%

※ 「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

※ 「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上を開始され、平成24年は「その他」に計上されている。

※ 「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・収受を含む。

##### イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム2,332人（構成比率50.8%）、中国846人（同18.4%）、タイ368人（同8.0%）、フィリピン292人（同6.4%）、インドネシア171人（同3.7%）等となっている。

##### ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は699人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は5,286人となっている。

## (5) 雇用関係事犯検挙状況

### ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は、337件、検挙人員は402人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は334件（構成比率99.1%）、検挙人員は398人（同99.0%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は、15人となっている。

### イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は2人となっている。

### ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は551人となっている。性別では、男性が383人（構成比率69.5%）、女性が168人（同30.5%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが199人、中国が103人、タイが84人となっている。ベトナム、中国及びタイの3か国で386人と全体の70.1%を占めている。

### エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「短期滞在」が199人（構成比率36.1%）と最も多く、次いで、「技能実習」が158人（同28.7%）、「留学」が57人（同10.3%）となっている。

## (6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は18件、検挙人員は6人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、場所提供業が3人（構成比率50.0%）と最も多く、国籍等別にみると、中国が5人（同83.3%）と最も多くなっている。

## (7) 薬物事犯検挙状況

### ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は525人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は279人、大麻事犯は160人等となっている。

### イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム141人、ブラジル101人、フィリピン66人、スリランカ29人、アメリカ23人等となっている。

## (8) 検挙事例

### ア サイバー犯罪

#### 【事例】

#### ○ インドネシア人による不正アクセス禁止法違反等事件（令和2年10月、広島）

インドネシア人の男は、令和2年4月から同年6月にかけて、他人の情報を使用してインターネットショッピングサイトに不正アクセスし、化粧品、衣類等を注文し、自宅に配送させて窃取していた。令和2年10月、インドネシア人の男1人（技能実習）を不正アクセス禁止法違反（不正アク

セス行為の禁止)、私電磁的記録不正作出・同供用罪及び窃盗罪で逮捕した。

## イ 薬物事犯

### 【事例】

#### ○ ベトナム人らによる大麻取締法違反等事件（令和2年11月、愛知）

ベトナム人の男らは、令和元年12月から令和2年10月にかけて、SNSで客を募り、大麻や覚醒剤を宅配便でベトナム人の男女に譲り渡していた。また、ベトナム人の男女は、大麻や覚醒剤を譲り受け、所持するなどしていた。令和2年11月までに、ベトナム人の男2人（特定技能1、特定活動1）を大麻取締法違反（営利目的譲渡）及び覚醒剤取締法違反（営利目的譲渡）で、大麻や覚醒剤を譲り受け、所持するなどしていたベトナム人の男女12人（技能実習5、技術・人文知識・国際業務1、不法残留6）を大麻取締法違反（共同所持）、覚醒剤取締法違反（単純所持）等で逮捕した。

#### ○ ベトナム人らによる麻薬特例法違反事件（令和2年11月、警視庁）

ベトナム人の男らは、令和2年11月、国際スピード郵便を利用し、MDMAを隠匿して輸入した。同月、ベトナム人の男女6人（不法残留）を麻薬特例法違反（規制薬物としての所持）で逮捕した。

## ウ その他の特別法犯

### 【事例】

#### ○ ベトナム人によると畜場法違反等事件（令和2年11月、埼玉）

ベトナム人の男は、令和2年7月から同年8月にかけて、居宅浴室内において、SNSを通じて購入した豚1頭を解体した。同年11月、ベトナム人の男1人（不法残留）をと畜場法違反（獣畜の解体）及び入管法違反（旅券不携帯、不法残留）で逮捕した。

## 5 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

### (1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の38.4%、総検挙人員の35.9%（刑法犯については検挙件数の30.8%、検挙人員の26.5%、特別法犯については、検挙件数の47.0%、検挙人員の44.5%）を占め、総検挙件数・人員ともに最も多くなっている。

### (2) 刑法犯検挙状況

#### ア 包括罪種別検挙状況

来日外国人全体の刑法犯検挙件数に占めるベトナムの割合を包括罪種等別にみると、万引きが60.5%、殺人が52.0%等となっている。検挙人員では、殺人が45.8%、万引きが38.5%等となっている（図表3-24）。

図表3-24 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	非侵入窃盗	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の刑法犯
件数	来日外国人全体	9,512	190	50	84	33	1,146	5,809	1,582	3,961	2,850	266	58	843	626	211	1,313
	ベトナム	2,931	56	26	25	13	129	2,252	235	1,937	1,723	80	2	98	53	26	370
	構成比率	30.8%	29.5%	52.0%	29.8%	39.4%	11.3%	38.8%	14.9%	48.9%	60.5%	30.1%	3.4%	11.6%	8.5%	12.3%	28.2%
人員	来日外国人全体	5,634	192	59	80	39	1,252	2,503	154	2,137	1,516	212	24	428	308	177	1,082
	ベトナム	1,495	55	27	22	10	145	873	30	768	584	75	2	76	46	19	327
	構成比率	26.5%	28.6%	45.8%	27.5%	25.6%	11.6%	34.9%	19.5%	35.9%	38.5%	35.4%	8.3%	17.8%	14.9%	10.7%	30.2%

#### イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「技能実習」が35.4%、「留学」が19.3%等となっている。不法滞在では、「技能実習」が10.2%、「留学」が4.1%等となっている（図表3-25）。

図表3-25 ベトナムの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	1,495	42	349	681	15	68	340
構成比率	100.0%	2.8%	23.3%	45.6%	1.0%	4.5%	22.7%
正規滞在	1,214	20	288	529	15	68	294
全体に占める構成比率	81.2%	1.3%	19.3%	35.4%	1.0%	4.5%	19.7%
不法滞在	281	22	61	152			46
全体に占める構成比率	18.8%	1.5%	4.1%	10.2%			3.1%

### (3) 特別法犯検挙状況

#### ア 違反法令別検挙状況

来日外国人全体の特別法犯検挙件数に占めるベトナムの割合を違反法令別にみると、入管法違反が53.1%となっており、うち不法残留が54.4%、偽造在留カード所持等が53.4%等となっている。検挙人員については、入管法違反が50.8%となっており、うち不法残留が53.1%、偽造在留カード所持等が51.8%等となっている（図表3-26）。

図表 3-26 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	入 管 法	不法残留	偽造在留 カード 所持等	風 適 法	売 防 法	銃 刀 法	薬物事犯	そ の 他
件 数	来日外国人 全体	8,353	6,534	4,178	790	100	18	164	686	851
	ベトナム	3,924	3,468	2,273	422	0	0	54	165	237
	構成比率	47.0%	53.1%	54.4%	53.4%	0.0%	0.0%	32.9%	24.1%	27.8%
人 員	来日外国人 全体	6,122	4,587	3,447	579	118	6	133	525	753
	ベトナム	2,724	2,332	1,830	300	1	0	44	141	206
	構成比率	44.5%	50.8%	53.1%	51.8%	0.8%	0.0%	33.1%	26.9%	27.4%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「技能実習」が8.4%、「留学」が5.9%等となっている。不法滞在では「技能実習」が43.0%、「留学」が25.5%等となっている(図表 3-27)。

図表 3-27 ベトナムの在留資格別 特別法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	2,724	135	856	1,401	2	18	312
構成比率	100.0%	5.0%	31.4%	51.4%	0.1%	0.7%	11.5%
正規滞在	555	31	161	229	2	18	114
全体に占める構成比率	20.4%	1.1%	5.9%	8.4%	0.1%	0.7%	4.2%
不法滞在	2,169	104	695	1,172			198
全体に占める構成比率	79.6%	3.8%	25.5%	43.0%			7.3%

(4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、近年、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。こここのところ、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。また、特別法犯では入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。



## 6 来日中国人犯罪の検挙状況

### (1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の24.6%、総検挙人員の23.0%（刑法犯については検挙件数の28.0%、検挙人員の26.1%、特別法犯については検挙件数の20.7%、検挙人員の20.0%）を占め、総検挙件数・人員ともにベトナムに次いで多くなっている。

### (2) 刑法犯検挙状況

#### ア 包括罪種等別検挙状況

来日外国人全体の刑法犯検挙件数に占める中国の割合を包括罪種等別にみると、払出盗が86.5%、支払用カード偽造が77.4%、詐欺が56.5%等となっている。検挙人員では、払出盗が63.6%、詐欺が50.6%、支払用カード偽造が30.8%等となっている（図表3-28）。

図表3-28 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

	総数	包括罪種等別										その他									
		凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	住宅対象	非侵入窃盗	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	支払用カード偽造	文書偽造	風俗犯	その他の刑法犯	
件数	来日外国人全体	9,512	190	50	84	33	1,146	5,809	1,582	1,089	3,961	2,850	325	266	58	843	626	84	96	211	1,313
	中国	2,666	23	8	8	6	262	1,550	565	347	954	399	281	31	0	466	354	65	31	44	321
	構成比率	28.0%	12.1%	16.0%	9.5%	18.2%	22.9%	26.7%	35.7%	31.9%	24.1%	14.0%	86.5%	11.7%	0.0%	55.3%	56.5%	77.4%	32.3%	20.9%	24.4%
人員	来日外国人全体	5,634	192	59	80	39	1,252	2,503	154	94	2,137	1,516	33	212	24	428	308	13	79	177	1,082
	中国	1,473	25	7	11	8	302	687	32	19	626	382	21	29	0	193	156	4	20	35	231
	構成比率	26.1%	13.0%	11.9%	13.8%	20.5%	24.1%	27.4%	20.8%	20.2%	29.3%	25.2%	63.6%	13.7%	0.0%	45.1%	50.6%	30.8%	25.3%	19.8%	21.3%

#### イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」が19.8%、「技能実習」が18.3%等となっている。不法滞在では、「技能実習」が1.4%、「短期滞在」が1.1%等となっている（図表3-29）。

図表3-29 中国の在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合計	1,473	119	299	291	133	86	545
構成比率	100.0%	8.1%	20.3%	19.8%	9.0%	5.8%	37.0%
正規滞在	1,409	103	292	270	133	86	525
全体に占める構成比率	95.7%	7.0%	19.8%	18.3%	9.0%	5.8%	35.6%
不法滞在	64	16	7	21			20
全体に占める構成比率	4.3%	1.1%	0.5%	1.4%			1.4%

### (3) 特別法犯検挙状況

#### ア 違反法令別検挙状況

来日外国人全体の特別法犯検挙件数に占める中国人の割合を違反法令別にみると風適法違反が75.0%、売防法違反が72.2%等となっている。検挙人員については、売防法違反が83.3%、風適法違反が61.9%等となっている（図表3-30）。

図表 3-30 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	入 管 法	不法残留	偽造在留 カード 所持等	風 適 法	売 防 法	銃 刀 法	薬物事犯	そ の 他
件 数	来日外国人 全 体	8,353	6,534	4,178	790	100	18	164	686	851
	中 国	1,729	1,259	704	230	75	13	47	21	314
	構成比率	20.7%	19.3%	16.9%	29.1%	75.0%	72.2%	28.7%	3.1%	36.9%
人 員	来日外国人 全 体	6,122	4,587	3,447	579	118	6	133	525	753
	中 国	1,226	846	548	177	73	5	36	19	247
	構成比率	20.0%	18.4%	15.9%	30.6%	61.9%	83.3%	27.1%	3.6%	32.8%

イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「日本人の配偶者等」が9.0%、「留学」が5.9%等となっている。不法滞在では、「短期滞在」が29.9%、「技能実習」が18.4%等となっている(図表 3-31)。

図表 3-31 中国の在留資格別 特別法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	1,226	385	135	278	110	43	275
構成比率	100.0%	31.4%	11.0%	22.7%	9.0%	3.5%	22.4%
正規滞在	510	19	72	52	110	43	214
全体に占める構成比率	41.6%	1.5%	5.9%	4.2%	9.0%	3.5%	17.5%
不法滞在	716	366	63	226			61
全体に占める構成比率	58.4%	29.9%	5.1%	18.4%			5.0%

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成するケースが多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。

中国から、「技能実習」、「留学」等の在留資格で入国した後、実習先から失踪する者や留学先の学校等を中途退学する者もあり、その後、不法就労や不法滞在を続けるうちに、その他の犯罪に加担する者も見られる。近年は、通信手段として匿名性の高いスマートフォンアプリが使われており、精巧な偽造クレジットカード等を利用して大量の商品をだまし取る犯罪や、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が比較的多くなっている。

## 第2 犯罪インフラ事犯等の現状

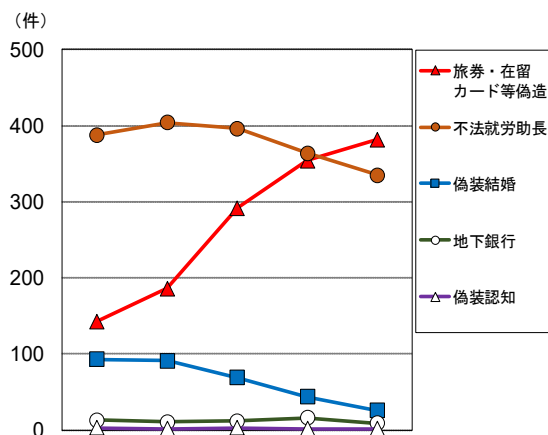
### 1 概要

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造、偽装結婚、地下銀行、偽装認知のほか、携帯電話不正取得、偽造在留カード所持等が挙げられる。不法就労助長及び偽装結婚には、相当数の日本人や永住者等の定着居住者が深く関わっており、不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられる。

犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられるが、検挙件数・人員は減少傾向で推移している。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために利用されており、平成28年以降、増加傾向で推移し、検挙件数では最も多くなった。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であるが、近年、減少傾向にあるところ、ブローカー等への報酬等として多額の費用がかかることなどが一因になっているとみられる。地下銀行は、近年、検挙件数は10件前後で、偽装認知は3件前後で推移している（図表3-32）。

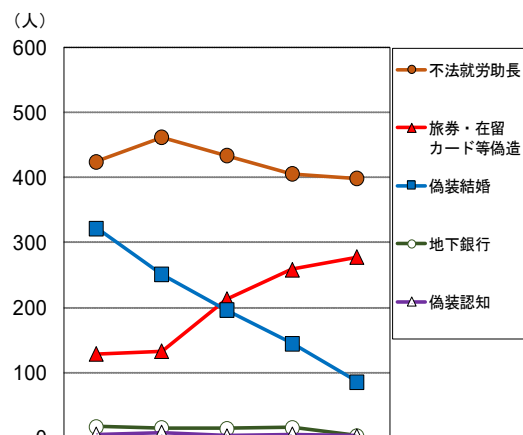
図表3-32 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 数	640	694	772	780	754	-26	-3.3%
旅券・在留カード等偽造	143	186	292	354	382	28	7.9%
不法就労助長	388	404	396	364	335	-29	-8.0%
偽装結婚	93	91	69	44	26	-18	-40.9%
地下銀行	13	11	12	16	9	-7	-43.8%
偽装認知	3	2	3	2	2	0	0.0%

【検挙人員】



	H28	H29	H30	R元	R2	増減数	増減率
総 人 員	898	869	860	831	769	-62	-7.5%
不法就労助長	425	462	434	406	399	-7	-1.7%
旅券・在留カード等偽造	129	133	213	259	278	19	7.3%
偽装結婚	322	251	196	145	86	-59	-40.7%
地下銀行	17	15	14	16	3	-13	-81.3%
偽装認知	5	8	3	5	3	-2	-40.0%

※ 警察庁(国際捜査管理官)における5つの類型に関する集計(日本人を含む)。

## 2 類型別検挙状況

### (1) 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

#### ア 令和2年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、近年は減少傾向で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国40人、フィリピン17人、韓国17人、タイ17人、ベトナム11人等となっている。

なお、日本人の検挙は275人である。

#### イ 代表的な検挙事例

##### 【事例】

###### ○ 清掃等業務請負会社経営者らによる職業安定法違反等事件（令和2年10月、長野）

清掃等業務請負会社経営者の日本人の女らは、令和2年6月から同年9月にかけて、「技能実習」の在留資格で入国したベトナム人の男らを労働者供給契約に基づき、野菜農家で農作業に従事させていた。同年10月までに、ベトナム人の男らを農作業に従事させていた日本人の男女2人及びベトナム人の男2人（日本人の配偶者等1、家族滞在1）を職業安定法違反（労働者供給事業の禁止）で、農作業に従事していたベトナム人の男3人（技能実習）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

###### ○ 人材派遣会社社員らによる入管法違反（不法就労助長等）事件（令和2年11月、千葉）

人材派遣会社社員の日本人の男らは、令和元年7月から令和2年10月にかけて、「技能実習」等の在留資格で入国したベトナム人の男女らを水産加工会社に派遣し、働かせていた。令和2年11月までに、ベトナム人の男女らを雇用していた日本人の男5人を入管法違反（不法就労助長）で、ベトナム人が作業員として働くことを知りながら日本人の男らにあっせんしたベトナム人の男1人（不法残留）を入管法違反（不法残留、不法就労あっせん）で、作業員として働いていたベトナム人の男女5人（不法残留）を入管法違反（旅券不携帯、不法残留）で逮捕した。

### (2) 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

#### ア 令和2年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、平成28年以降、増加傾向で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム153人、中国71人、インドネシア13人等となっている。

なお、日本人の検挙は7人である。

#### イ 代表的な検挙事例

##### 【事例】

### ○ 中国人による入管法違反（在留カード偽造等）事件（令和2年7月、警視庁）

中国人の男は、令和2年5月、SNSを通じて注文を受け付け、在留カードを偽造し、偽造在留カードをウズベキスタン人に販売した。同年7月までに、在留カードを偽造していた中国人の男1人（留学）を入管法違反（在留カード偽造目的の器械原料準備、在留カード偽造、偽造在留カード所持）で、偽造在留カードを購入したウズベキスタン人1人（不法残留）を入管法違反（偽造在留カード所持）で逮捕した。

### ○ 中国人らによる入管法違反（在留カード偽造等）事件（令和2年7月、兵庫・埼玉・大阪）

中国人の男らは、令和2年4月、SNSを通じて注文を受け付け、在留カードを偽造し、偽造在留カードをベトナム人に販売した。同年7月までに、在留カードを偽造していた中国人の男女2人（技能実習1、短期滞在1）を入管法違反（在留カード偽造目的の器械原料準備、在留カード偽造、偽造在留カード所持、偽造在留カード提供）で、偽造在留カードを購入したベトナム人の男1人（不法残留）を入管法違反（偽造在留カード所持、偽造在留カード收受）で、偽造在留カードの販売代金の入金口座を管理していた中国人の女1人（技能実習）を犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲受）で逮捕した。

## (3) 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

### ア 令和2年中の検挙状況

偽装結婚事犯の検挙状況をみると、平成28年以降、減少傾向で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム17人、中国12人、フィリピン6人、スリランカ6人等となっている。

なお、日本人の検挙は38人である。

### イ 代表的な検挙事例

#### 【事例】

### ○ ベトナム人らによる偽装結婚事件（令和2年4月、警視庁）

ベトナム人の男女らは、平成29年2月から令和元年7月にかけて、ベトナム人の男女らに、長期の在留資格を取得させる目的で、ベトナム人の女や日本人の男らをあっせんして、偽装結婚させていた。令和2年4月までに、日本人の男1人及びベトナム人の男女10人（永住者4、定住者4、経営・管理1、永住者の配偶者等1）を入管法違反（虚偽申請）及び電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

### ○ ネパール人らによる偽装結婚事件（令和2年10月、三重）

ネパール人の男らは、令和元年7月から同年8月にかけて、ネパール人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。令和2年10月までに、偽装結婚をあっせんしていたネパール人の男1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男1人並びに偽装結婚の当事者である日本人の男2人及びネパール人の女2人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

#### (4) 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

##### ア 令和2年中の検挙状況

地下銀行事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移しているところ、令和2年は前年に比べ、検挙件数・人員とも減少している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム1人、中国1人、スリランカ1人となっている。

##### イ 代表的な検挙事例

###### 【事例】

###### ○ ベトナム人らによる地下銀行事件（令和2年6月、静岡）

ベトナム人の男らは、平成30年4月から令和元年5月にかけて、中部地方に居住するベトナム人らから送金依頼を受け、約150万円をベトナムへ不正送金していた。令和2年6月、ベトナム人の男女3人（技術・人文知識・国際業務1、経営・管理1、留学1）を銀行法違反（無免許営業）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

#### (5) 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

##### ア 令和2年中の検挙状況

偽装認知事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、韓国1人となっている。

なお、日本人の検挙は2人である。

##### イ 代表的な検挙事例

###### 【事例】

###### ○ 韓国人らによる偽装認知事件（令和2年7月、静岡）

韓国人の女及び日本人の男は、平成30年9月から平成31年2月にかけて、二人の間に生まれた子供に日本国籍を取得させるなどの目的で、韓国人の女と別の日本人の男の間に生まれた子供として内容虚偽の認知届及び国籍取得届を提出した。令和2年7月、韓国人の女1人（日本人の配偶者等）及び日本人の男2人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び国籍法違反（虚偽の届出）で逮捕した。

#### (6) その他の犯罪インフラ事犯

以上5種類の犯罪インフラ事犯のほか、以下のような検挙事例がある。

###### 【事例】

###### ○ ベトナム人らによる古物営業法違反等事件（令和2年8月、警視庁）

ベトナム人の男らは、令和2年3月から同年4月にかけて、公安委員会の許可を受けずに中古の携帯電話機を携帯電話販売店から購入し、販売する古物営業を営んでいた。同年8月までに、ベトナム人の男女2人（不法残留）を古物営業法違反（無許可営業）及び入管法違反（不法残留）で逮捕した。

**○ ベトナム人らによる犯罪収益移転防止法違反等事件（令和2年10月、神奈川）**

ベトナム人の男らは、令和元年12月から令和2年6月にかけて、SNS上で通帳やキャッシュカードを有償で譲り渡すよう誘引し、売買していた。令和2年10月までに、ベトナム人の男12人（技術・人文知識・国際業務1、留学4、不法残留6、仮放免1）を犯罪収益移転防止法違反（誘引、預貯金通帳等有償譲受・譲渡）、入管法違反（不法残留）等で逮捕した。

### **第3 国外逃亡被疑者等の状況**

#### **1 国外に逃亡した被疑者の状況**

日本国内で犯罪を行い、令和2年中に国外に逃亡した被疑者は65人で、このうち外国人被疑者は41人となっている。

#### **2 国外逃亡被疑者等の状況**

令和2年末現在の国外逃亡被疑者等は684人で、このうち外国人被疑者は550人となっている。

#### **3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況**

令和2年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が198人と最も多く、次いで、窃盗犯が111人、知能犯が54人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が58人と最も多くなっている。

#### **4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況**

令和2年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が170人（構成比率24.9%）、次いで日本が134人（同19.6%）となっている。

#### **5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数**

令和2年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が197人（構成比率28.8%）と最も多く、次いで、ブラジルが73人（同10.7%）、フィリピンが60人（同8.8%）等となっている。

#### **6 国外逃亡被疑者等検挙状況**

令和2年中に検挙した国外逃亡被疑者は61人（うち外国人被疑者26人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は18人（うち外国人被疑者17人）となっている。

#### **7 国外犯処罰規定適用状況**

令和2年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものは、1件1人となっている。



## 凡例

### 【第1章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 会社ゴロとは、総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 新聞ゴロとは、総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 社会運動標ぼうゴロとは、社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 政治活動標ぼうゴロとは、政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
  - 2 上記1に該当しない次の事件
    - (1) 銃器の使用
    - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
    - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
    - (4) 放火（未遂を含む。）
    - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
    - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- ノミ行為等とは、公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。
- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗（キャッシュカード詐欺盗）を含む。）の総称である。

なお、キャッシュカード詐欺盗については、平成30年から数値を計上している。

### 【第2章：薬物・銃器情勢】

- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制

薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

- 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。
- 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

### 【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
  - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、強制性交等
  - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
  - 窃盗犯……………窃盗
  - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
  - 風俗犯……………賭博、わいせつ
  - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等  
上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 「入管法違反検挙状況等（第1の4の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第1の4の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第1の4の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）、「薬物事犯検挙状況（第1の4の(7)関係）」の数値は警察庁（薬物銃器対策課）において、それぞれ集計したものである。